

平成26年第3回定例会

(9月4日招集)

山都町議会会議録

平成26年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月4日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 諸般の報告	3
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	5
日程第6 認定第1号 平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	10
日程第7 認定第2号 平成25年度山都町水道事業会計決算認定について	10
日程第8 認定第3号 平成25年度山都町病院事業会計決算認定について	10
日程第9 報告第9号 平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	10
日程第10 報告第10号 平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について	18
日程第11 議案第41号 町道認定について	19
散会	20

○9月9日（第2号）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議	22
日程第1 一般質問	22
2番 藤原秀幸議員	22
3番 飯星幹治議員	34
4番 後藤壽廣議員	46
散会	60

○9月10日（第3号）

出席議員	61
欠席議員	61
説明のため出席した者の職氏名	61
職務のため出席した事務局職員	61
開議	62
日程第1 一般質問	62
8番 工藤文範議員	62
1番 吉川美加議員	75
散会	89

○9月11日（第4号）

出席議員	90
欠席議員	90
説明のため出席した者の職氏名	90
職務のため出席した事務局職員	91
開議	91
日程第1 議案第36号 山都町役場課設置条例の一部改正について	91
日程第2 議案第37号 山都町総合計画条例の制定について	108
日程第3 議案第38号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	110
日程第4 議案第39号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号） について	120
日程第5 議案第40号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号） について	121
日程第6 議案第42号 字の区域の変更について（山都町田小野）	123
日程第7 議案第43号 字の区域の変更について（山都町金内）	124
日程第8 議案第44号 山都町辺地総合整備計画の変更について	125
日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について（上鶴橋橋梁下部工工事）	127
日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について（町道長谷線道路改良工事 （1工区））	129
日程第11 議案第49号 物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）	130
日程第12 議案第50号 物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）	131
散会	133

○9月26日（第5号）

出席議員	134
------	-----

欠席議員	134
説明のため出席した者の職氏名	134
職務のため出席した事務局職員	135
開議	135
日程第1 議案第47号 工事請負契約の締結について（町道瀬戸福良線橋梁上部工工事）	135
日程第2 議案第48号 工事請負契約の締結について（町道小峰目射線青葉瀬橋改築上部工工事）	137
日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	144
日程第4 委員会報告 町道認定について	145
日程第5 認定第1号 平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	145
日程第6 認定第2号 平成25年度山都町水道事業会計決算認定について	154
日程第7 認定第3号 平成25年度山都町病院事業会計決算認定について	155
日程第8 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について	156
日程第9 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	164
閉会	165

9 月 4 日（木曜日）

平成26年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年9月4日午前10時0分招集
2. 平成26年9月4日午前10時0分開会
3. 平成26年9月4日午前11時33分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 行政報告
 - 日程第5 提案理由説明
 - 日程第6 認定第1号 平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第7 認定第2号 平成25年度山都町水道事業会計決算認定について
 - 日程第8 認定第3号 平成25年度山都町病院事業会計決算認定について
 - 日程第9 報告第9号 平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
 - 日程第10 報告第10号 平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について
 - 日程第11 議案第41号 町道認定について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三
会計課長	田上博之	企画振興課長	本田潤一
税務課長	甲斐重昭	商工観光課長	檜林力也

農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
水道課長	甲斐良士	農業委員会事務局長	山本祐一
住民環境課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

ただいまから、平成26年第3回山都町議会定例会を開会します。

本日の会議を開く前に、1番吉川美加君から発言の申し出があります。この際、これを許します。

吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 皆さん、おはようございます。

本日は、第3回定例会開会の前の貴重なお時間を割いていただき、私に発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

さて、前回の第2回定例会におきまして、広報委員会では議会傍聴者に対してアンケートをとり、それを広報紙「議会だより」に掲載をし、また、私たちの議会運営に後々役立てていければという思いから発したものでございました。で、それを実施いたしました。

ただ、その後のアンケートの取り扱いにつきまして、当初の目的である「議会だより」に載せるという段階に至る前に、私もそのアンケートの結果にとっても心を揺さぶられるというか、本当に率直な御意見をたくさんいただきましたので、それを議員の皆様、そして執行部の皆様と共有したいという、そういうやる思いから広報委員会にもおろさず、また私の独断で議員の皆様、そして執行部の皆様に関連したことを、まことに拙速だったというふうに反省しております。広報委員長という立場ながら、広報委員の皆様へこの情報を共有しなかった、そして山都町議会の一員でありながら議長にも御相談をしなかったことは、本当に私の不徳のいたすところでございます。今回のことで、まことに不愉快な思いをさせた皆様、そして御迷惑をおかけした皆様に対して、深く反省をし、おわびを申し上げるものでございます。

また、今後のアンケートの実施やその他のことにつきましては、広報委員会でまた話し合い、深め、また議長や議会事務局ともよく相談をしながら進めてまいりますので、今後ともどうぞ御指導のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に申しわけございませんでした。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 吉川議員におかれましては、一議員ではありますが山都町議員を構成する議員としての立場を踏まえ行動されますよう、今後こういうことがないように厳重に注意いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、11番、田上聖君、12番、中村益行君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月26日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおります。

本日までに受理した請願は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。その他は、お手元に配付しています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出がっております。この際、これを許します。

企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） おはようございます。

第2次山都町総合計画について行政報告をしたいと思います。現在策定中であり第2次山都町総合計画につきまして、進捗状況、概要の報告でございます。

総合計画につきましては、平成26年度をもって10カ年の第1次総合計画が終了いたします。昨年度より、第2次の計画策定について作業を進めているところでございますけれども、本年度は

2回の総合計画審議会を開催し、策定までさらにあと2回程度を予定したいと考えているところでございます。今回の計画策定に当たりましては、本町が抱える課題、大きくは、さらに進んでおります人口減、少子高齢化、集落を初めとする地域コミュニティの抱える今後の課題、また基幹産業でございます農林業の振興のための集落への支援とか、それから若者定住、子育て教育環境の充実を見据えたところで審議を進めていただいております。

今議会において、山都町総合計画条例の制定について上程しております。この件につきましては、議案審議時に御説明を申し上げたいと思います。

お手元に、第2次山都町総合計画基本構想の骨子案のたたき台をお配りいたしました。この内容について若干この場をお借りして説明を申し上げておきたいと思います。

まず、左側上の基本理念でございますが、まちづくりの基本的な考え方として四つの柱を掲げております。地域づくり、産業づくり、環境づくり、そして人づくりですけれども、これを進める前提となりますには、行財政改革、効率的な行政運営となるというものを図表化したものでございます。特に農林業と農村集落の機能維持・強化を強くうたい込むものとしておるところでございます。また、財政支出の縮減を記載することにより、今後のまちづくり及び行政運営においては、明確な優先順位をつけていかなければならないことを、またここにうたい込むこととしていきたいと思っております。

次に、下段の将来像、目指すべき町の姿、人口目標の欄でございますけれども、将来像につきましては、そこにありますように、米印であります。山都町そのもの、もしくは山都町が持つ力を表現する言葉を将来像として設定するとしております。ここは現在、この目的のもとに検討中でございまして、また後日、ここは出していきたいというふうに思っております。

下段の人口目標をごらんください。これにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所、たびたびいろんな場が出てきますけれども、ここが推計しております予想値をここに掲げいたしました。昨年2013年度1万5,804人が、10年後の2024年には1万3,000人を割って1万2,595人となる推計が出ております。また、表の見方を説明申し上げますと、一番上の網かけが20代30代の女性の人口の変化の予想であります。また、中段は高齢者人口の変化の予想、そして一番最下段の少し黒い網かけが年少者、15歳以下の人口の推移というふうに予想されています。

ここで、10年後の予想値というものを論議してきたわけでございますけれども、1万3,000を割らないということを目標値として掲げてはどうかということで、今論議をしているところでございます。このことにつきましては、もう少し論議が必要かもしれませんけれども、平成17年から昨年度26年3月末までの人口減は3,375人でありました。これを26年3月の人口から引きますと1万2,500人を割り込むということで、この研究所の数値よりもまた若干割り込んでしまうという、過去10年間を見れば、そういう形になります。1万3,000人の根拠につきましては、今後また根拠を求めてやっていきたいというふうに思っております。

今後、出生や死亡による自然減、そして転出等による社会減をいかにして少なくしていくか、また、出生をふやしていくかということに、今後真剣に取り組むということが必要となってくると思っております。

右側に基本目標、基本方針、基本施策というものを掲げました。今回、五つの基本目標として掲げさせていただきました。左の基本となる柱を文書化したものであります。今後のまちづくりに当たって、総花的にはなってはいけないというのは重々承知しておりますが、行政としましては、この五つの項目を一つの指針、目標として上げていくことで、今、方針を固めつつあるところでございます。一つ一つの方針については申し上げませんが、各分野について網羅しながらおります。この中につきまして、一番下の基本目標5、財政支出の縮減と合わせて、優先順位を先ほど申し上げましたように、いかに優先順位をつけて健全な行政運営をやっていくかということになるかと思っております。

また、次ページにそれぞれの方針ごとに、またさらに詳しい表をつけておりますけれども、これにつきましては、後ほどごらんをいただくということをお願いしたいと思います。

最後のページ、資料3でございますけれども、昨年度、各28の自治振興区を単位として、地域ビジョンというものを各地域ごとに作成をいただきました。今回の総合計画におきましても、地域づくりが一つの大きな課題であると。この広い山都町の中で、それぞれの地域性を生かした地域を、地域の人たちで考えていただくと、それを行政が支援していくというスタンスでお話し合いを約3回ずつやっていたいただきました。このまとめにつきまして、今回、東竹原自治振興区と名前を出させていただきましたが、それぞれ28の自治振興区の計画を総合計画の別冊として作成し、お配りしようというふうに思っております。このたたき台につきましては、まだもう少し見せ方を工夫したいと思いますけれども、おおむね、このような方針で、地域の基本情報から今後の取り組みについて出していきたいというふうに思っております。

以上、今回の総合計画の策定の間報告とさせていただきますけれども、この内容につきましては論点や点検を含め、さらに修正、チェックをしていくことといたしたいと思います。議員各位初め、各方面の意見を聞きながら仕上げていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これで行政報告が終わりました。

日程第5 提案理由説明

○議長（中村一喜男君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

提案理由の説明を行いたいと思っております。

24節気という白露を迎え、朝夕の涼しさの中に肌寒さを感じる季節となりました。夏の初めは全国的に大変な猛暑でした。熱中症が報道される中、群馬県館林市では39.5度を記録しました。ところが8月になりますと、九州北部から中国、近畿地方まで集中的な大雨に見舞われる異常気象に翻弄され、本町でも好天の日は数えるほどしかなく、これから秋の収穫時期を迎え、日照不足とともに天候不順による農作物の生育が心配されるところです。

特に広島市北部の土砂災害では、豪雨により70名以上の方々がお亡くなりになる未曾有の大災害となりました。被災された地域の方々、お亡くなりになられた方々に、心よりお見舞いと御冥福をお祈りいたします。

今回、広島市で発生したような大災害は、いつ、どこで起きてもおかしくないものであります。本町においても早期避難を中心に、十分な対策を講じていくこととします。

平成26年第3回定例会を招集しましたところ、御参集賜りありがとうございました。

山都警察署少年剣道「洗心会」及び矢部中出身の今村侑資さんが、7月に行われた「全日本学生剣道選手権大会」で全国3位に入賞されました。御家族を初め剣道関係者にもお喜びを申し上げます。このように町内出身者が全国的に活躍いただくことは、勇気と自信を私たちに与えてくれます。現在、大阪体育大学在学中ですが、今後の御活躍を期待したいと思います。

8月3日は、サッカーの「ロアッソ山都タウンデー」と銘打ったゲームがありました。これは、ロアッソと県内各自治体とが連携した活動を行う取り組みの一環として行われているもので、当日は山都町の紹介や山都町三大祭りのPRをさせていただきました。会場の北ゲートでは町内業者の物販を行い、意義ある1日でありました。この日は多くの町民も御参加いただき、ロアッソからは、熊本火の国盛り上げ隊として3人の選手が山都町の応援隊になってくれています。

先日、熊本県山岳連盟及び陸上自衛隊第42普通科連隊の方々のボランティアによる通潤橋の除草作業を行っていただきました。通潤橋は、国指定重要文化財の中でも現役の水路機能を有する文化財として貴重なものであり、将来にわたり継承していくことが必要であります。

その一方で、通潤橋とその周辺一帯は、山都町における第一の観光資源でもあります。普段の清掃は、通潤土地改良区、矢部高生、各種団体、企業の方々、そして地域住民の皆様方のボランティアにより、草刈りやごみ拾いなどを行っていただいています。壁面の除草については一般住民では難しいものがあります。そこで、高度な技術を身につけられている方々に協力を仰いでいるところですが、おかげさまで毎年きれいな通潤橋の姿を見ることができています。

他の地域でも美化作業がきちんとされ、気持ちのいい環境が保たれています。このように多くの皆様の御協力を得て、施設や生活環境が維持できていることに感謝しますとともに、町民の皆様の意識の高さを改めて感じたところです。

日米共同訓練が大矢野原演習場で行われるとの報道が、8月16日になされました。平成9年度から始まり平成20年度を最後に、これまで5カ年間あっておりませんでした。実施されれば5回目となります。訓練は各方面隊の持ち回りで実施され、西部方面隊での実施は決定事項との新聞報道もあったところです。防衛省への問い合わせも行っていますが、現時点では日時や訓練内容などの連絡は受けておりません。マスコミ報道が先行しており、仮に大矢野原演習場で日米共同訓練が行われるのであれば、私たち地元自治体への詳しい情報提供をマスコミより先に望むものであります。

山都町の三大祭りの一つ、火伏地蔵祭はあいにくの雨模様でありましたが、裸みこしや花火大会も盛会のうちに終了しました。この週末には、矢部の八朔祭、そして次の週には清和文楽の里まつりも開催されます。地域の祭りは、地域のきずなを守り、地域の誇りを確認する重要な行事

であると考えています。少子高齢化の波の中にあるからこそ、祭りを守り継承していかなければなりません。そのような意味で、それぞれ大いに盛り上がってほしいものだと思います。

農林業が基幹産業である山都町ですが、先般、JAかみましき代表理事組合長であった梅田穰氏が、県農業界のトップである県中央会会長に就任されました。このことは大変な喜びであり、今後の御活躍をお祈りいたしますとともに、山都町へのさらなる御支援に期待するものです。

昨年まで好調でありましたトマトも、本年は収量、価格の点でも停滞を見ているようです。天候不良の中、品質・収穫高が気がりですが、安定的な価格維持を願っています。基幹作物であります水稻やこれから収穫を迎えるクリ、夏秋野菜におきましても、このまま台風や害虫被害の発生、さらには有害獣被害がなく、豊かな実りになることを祈るものであります。

新庁舎建築については、おかげをもちまして、8月8日に無事上棟式を迎えることができました。関係各位、近隣の住民の皆様、近くの保育園からも御参加をいただき、御礼を申し上げます。工事の進捗状況につきましては、さきの議会でも報告しておりますが、年度内完成を目指し、ほぼ予定どおり進捗しております。今後も安全第一を旨とし、完成まで一人のけが人も出さない施工を願うものであります。

子ども子育て会議について、これまで3回の会議を重ね、子育て支援の具体的な施策などについて検討を行っています。10年後には1,000人を切ると予想される15歳未満の年少者に対して、また100人を切る出生数である現状を踏まえ、早急な対策と支援体制を検討し推し進めていくこと、これは我々の最優先の責務と考えております。矢部高校の入学者は年々減少しており、非常に厳しい現実に直面しています。子ども子育て会議の中でも対応策を検討しているところがあります。矢部高校が県立であることに関係なく、町として強くかかわりを持ち、支援していかなければなりません。人口減少、超少子高齢化社会の中で持続可能な地域社会へ変えていくためには、次世代への重厚な施策を構築していくしかありません。町行政、教育委員会、議会、学校、保護者、地域など山都町民の英知を結集していきたいと考えます。

高速道路につきましては、関係する全ての皆様の御尽力により、ことしは約74億円と過去最大の予算規模となりました。このままの予算規模で整備が進めば、東京オリンピックが開催されるころまでには、仮称ではありますが、矢部インターまで開通すると思われれます。高速道路開通を見据えたまちづくりをしっかりと取り組んでまいります。

今般の定例会に提案している補正予算案には、本町で捕獲した有害鳥獣を地域資源として活用するため、イノシシ及びニホンジカの解体処理並びに精肉加工を行い販売することを目的に、鳥獣処理加工施設に関する予算を計上しています。これまで、捕獲者において自家消費や埋設が行われてきましたが、処理加工施設の設置により、鳥獣被害防止や獣肉の特産品化へつながることが期待されます。

このほか、農業面では、新たに就農する2名と二組の夫婦に対する給付金も計上しました。町としましても、新規就農された後、経営が安定するまでしっかりとサポートしていきたいと考えています。

また、合併10周年記念事業として、これからの山都町を担っていく中高生が豊かな希望を持て

るような、高校を中心とした教育環境を創造するため町民一体となって考える場と、矢部高校をより多くの方々に知ってもらえるよう、日程を矢部高校の文化祭開催日に合わせた健康フェスタを開催する予算も盛り込みました。

第2次山都町総合計画については、行政報告もいたしましたが、おおむね集約の段階に入っております。基幹産業の維持強化を基本に、地域づくり、産業づくり、環境づくり、そして、これらを進める人づくりを「まちづくりの柱」としていくことを基本的な考えとしています。山都町のまちづくりには、あらゆる分野において積極的な推進を図らなければなりません。進めるに当たっては、行財政改革による健全な財政基盤の確立が必須であり、施策の優先順位を厳しく見きわめていくことが必要であります。今般、機構改革の改編案を提案させていただきますが、新庁舎建設にあわせた組織再編と山都町の活性化を具体的に推し進める方向性を打ち出したものです。予定されております全員協議会においては、闊達な御議論をお願いしたいと思っております。

以下、議案について説明します。

今回の定例会に提出する議案は、条例2件、補正予算3件、その他5件、決算認定3件、報告2件です。

議案第36号、山都町役場課設置条例の一部改正については、新庁舎移行にあわせ、平成27年1月から町政の重点施策の実施に向けた体制整備と効率的かつ能率的な組織編制を行うとともに、社会情勢や住民サービスの変化に迅速に対応し最大の業務効果を発揮できるよう、組織の改編を目的に条例の一部改正を行うものです。

議案第37号の山都町総合計画条例の制定については、地方自治法の改正に伴い、総合計画の基本構想について議会の議決を経て定めることの義務づけ撤廃により、法的な策定義務が廃止されましたが、総合計画は町の総合的かつ計画的な行政運営の指針と、まちづくりの長期的展望を示すものであることなどから、このたび第2次山都町総合計画の策定に当たり、その策定の根拠となる条例を新たに定めるものです。

次に、補正予算ですが、議案第38号、平成26年度山都町一般会計補正予算第3号については、2億2,600万円を増額補正し、補正後の額を126億5,400万円としています。

歳出の主なものとして、2款総務費では、町有林の整備委託料169万4,000円、町有建物解体等工事費160万4,000円を計上しています。

3款民生費では、合併10周年記念事業として200万円、平成25年度の国県支出金の精算償還金894万4,000円、介護保険特別会計の前年度精算に伴う繰出金613万6,000円を計上しました。

4款衛生費では、最終処分場建設予定地購入費466万2,000円を計上しています。

5款農林水産業費には、鳥獣処理加工施設建設にかかる経費として1,704万5,000円、有害獣被害防止対策事業補助金300万円、人・農地プラン事業の青年就農給付金に1,650万円、強い林業木材産業づくり交付金事業補助金として4,207万5,000円を計上しました。

6款商工費では、各種観光施設の空調設備整備や備品整備費として460万円を計上しています。

7款土木費では、道路維持費5,050万円、道路新設改良事業費に2,550万円、自然災害防止事業として800万円、公営住宅の管理費に516万6,000円を計上しました。

10款災害復旧費では、6月の集中豪雨及び台風8号により被災した農業施設の災害復旧費に1,085万円を計上しました。

議案第39号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算第2号については、前年度繰越金の確定に伴うものと平成25年度の国県支出金の精算償還による1億3,852万円を増額補正し、補正後予算28億1,119万1,000円としています。

議案第40号、平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算第2号については、主に簡易水道施設の整備、更新に伴う工事費等によるもので460万5,000円を増額補正し、補正後予算4億7,400万2,000円としています。

議案第41号、町道認定については、道路法第8条2項の規定に基づき、今回3路線の認定をお願いするものです。

議案第42号及び議案第43号の字の区域の変更については、県営土地改良事業の実施により整備後の圃場が複数の字に分かれるため、圃場の一体的管理を行えるよう、整備後の圃場、水路界をもって新たな字界とする区域の変更を行うもので、地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域の変更については、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

議案第44号、山都町辺地総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画の変更については、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

次に、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成25年度山都町一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の歳入歳出決算を認定に付するものです。

なお、監査委員におかれましては、各会計の歳入歳出決算書につきまして、長期間にわたり終始熱心な審査を尽くしていただきましたことに対して、深く感謝申し上げます。

報告第9号、平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書については、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率等の報告を行うものです。

報告第10号、平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書については、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成24年度に設定した継続費に係る事業が終了したため、継続費の精算報告を行うものです。

諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員の任期満了に伴い、継続して候補者として推薦をする方1名についてお諮りするものです。

以上、提案理由について説明いたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますようお願いいたします。

なお、説明書には記してございませんが、上鶴橋橋梁下部工工事、町道長谷線道路改良工事、町道瀬戸福良線橋梁上部工工事及び町道小峰目射線、青葉の瀬橋改築上部工工事の4件の工事請負契約の締結並びに役場新庁舎議場備品、消防小型ポンプの2件の物品売買契約の締結については、準備が整いましたら今会期中に御提案を申し上げるところです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第6 認定第1号 平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

日程第7 認定第2号 平成25年度山都町水道事業会計決算認定について

日程第8 認定第3号 平成25年度山都町病院事業会計決算認定について

日程第9 報告第9号 平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、認定第1号「平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第7、認定第2号「平成25年度山都町水道事業会計決算認定について」、日程第8、認定第3号「平成25年度山都町病院事業会計決算認定について」及び日程第9、報告第9号「平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は関連しますので、一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。報告第9号の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。

それでは、報告第9号、平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書について報告をいたします。この財政健全化判断比率とは、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断、分析をしまして、これらの状況を踏まえ、早期の是正措置を講じるなどの確な対応に基づく行財政運営を図っていく必要があるかどうかを見るものでございます。

まず表紙をめくっていただきまして、1の健全化判断比率です。一番上の表をごらんください。簡単に資料の説明をいたしますと、まず一番左の実質赤字比率、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。次の連結実質赤字比率、これは全ての会計、一般会計だけではなく特別会計を含んだものでございますが、この赤字や黒字を合算しまして、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものでございます。この二つの比率につきましては、赤字となった場合にのみ数値があらわれます。本町の平成25年度決算はいずれも黒字でございましたので、この場合は表記は横棒でなされるということになっております。

次に、三つ目の実質公債費比率でございます。借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化をし、資金繰りの危険度を示す資料でございます。平成25年度は8.1%となります。24年度の同比率は8.7%でしたので、0.6ポイント減少をしております。

続く、将来負担比率です。地方公共団体の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化しまして、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、平成25年度は45.5%です。この平成24年度同比率は59.7%でしたので、さきの実質公債費比率同様、財政状況も昨年度と比較しますとやや好転しているということが言えるというふうに思います。

次に、真ん中の表をごらんいただきますとおわかりのように、ただいま四つの指標について説明をいたしましたけれども、この四つの指標に対応します段階別の基準を定めたものでございます。健全化判断比率によりまして健全段階、そして、その表にありますような早期健全化段階、財政再生段階の三つの段階に区分をされまして、早期健全化段階ですとか財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画の策定ですとか外部監査の要求の義務づけが課されまして、地方公共団体の自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。

次に、健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、いずれかが財政再生基準以上の場合には、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務づけのほか、起債の制限ですとか財政再生計画の総務大臣協議など、国の関与による確実な財政健全化が求められるというものでございます。

これに照らして本町の指標を見ていただきますと、いずれの基準も下回っておりますので、先ほど申し上げました健全段階ということが言えるということが出来ます。ですが、地方交付税の縮減措置もいよいよ次年度からという状況でございます。今後もこれらの指標に意を用いながら、効率的で持続可能な行財政運営に向けて、不断の見直しを行っていく必要があるというふうに考えております。

次に、2の資金不足比率です。これは、公営企業会計の資金不足を料金収入等と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、平成25年度はいずれの会計も資金不足はございませんでしたので、これもバー表記となっております。

以上、山都町の平成25年度決算に基づき算定した数値ですけれども、全国の決算状況によりまして、今後変動する可能性もございますので、そのことを申し添えまして報告書の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 報告第9号「平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は、説明が終わりましたので、報告済みとします。

ここで、監査委員から認定第1号、認定第2号、認定第3号及び報告第9号について、決算審査意見書が提出されております。ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、森田京子君。

○監査委員（森田京子君） おはようございます。

御指名により、平成25年度山都町各会計決算審査意見書の報告をいたしたいと思っております。このたび、議会選出の赤星議員さんと私、森田の2名で緒方事務局長、長崎主幹を初め、多くの皆さんの指導や助言をいただきながら、平成25年度の決算審査をいたしました。私たちは一生懸命努力したつもりではございますが、限られた人員、限られた期間での審査ということで至らない面もあるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、意見書を読み上げて報告とさせていただきます。なお、審査意見書は事前にお手元に届けてあるということですので、時間節約のため、金額については多くの場合1,000円単位まで、また内容についても要点のみに省略させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうござい

すでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、読みながら報告いたしたいと思います。1ページをごらんください。

平成25年度山都町一般会計特別会計決算審査意見書。第1、審査の概要。1、審査の対象は平成25年度山都町一般会計歳入歳出決算及び六つの特別会計歳入歳出決算それぞれに関する証書類等であります。2、審査の期間。平成26年7月22日から8月8日までの実質12日間です。3、審査の手続は、審査に付された各会計歳入歳出決算に関する証書類等について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、通常実施すべきと認める審査手続を実施し、担当課長等からの聞き取り調査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された各会計歳入歳出決算書等は、関係法令に準拠して作成されており、全ての計数は誤りのないものと認めました。

次、2ページをお開きください。第3、決算の概要。1、総括。(1)決算規模。平成25年度における各会計の歳入歳出決算は、第1表のとおりである。真ん中ほどですけど、一般会計及び特別会計の決算総額は、予算現額202億1,723万4,000円に対して、歳入総額191億392万8,000円、歳出総額182億4,192万1,000円、差し引き8億4,200万7,000円の黒字決算であるとなっています。

次、3ページです。(2)決算収支。決算収支の状況は、第4表のとおりである。歳入歳出差し引き残額から翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた実質収支額は5億9,545万8,000円の黒字、また、これから前年度の実質収支額5億3,439万5,000円を控除した実質単年収支額は6,106万3,000円の黒字となっている。

(3)予算執行状況。歳入歳出予算の執行状況は、それぞれ第5表、第6表のとおりである。調定額197億7,636万円に対する歳入決算額は191億392万8,000円であり、収入率は96.6%となっている。4ページです。予算現額に対する歳出決算額は182億6,192万1,000円であり、執行率は90.3%となり、翌年度への繰越額は13億3,787万8,000円、不用額は6億1,743万5,000円となっている。

(4)財政の構造。①歳入の構成。歳入決算を自主財源と依存財源に区分し、第7表に年度別比較を、第8表に科目別構成比及び前年度比較を示した。自主財源と依存財源の構成比は16.6対83.4である。自主財源の減少の主な理由は、庁舎建築基金等からの繰入金の減、前年度繰越金の減である。依存財源については、地方債借り入れの減少並びに地方交付税の減少等により10億1,733万6,000円の減額となっている。地方交付税については、この後、毎年減額され、5年後には約11億円の減額となる。本町全体の事業を大幅に見直す時期に入っている。

6ページをごらんください。②歳出の構成。歳出決算を性質別に区分し、前年度と比較すると第9表のとおりである。義務的経費と投資的経費等の歳出総額に占める割合は、義務的経費が41.2%、投資的経費が20%、その他の経費が38.8%となっている。投資的経費に充当される一般財源は10億2,687万4,000円であり、地方交付税の減額を考えると非常に厳しいものがある。一般単独事業の見直し、補助事業への転換など投資的経費について検討されたい。

③財政構造の弾力性。7ページのアです。財政力指数。本年度は0.192となり、大変厳しい数

値で地方交付税等に大きく依存する状態である。イ、経常的収支比率。本年度は前年度より0.1ポイント上げて84.3%となっている。ウ、公債費負担比率。本年度は前年度とほぼ横ばいの17%ではあるが、依然として黄信号である。エ、経常一般財源等比率。100%を超える度合いが高いほどよいことになる。本年度は前年度より0.1ポイント低下して、94.8%となっている。オ、実質公債費比率。公債費に係る財政負担の程度を示す指標であり、この指標が18%以上の団体は公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の発行について県の許可を要する。本年度は前年度より0.6ポイント低くなって8.1%で安全圏内にある。カ、実質収支比率。本年度は4.3%で望ましい範囲内であります。④人件費。人件費の推移は第11表のとおりである。

(5) 町債の償還状況。普通会計による公債費の支出額及び年度末町債残高は第12表のとおりである。年度末地方債残高は103億3,647万8,000円です。

(6) 債務負担行為の状況。当年度末の債務負担行為支出予定額は9億3,625万9,000円で、主な要因は指定管理及びコミュニティバスに関連するものである。

9ページの一般会計に移ります。

一般会計の決算収支の状況は、第13表のとおりである。歳入126億3,600万7,000円、歳出120億3,721万6,000円である。歳入歳出差し引き残額5億9,879万1,000円のうち、さらに翌年度へ繰越すべき財源2億4,653万7,000円を差し引いた実質収支額は3億5,225万4,000円である。

(1) 歳入。歳入決算の状況と構成比は、第14表のとおりである。自治体が扱っている債権は多種あるが、それは公法上の債権と私法上の債権に分かれる。さらには法の規制により、強制徴収、強制執行の適用があり、また債権の消滅時効の期間も、地方自治法の規定によるものや民法の規定によるものなど、それぞれに設定されている。関係課においては、法の規定に基づき滞納整理をされているが、いま一度、根拠法を再確認しながら、行政実例、判例をもとに的確に未収金の整理業務に努められたい。

10ページの①です。収入未済額と不納欠損について。収入未済額がある科目及び不納欠損処分をした科目は、第15表のとおりである。11ページを見てください。町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入の収入未済額の合計は1億6,483万円にもなり、町税の不納欠損額は597万円にもなっています。詳細については12ページから14ページに記載していますのでごらんください。

14ページをごらんください。②調定について。滞納繰越分の調定が、年度当初または6月当初になされていない例が見られた。確実な調定に努められたい。あわせて調定の際には、摘要欄に繰越年度の記入の徹底をお願いする。

(2) 歳出。歳出決算の状況と構成比は、第18表のとおりである。款別歳出の執行状況と主な執行内容は15ページから30ページに記載しております。主要なものを読み上げます。

2款総務費、15ページです。①総務管理費。16ページをごらんください。エ、庁舎建築事業。平成25年3月1日に着工した新庁舎建設工事は、造成工事に係る費用の増額及び工期を2カ月延期し、平成26年12月末とする変更請負契約を締結した。

17ページの②をごらんください。徴税费。税の徴収率の向上に努力されているが、そのノウハ

ウを、未収金を持つほかの課と共有するためにも、税等徴収調整会議が積極的に開催されることを望む。

18ページの3款民生費。①社会福祉費。ウ、老人ホーム運営費。施設のエアコンの切りかえ工事により大幅な燃料費等の削減につながっています。19ページのエ、隣保館。小集落改良住宅の改修について関係課と協議する中で、状況の把握をするとともに専門家の意見を取り入れながら優先順位をつけ、計画的な改修に取り組んでほしい。

4款衛生費。②清掃費。ア、ごみ処理。20ページをごらんください。各家庭、事業所等から排出されるごみについては、これまで16種類に分別されていたが、今年度から新たにウエス、古着の持ち込みによる回収が始められており、分別された資源ごみについては、次表のとおり有価物類売却料として収納されている。

21ページの5款農林水産業費です。①農業費。22ページをごらんください。キ、県営中山間地域総合整備事業。平成20年度から町内3地区で事業に取り組み、生産基盤の整備を進めている。今後も関係課と協議をしながら、団体営事業の取り組みを期待する。

23ページの6款商工費。24ページをごらんください。②労働振興。ア、雇用対策。熊本県緊急雇用創設基金事業について関係課と連携して事業推進しているが、事業の本来の目的である正規雇用につながっていないのは残念である。

26ページの7款土木費。①土木管理費。県工事負担金、砂防関係事業負担金を拠出しているが、県の工事に関する期待は大きいものがある。関連する事業について町民への周知を徹底されたい。

27ページの9款教育費。28ページをごらんください。④保健体育費。ア、保健体育総務費。対外競技等助成金として、7団体に計78万6,000円が交付されています。

30ページの13款予備費です。予備費の充当は9件、1,455万5,000円で、前年度の19件、2,785万5,000円より大幅に減少している。

31ページの特別会計に移ります。

(1) 国民健康保険特別会計。真ん中ほどです。国民健康保険特別会計の決算収支の状況は、第19表のとおりである。歳入歳出差し引き残額7,862万6,000円のうち、787万円を国民健康保険財政調整基金として繰り入れ、7,075万6,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

34ページをごらんください。(2) 後期高齢者医療特別会計。35ページをごらんください。後期高齢者医療特別会計の決算収支の状況は、第26表のとおりである。歳入歳出差し引き残額319万7,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

36ページをごらんください。(3) 介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算収支の状況は、第30表のとおりである。歳入歳出差し引き残額1億4,538万5,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

38ページをごらんください。(4) 国民宿舎特別会計。国民宿舎特別会計の決算収支の状況は第34表のとおりである。歳入歳出差し引き残額785万6,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

40ページをごらんください。(5) 住宅新築資金等貸付事業特別会計。住宅新築資金等貸付事

業特別会計の決算収支の状況は、第37表のとおりである。歳入歳出差し引き残額481万8,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

41ページの(6)簡易水道特別会計。簡易水道特別会計の決算収支の状況は、第40表のとおりである。歳入歳出差し引き残額333万4,000円を翌年度へ繰り越すとする本決算を妥当と認める。

43ページをお開きください。第4、財産に関する調書。公有財産、物品債権及び基金の異動状況は、第44表のとおりである。(1)公有財産。①土地。一般会計に係る土地の平成25年度末現在高は3,625平方メートルです。②建物。一般会計に係る建物の平成25年度末現在高は18.4万平方メートルです。

(2)物品。一般会計に係る物品の平成25年度末現在高は194点である。

44ページ、(3)債権。一般会計に係る債権の平成25年度末現在高の内訳は、第45表のとおりである。

(4)基金。基金の異動状況は、第46表のとおりである。

45ページの第4、結びです。平成25年度山都町一般会計及び六つの特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び財産に関する調書、その他証書類の審査の結果、会計経理は正確で非違な点を見受けられず適正に執行されていると認めた。

しかし、依然として厳しい財政状況下にある。合併して10年の節目になるが、27年度より5年間かけて普通交付税の減額が始まる。25年度の普通交付税額は63億5,359万円であり、26年度は61億8,686万円と1億6,674万円減額されているが、26年度をベースに試算すると、27年度1億70万円、28年度3億209万円、29年度5億348万円、30年度7億488万円、31年度9億627万円それぞれ減額され、32年度からは10億697万円の減額が続くことが見込まれる。さらに5年ごとに実施される国勢調査により、調査人口が減少すれば普通交付税の算定に大きく影響することになる。

一般会計の25年度決算において、投資的経費に充当された一般財源は10億2,687万円であり、普通交付税の10億697万円の減額は、単純に投資的経費に充てる一般財源がないという結果になりかねない。公共事業は必要不可欠であり、一般単独事業の補助事業への切りかえ、また農林水産省等の補助事業をもって、町道の新設、改良工事を進めるなど補助事業の有効利用を促進しながら公共事業の確保に努められたい。

基幹産業である農業の振興策が、山都町の今後を大きく左右していくと考えられる。若い世代の人たちが率先して農業に打ち込み、農業所得を倍増させ農家経営の安定を築く、そのような大きな柱を中心とした町独自の農業施策を早急に構築されるよう望むものである。そのことにより福祉の充実、商工、観光の振興など全ての行政対策に関連し、町発展に大きく寄与するものと確信するものである。

現在、第2次山都町総合計画の策定に向けて準備されているが、ハード事業、ソフト事業にとらわれず、山都町全体を大きく見ながら事業の見直しを行い、今後とも最小の経費で最大の効果を上げる努力を継続するとともに、町民が安心して生活できるよう農林業を初めとする産業の振興、意欲的に働ける職場の開発を進め、経済力・財政力豊かな、住みやすい、住みたくするようなまちづくりを目指し努められたい。

続きまして、特別会計に移ります。

1、平成25年度山都町水道事業会計決算審査意見書に移ります。

第1、審査の概要。1、審査の対象。平成25年度山都町水道事業会計決算報告書等と決算附属書類です。

2、審査の期間。平成26年7月22日、実質1日間。審査の手続。審査に当たっては、平成25年度山都町水道事業決算報告書等について、決算計数及び執行状況の確認、分析、その他必要と認める審査手続を実施したほか、課長等から聞き取り調査を実施した。

第2、審査の結果。審査に付された水道事業決算報告書等の計数は誤りのないものと認めた。

2ページ、第3、決算の概要。1、事業の状況につきましては、ごらんとおりです。

2、収益的収入と収益的支出。収益的収入は第1表、収益的支出は第2表のとおりである。

3ページをごらんください。収益的収入の状況。収入総額7,614万円。支出総額7,248万円。収入支出差し引き額366万円。当年度純利益348万円。

3、資本的収入と資本的支出。資本的収入は第3表、資本的支出は第4表のとおりである。資本的収入の状況。収入総額123万円、支出総額2,070万円。収入支出差し引き額マイナス1,947万円。資本的収支不足額1,932万円。

4、決算の状況。収益的収支における収入支出差し引き額は366万円であるが、消費税抜きで計算された当年度純利益は348万円となる。資本的収支における収入支出差し引き額はマイナス1,947万円であるが、消費税抜きで計算された資本的収支の不足額は1,932万円となる。

4ページです。当年度純利益の348万円を利益積立金として処理し、資本不足額の1,932万円を当年度分消費税資本的収支調整額15万円及び過年度分損益勘定留保資金1,917万円で補填している本決算を妥当と認める。

4、結び。平成25年度の水道普及率は97.7%と高いが、給水戸数は昨年度から24戸減少して2,044戸、給水人口は11人減少して4,725人となっている。1戸当たり年間使用水量は21.2立米で昨年度より0.2ポイント減少し、年間使用水量は52万619立米で昨年度より1万467立米減少している。給水原価132円47銭、前年度126円15銭に対し、供給単価は138円50銭で1立米当たり6円3銭の利益になっている。決算状況は収益的収支において当年度純利益を上げ、利益積立金として処理することができた。

現在、有収率は61%であり、39%のロスは大きいものがある。例えば、動力費、電気代で見ると約400万円のロスと考えられる。漏水調査に力を入れるとともに有収率の向上に努められたい。平成29年度の簡易水道事業と上水道事業との統合による公営企業会計制度移行が進められているが、水道料金の統一、施設の老朽化等に課題がある。効率的な経営を求めながら、山都町自慢の安全でおいしい水が最小の経費で供給できるよう努められたい。

平成25年度山都町病院事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。1、審査の対象。平成25年度山都町病院事業決算報告書等と決算附属書類です。

2、審査の期間。平成26年7月31日、実質1日間。

3、審査の手続。審査に当たっては、平成25年度山都町病院事業決算報告書等について決算計数及び執行状況の確認、分析、その他必要と認める審査手続を実施したほか、事務長等から聞き取り調査を実施した。

第2、審査の結果。審査に付された病院事業決算報告書等の計数は誤りのないものと認めた。

2ページです。第3、決算の概要。1、事業の状況につきましては、ごらんとおりです。

2、収益的収入と収益的支出。収益的収入決算は第2表、収益的支出決算は第3表のとおりであります。

3ページです。収益的収支の状況。収入総額9億3,434万円、支出総額9億6,853万円、収入支出差し引き額マイナス3,418万円。当年度純損失4,395万円。

3、資本的収入と資本的支出。資本的収入決算は第4表、資本的支出決算は第5表のとおりである。

4ページをごらんください。資本的収支の状況。収入総額8,089万円、支出総額9,480万円、収入支出差し引き額マイナス1,391万円。

4、決算の状況。病院事業収益では入院患者は減少したものの、入院収益、外来収益、歯科収益ともに増収となったため、昨年度比5.8%の増収。病院事業費用では医業費用、医業費用外ともに増加したため、昨年度比11.6%の増加となり、収益計算書によれば4,395万円の当年度純損失となり赤字決算となっている。資本的収入及び支出における収入支出差し引き額はマイナス1,391万円である。当年度純損失の4,395万円を欠損金として処理し、資本的収支の不足額1,391万円を当年度分消費税資本的収支調整額438万円及び過年度分損益勘定留保資金958万円で補填している本決算を妥当と認める。

第4、結び。平成24年11月12日、山都町包括医療センターそよう病院がスタートした。人工透析治療の充実や医師、臨床工学技士、看護師等のスタッフの充実に力を入れており、へき地医療拠点病院、救急病院として、地域住民を初め県外の方からも健康維持を約束する病院として、その貢献度に期待が寄せられている。しかし、医業スタッフの不足は現実であり、医師はもとより医業従事者を積極的に招致するとともに職員研修を充実して資質の向上を図り、さらなる良質な医療が提供できるよう万全を期されたいと思います。

次に、平成25年度山都町財政健全化判断比率等の審査意見書の報告をいたします。

去る8月6日に、財政担当者から詳しい説明を受けながら審査をいたしました。意見書は6ページにまとめてありますが、提出された算定基礎となる資料は莫大なもので、その一つ一つについて定められたチェックポイントに従って重要な点検を行いました。それでは、今から内容を報告申し上げます。

1ページです。平成25年度山都町普通会計財政健全化審査意見書。第1、審査の概要。財政健全化審査は、健全化判断比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2、審査の結果。1、総合意見。審査に付された書類は次表に示すとおり、いずれも適正に作成されているものと認められる。

2、個別意見。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれについても健全な段階と認める。

次のページをごらんください。3、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

3ページです。3ページから6ページの事業会計及び特別会計の審査意見書につきましては、概要、結果等が同様なので、まとめて報告させていただきます。

平成25年度山都町水道事業会計、病院事業会計、簡易水道特別会計、国民宿舎特別会計、経営健全化審査意見書。第1、審査の概要。経営健全化審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2、審査の結果。1、総合意見。審査に付された資金不足比率及びその基礎となる書類は適正に作成されているものと認められる。

2、個別意見。資金不足比率については、実質的な資金不足額は発生しないため、健全な状態にあると認められる。

3、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上で、全ての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては、長期にわたる決算審査、大変御苦労さまでした。心から敬意を表します。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時27分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

認定第1号「平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について」の審査は、総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思えます。認定第2号「平成25年度山都町水道事業会計決算認定について」の審査は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。認定第3号「平成25年度山都町病院事業会計決算認定について」の審査は、厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

日程第10 報告第10号 平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について

○議長（中村一喜男君） 日程第10、報告第10号「平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について」説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、報告第10号、平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について報告をいたします。地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成24年度に設定しました継続費にかかる事業が平成25年度に終了いたしましたために、継続費の精算報告を行うものでございます。

まず、表紙をめくっていただきまして、報告書でございます。

7款土木費2項道路橋梁費、事業名は大矢野原演習場周辺民生安定事業、久留見尾線道路改良工事です。継続費の設定は平成24年度から25年度までの2カ年間で、全体事業費1億8,350万円、うち平成24年度の年割額が3,500万円、同25年度が1億4,850万円でございます。この財源につきましては、本表財源内訳のとおり国庫補助金と一般財源となっております。この全体計画に対しまして、表中央の実績欄のとおり、24年度は3,426万6,000円、25年度は1億2,427万4,000円、計1億5,854万円で精算を行ったところでございます。一番右の欄が、その全体計画額と実績額との比較を行ったものでございます。

以上、報告をいたします。

○議長（中村一喜男君） 報告第10号の説明が終わりました。

よって、報告第10号「平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について」は報告済みとします。

日程第11 議案第41号 町道認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第41号「町道認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、町道認定について御説明をいたします。

議案第41号、町道認定について。本町は別紙の路線を町道として認定する。平成26年9月4日提出。山都町長。

提案理由。本町において、交通、経済、行政上重要な路線であり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提案する理由です。

次ページをお開きください。認定検討路線です。整理番号1、妙見支線。起点終点につきましては山都町下馬尾字松山ノ下、終点が下馬尾字松山ノ下。延長が65メートルです。2、面田線。起点、北中島字面田、終点北中島字面田です。288メートルでございます。3、橋詰線。山都町男成字橋詰、終点も同じでございます。122メートルです。

次ページをお開きください。路線の認定等の位置図を示しております。1の妙見支線は山都町の浜町地内です。2の面田線は北中島地内です。それから、3の橋詰線については男成の周辺です。

以上、提案をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して会期中の審査を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までにお願います。本日はこれで散会します。

散会 午前11時33分

9 月 9 日（火曜日）

平成26年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年9月4日午前10時0分招集
2. 平成26年9月9日午前10時0分開議
3. 平成26年9月9日午後2時0分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

2番 藤原秀幸議員

3番 飯星幹治議員

4番 後藤壽廣議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

教育長

山下明美

総務課長 坂口広範

清和総合支所長

佐藤珠一

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長

田上博之

企画振興課長 本田潤一

税務課長

甲斐重昭

商工観光課長 檜林力也

農林振興課長

藤島精吾

建設課長 江藤宗利

水道課長

甲斐良士

農業委員会事務局長 山本祐一

住民環境課長

江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長

宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長

西田武俊

学校教育課長 田中耕治

生涯学習課長

藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日3人、明日2人したいと思います。順番に発言を許します。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 皆さん、改めましておはようございます。

先日、6日、7日に行われました八朔祭は、山都町の最大のイベントであります。おおむね天候にも恵まれて、町内はもとより、町外からも多くの観光客がおいでいただきました。大変な盛況でございました。9組の連合組、それに矢部高校、役場も合わせまして、11組の造り物を、私も全て見させていただきました。その発想、技術の高さに改めて感銘を覚えめると同時に、その11組全ての皆さんの御労苦と団結力に心からの敬意を表するものであります。

この八朔祭を筆頭に、火伏地藏祭を初め、私たちの山都町には大小数多くの祭りやイベントがあります。その伝統や文化を大事にしながら、一議員として、山都町のまちづくり、地域づくりに邁進しなければならないと、改めて肝に銘じたところでもございます。

それでは、質問席のほうから、通告に従いまして質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） まず最初に、山都町集落営農推進事業につきましてお尋ねいたします。

26年度の事業で、現在まで幾集落が取り込まれるような状況でしょうか。農林振興課長、答弁のほうをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） おはようございます。農林振興課長の藤島です。

藤原議員の現在の集落営農、活動している集落の数ということでございますが、現在、県の重点地区に3地区指定されており、活動しております。また、町の単独事業で行っております集落営農推進事業に現在5地区、計8地区で現在、活動推進しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） ただいま、振興課長のほうから8区という話がありましたが、3区については県の事業というようなことだと思います。山都町独自で予算は10集落分、現在決定しているのは大体半分、その現状をですね、課長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） はい、お答えいたします。まず、集落営農の推進についての現状を少し申し伝えたいと思います。

中山間という条件、不利地域である本町では、集落単位で集落機能を維持することが、先人たちが残してくれた大切な財産であると、農地とそこに住む人々の暮らしを守るために必要と考えます。その集落機能を維持するために、集落みずからが考え、話し合い、集落で取り組むべき活動を支援するために、平成25年度より集落営農の推進を図ってまいりました。

推進の方法としまして、旧町村ごとにモデル地区を設け、地域の実情に合わせた集落営農の推進を図り、モデル地区を参考としながら、全町的に集落営農を広めていく取り組みを、関係機関と協力しながら行っております。

その対策としまして、県が推進しております農地集積加速化事業の重点地区指定に本町のモデル地区を推薦し、県と協力体制を図りながら推進する方法と、町単独補助金により集落営農の推進を図る、この方法2本立てで現在推進しております。

先ほど申し上げましたように、現在、県の重点地区に、一の瀬地区、仮屋地区、橘地区の3地区が指定されており、旧町村ごとに1地区、計3地区のモデル地区を設けることができました。このことにより、集落営農推進の基盤が整い、町単独事業の推進もあわせることにより、各地区で集落営農の機運が高まりつつある、そういうふう感じております。

また、人・農地プランの推進とあわせ、関係機関一体となった事業の推進を図っております。ただし、集落営農推進が困難な地区については区長様等の話し合いを行い、サポート体制について町及び関係機関と協力し、整える必要があると思います。

県の単独事業につきまして若干述べておきます。平成25年度の重点地区、一の瀬地区につきましては、協業組織設立に向け、現在準備中であります。集落活動支援金の交付金30万円と合意形成交付金200万円、計の230万円の交付を受けて、21戸全戸、集落営農組織として合意をしております。現在13戸の農家で、稲作の協業組織を26年度中に設立するよう協議中でございます。

また、26年度に、仮屋地区、橘地区が活動を始めました。仮屋地区につきましては、組織設立に向けた活動中でございます。集落活動支援金30万円を利用し、世帯全員のアンケート調査やワークショップを通して、組織設立に向け活動中でございます。こちらは、25戸で活動中でございます。

また、橘地区におきましても、組織設立に向け活動中でございます。集落活動の支援金30万円と月2回の会議を行い、3集落35戸の話し合いもスムーズに進行し、組織設立に向け現在活動中でございます。

次に、町の単独補助事業でございますが、組織設立に向け活動している組織が、各地区ごとに申し上げますが、矢部地区が入佐地区、長田地区、それから下矢部東部地区でございます。清和地区が高月地区、それから、蘇陽地区が上差尾地区でございます。

矢部の入佐集落につきましては、中山間地域直接支払の活動組織を母体に、農用地の効率的な利用と集落の農業振興に向け現在活動中です。加入母体は46戸となっております。長田集落につ

きましては、中山間直接支払の機械利用組合を母体にした法人化設立に向け、現在準備中でございます。22戸で行われております。下矢部東部につきましては、10集落からなる振興区の農業振興と集落維持に向け活動中でございます。97戸の活動が行われております。清和地区におきましては高月集落で、集落の農業振興と農用地の有効利用を目指し、活動中でございます。現在32戸でございます。蘇陽地区の上差尾集落につきましては、集落の担い手、若手の後継者を中心に、集落の農用地の有効利用を目指し準備中でございます。参加農家については現在まだ検討中でございます。

この中で、今、捉えております課題として申し上げます。現在申し上げましたように、行政区単位で区長区で6組織と、自治振興区単位で2組織が活動しております。共通しておりますのは、地域のまとめ役がいらっしゃる、それから、担い手農家が存在する、また、共同活動や機械の共同利用などが行われているというところです。特徴的な要素としましては、専業農家が多い、それから、区画整理が進んでいるなど、こういうような条件がありますが、諸条件が多少違うにしても、積極的に情報を収集され、地域の将来について組織が前向きに取り組んでいらっしゃるようです。

以下、課題としまして、他の地域、集落への広報活動がまだまだ足りないというふうに思っております。こういう宣伝活動を行うために、地域座談会方式でも趣旨説明会の開催を今後開催する必要があると思いました。また、町全体での機運づくりをしていったらどうかと思います。モデル地区の現状報告会などを計画し、自治振興区、役員さん等を中心に参集した大会をしてみたらどうかと思います。また、補完的に町の単独事業との継続と、それから拡充を図る。これは単年度事業ではなく、県の補助事業等との整合性を持ち合わせ、継続するような、そういう補助金等の制度等を、県の事業等も参考にしながら、こういう補助金制度等もつくりたいというふうに思っております。また、基盤整備事業の推進についても、町が行っております土地基盤整備事業の補助率の拡充をできたらと思います。

最後になりますが、山地特産品などの奨励も進めていきたいと思っております。特に、山地で栽培生産等の向上対策を行いながら、トマト等の高冷地野菜が有名でございますが、こういうものを山地の特産品として、今後、生産活動の拡大につなげていけたらというふうに思っております。

以上、こういう事業につきましては、より効果的な支援ができますように、農家の皆さんの御意向を反映した政策として、今後、関係者と協議の上、さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、課長のほうからもう説明がありました。私は農業振興について、その机上で書かれた案、プランを今、朗読されたような気がいたしております。そういったことで私は、多くの集落の中では、中核となってこの活動や事業を行える人的支援、または集落自体の体力と申しますか、余裕がないのではないかとこのように思っております。それほど集落の現状は厳しいものがあるのではないかとこのように思っております。崩壊集落とまでは行かなくて

も、限界集落、それに準ずるような集落では、取り組みたくても取り組めない。また、1戸、2戸の専業農家ではどうすることもできないということが現状ではなかろうかと思っております。

私はこの事業を全否定するつもりはありませんが、目的にあります営農部分と文化、地域、コミュニティ部分を分けて考えますと、集落維持の部分では、地形的、または集落の人口構成上、恵まれた一部の集落では可能であり、意義ある事業だと思いますが、その他の集落においてはなかなか取り組めない事業ではないかというふうに思っております。

それと、営農部分では、機械の共用化、そこまでが精いっぱいかなというような気がいたしておりますので、農家所得の向上、農業生産額の増加には必ずしも結びつかないのではないかなというような気もいたしております。その点につきまして、振興課といたしましては、どのようなお考えなり、また、打開策をお持ちでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） はい、お尋ねの件です。御承知のように、140を超える区長区、行政区がございます。その中には、高齢化が進み、農地の荒廃化が非常に進んだところもございます。そういうところで、果たして、この集落営農が推進できるかという御不安がもちろんおありになると思います。私たちも各3地区で職員が回っておりますが、やはり推進に取り組みたいというパワーが既にないというところにつきましては、そういう行政区を超えた自治振興区を単位としたような、そういう大きい組織で、こういうところをカバーしていく、そういう取り組みを今後していく必要があるかと思っております。

具体的な政策につきましては、ことしがちょうど2年目を迎え、中間部分をこし過ぎておりますので、この現状を踏まえて、関係者とまた話をしながら、特に必要な部分と思われましますものは、土地基盤の整備をやはり行っていくと。意見がありました中に、田畑の形状が悪い、ここで機械の共同利用とかというのができるかというお話もありましたし、それを解決するには、田んぼの入り口、または形状を扱う用水路等の管理も含めてしていかないかというようなことがございましたので、これは率先して、町の単独事業等の拡充を、27年度、優先的につけていくというのを思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） はい、わかりました。先ほども申しましたように、やはりこのような事業は、農家にとってとか、集落にとって、仮に一部であっても役立つ部分もたくさんあるわけですので、ぜひいろいろな問題点を把握しながら知恵を出して、せっかくの予算化されている事業でございますので推進をしていただきたいというふうに思います。

それでは最後に、町長にお尋ねです。本事業は町長肝いりの事業であり、目玉の一つであろうかと思っております。これで農業振興については事足りたと町長も思っていらっしゃらないのはわかっておりますが、3月の議会でも申しましたように、農業振興については経済団体の仕事だとか、農家みずからの自助努力という考えが一部にはあり、その側面も否定はしませんが、しかし、農業が主たる町である以上、行政も深くかかわっていく必要があるかと思っております。集落営農推進事業を初め、町長の農業に対する今後の振興策のお考えをお伺いしたいというふうに思いま

す。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

集落営農については、この町の一番の課題というか、人口減少が一番の課題であると、私は思っております。やはり人口が減少することによって、経済もしぼんでしまいますし、文化もしぼんでしまうということで、何とかしなければならぬというのは皆さんも一緒のお気持ちだろうというふうに思いますけれども。

この町を見ますときに、浜町、馬見原の町部と、それと、その周辺にある農村集落の連合体であります、この町は。ということは、農村集落が元気でないと、やはり商店街も立ち行かないというのは、そのとおりであるというふうに思いますけれども、であれば、農業集落がきちんと自立していかなければならぬということにつながっていくと。

農業集落については、農林業が基本でありますんで、農林業の振興が一番であるというふうに考えます。そのときに、人口減少対策を考えるときに、今、農家の戸数が2,600ぐらいあると思います。その中で、1,000万円以上の生産額、販売額と申しますか、それを上げているのは、センサスによれば、160から70だろうと思います。ここが自立した農業を基本とする経営をなさっているというふうにしますと、2,600のうち160とか70という数字では、なかなかこの町の人口を維持していくことにはつながらないと私は思うわけです。やはりそこには何とか今の農業の形態を変えていかなければならぬということがありますんで、それについては、やっぱり集落営農が一番であろうというふうに思います。

その根拠は、やっぱり集落機能を守っていくこと。今、農家が、もう私どもはやめるとおっしゃって、例えば出ていかれるとしても、その集落機能が守られていなければ、Iターンの受け入れだとか、例えばリタイア組の人がUターンしてくるといっても、それは集落機能がないと、もう衰退してしまっ、集落機能はもう非常にないんだと。集落機能がもうそこにはないんだということになれば、それはもう受け入れができないわけですね、その集落が。そういうことじゃいけませんので、集落機能を守るためには、その集落で何戸以上なければ、この集落機能は守れないか。堰がある、用水路がある、そして農道、そういうところが何戸以上なければ守れないかということ、まずは話し合ってください。そして、集落協定あたりを結んでいただきたいと。そういうことを望んでいるわけです。

もちろん、集落営農の先には、そこで営農がなされるかどうか、どんな作物をつくっていけばいいのか。そういうことを恐らく考えることも重要であります。そこについては並行して、農協さんと行政とが一緒になって販路拡大とか、いろんなことを取り組まなければならないというふうに考えております。

その部分について、私は、今も農協さんと話し合っておりますけれども、販路拡大についてはなかなか難しい部分があります。でも、そこに手をつけていかなければ、今後は非常に集落営農を進めるに当たって、少し難しい状態が来るんじゃないかなと。できるだけ早く、その方針を固めたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） ただいま答弁をいただきました。地域コミュニティを維持したいと、そういった一つの大きな目的のために、この集落営農事業に取り組むということが一つであろうというような答弁だったとっております。私は農業全体の振興策につきましては、国県の事業にのった振興策だけではなく、町みずからが作成して、そして、国や県にそういった事業の創設をお願いする。また、既存の制度や事業の中の拡大解釈をして、山都町に合った事業を推進していただくと、そういった陳情なり要望活動も行うことが大事ではないかなというふうに思っております。集落営農につきましては、県指定の3集落、それから、山都町指定の5集落、今後の活動を私も応援をし、見守っていきたいというふうに思っております。

それでは、農林振興課長、有害獣対策についてお尋ねいたします。

本年の捕獲実績について、4月から8月まで、イノシシ、鹿で結構でございます。その頭数をお教えいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問にお答えいたします。これは、ことしの4月21日から8月31日までの結果でございます。イノシシが503頭、鹿が188頭の691頭捕獲されております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 頭数については、これは前年と余り変わらないという理解でよろしいのでございましたでしょうか。

それから、イノシシの幼獣につきましては、捕獲のお金ですかね、成獣については1万円の交付がなされているというふうに思っておりますが、幼獣についてはどのような扱いになっているのでしょうか。その数や捕獲、そういったことで支払い金についてのお答えをお願いしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） はい、お答えいたします。まず、現在、先ほど申し上げましたように、691頭、合計、8月31日まで捕獲されておりますが、昨年度が最後に962頭、年度末で捕獲されておりますので、これよりも年度末には少し多くなるのではないかとというふうに思っております。

それから、幼獣等の区分でございますが、イノシシにつきましては、しま模様の有無とそして大きさで判断しております。成獣で1万円交付しておりますが、最終的に予算の範囲内でございますけれども、成獣の半額程度に交付金はなろうかと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） しま模様が半額というようなことでございますが、これは昨年の経済建設常任委員会の中でも、2年目には幼獣も成獣と全く変わらないような被害をもたらすので、同じ金額を交付したらどうかというような意見も出ておりましたし、私もそのように思うわけがございます。このことは予算化ができていない面もあろうかと思っておりますので、本年度中の実施は

難しい面もあろうかと思いますが、ぜひとも来年度に向けての検討もお願いしたいというふうに思います。

それから、今回の補正予算にも上がっております有害獣防止対策補助金の300万については、具体的にどの事業にお使いになるのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、補正予算に増額補正をお願いしておりますのは、この有害獣対策の補助金の追加分でございます。当初予算800万に加えまして、先ほど実績が大体1,000頭ぐらいいくんじゃないかということでしたので、それを勘案して300万、今回増額補正をしたということでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） それから、有害獣対策については、300万の増額もちゃんと考えておられるというようなことで安心をいたしたわけですが、この対策事業につきましては、まず一義的には個体数を減らす、そういったことが一番大事ではないかというふうに思っております。

それから、有害獣に関しまして、次に、有害獣処理加工施設についてお尋ねいたします。

このことも、1,700万円ほどの補正予算が本事業に組まれておりますが、現在、聞くところによりますと、建設予定地、まあ、建設予定場所と申しますか、その地元のほうでなかなか合意形成ができていないという話も聞いておりますが、その点について、振興課長、お教え願いたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。今、議員のほうから御指摘がありましたように、今回、確かに地元説明会に参りました折に、異論が出ているのは事実でございます。より御丁寧な説明を行えばよかったと存じております。地元で御理解を得られるよう、今後また、全力で努力申し上げたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 学校跡の施設は基本的には町のもですが、地元の理解なくして、このような施設は実現困難であろうかと思えます。ぜひとも地元の理解が得られますよう、御努力をしていただきたいと思いますし、課長、感触といたしまして、そのめどはお持ちでしょうか。

それから、運営面につきましても、駆除隊の有志の方にお任せをするというような案をお持ちだと思えますが、その駆除隊の方との合意には至っておりますでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 施設の利用につきましては、もちろん町の施設でもございますが、地域住民の皆様のコミュニケーションの場として非常に重要な位置づけもございますので、重点的にこういうところを説明できるように、改めて御理解を得られるように詳細な御説明等も申し上げておきたいと思えます。

それから、若干、今回つくります施設の内容について御説明してようございますでしょうか。

現在、農業被害防止の目的で捕獲されました鳥獣につきましては、資源として利用するしないにかかわらず、適正な方法で処理しなければなりません。例えば、捕獲した鳥獣を野外にそのまま放置しますと、鳥獣保護法で禁じられております。捕獲した個体については、生活環境上、影響が生じるような処理を行った場合にも、廃棄物処理法に抵触し罰則があります。

しかし、法律、マニュアルなどに従い、適正に衛生管理されました処理加工所において、食肉として処理され、安全、安心の確保ができれば、資源として付加価値がつき、鳥獣被害防止対策のコスト低減に役立つだけでなく、対策にかかわる人々の意欲を向上させ、地域の活性化につながることを期待できます。これは地域にとっても、町にとっても、非常に重要な課題であります。

また、捕獲された鹿やイノシシが資源として有効利用されることにより、駆除に従事する隊員の捕獲意欲の向上にも結びつき、生息数を減らすことへつながり、農林産物の被害減少につながることであります。さらに、農林業を営まれる鳥獣害をこうむっていらっしゃる方々の被害に対する心労と被害防止対策などの防衛労力の軽減につながり、耕作意欲の維持につながるような形になります。こういうものを趣旨とし、地元での利活用等も含めて非常に重要な施設ということの位置づけで推進をさせていただいております。

それから、運営に当たりますて、駆除隊のお尋ねがございました。この駆除隊につきましては、既に同意を得ておりまして、駆除隊の有志の方々に運営を予定しております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 処理施設の建設の目的や趣旨はよくわかりましたが、問題は設置場所ではないかというふうに思っております。答弁をお聞きますと、なかなか難しい問題であり、急々には行かないようにも思えますが、この件につきましては、議案第38号の一般会計補正予算の中でも審議をされますので、私の質問では、次の質問のほうに入らせていただきたいというふうに思います。

次は、27年度の農業振興についてということですが、私はぜひとも、山都の農産品のPR、宣伝活動の予算計上を考えていただきたいということでございます。平坦部と比べまして、米にしましても、最低でも2割は収量が落ちますし、また、トマトにつきましても、秋冬、冬春、二つの作型とも、山都町の夏秋トマトに比較いたしまして、収穫段数で三、四段は違いますように、どうしても生産性が低いのが山都の農産品の現状でございます。しかしながら、品質、味においては、数段上であるのは皆様承知のとおりでございます。その違いを、よさを知っていただくためにも、ポスターであったり、パンフレットであったり、さまざまな情報発信が行われる。そういった取り組みへの予算化をぜひお願いしたいということでございます。

もう一つは、有害獣被害の中で、猿に対する対策がまだ整っていないように思っております。わなや駆除についての対策を講じていただきたいというふうに思っております。このことにつきまして、振興課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） まず、農産品のPR、宣伝活動についてということで御質問

をいただきました。農産物を含めた山都町の産物のPRは、農家の皆さんの所得向上に対して非常に重要な政策の一つと考えております。本町は有機農業の発祥の地であり、また、高冷地野菜の生産地として、その基礎を確たるものとしております。県の認証制度を生かしながら、県の事業などを活用し、差別化を促し、安心して安全でおいしい農産品の提供をしていくことが重要で、現在、くまもとグリーン農業育成事業や、県のトップグレード事業、地域特産物産地づくり支援対策事業などを活用し、さらなるグレードアップを図る、そういう取り組みをしております。

こうした農産品の販売拡大に向けての取り組みにつきましては、御意見がありましたように、パンフレットやチラシを活用することが非常に有効な手段と思います。現在、9月の収穫期を迎えまして、多種多様の農産物が栽培、生産されておりますので、町、JA、県などの協働により、生産現場においての写真ネガ撮影を準備いたしております。旬の味、香りと生産現場の声などが消費者に届くような写真が撮れるよう、指示をいたしております。これらの材料を一部として、次のステップに移りたいと思います。今後とも、関係課、関係団体の御協力を賜り、販路拡大に向けたPR活動を展開してまいりたいと思います。

次に、農作物の被害の中に、猿の被害対策の御意見をいただきました。猿につきましては、山都町内、東竹原方面から、そして、下益城の町村境に発生し、最近では浜町の町中にも猿が出没したという事例がございます。人に危害を加えたということはお聞きしておりませんが、やはり特に蘇陽地区のブルーベリー等を中心とした農作物については非常に被害が大きかったということで、いろいろと駆除対策の御意見をいただいております。

現在、具体的な対策としましては、有害駆除で1頭3万円の補助を出しながら猿の駆除を行っておりますが、実は6月に1頭、捕獲実績がございます。出没地区の駆除隊の方々をお願いするのが本当でございますが、広域にこの町内でそういう駆除を行っていただけるという方がいらっしゃいますので、そういう方々の御協力を得ながら駆除をするのと、それから、専用のわな等、箱わながございますが、現在うちには買い置きがございません。今後、買い置きをしながら、わなの効果等も発揮できるよう、準備を進めるなると思っております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 私が来年度のことをあえて申ししたのは、さまざまな会合でトップがするとおっしゃっても、予算化がされていない事業についてはなかなか進まないという現状があると認識をいたしているからでございます。ぜひ意見の集約を図りながら、農林振興課長は次年度に向けて御努力のほど、よろしく願いしたいというふうに思います。

次に、自治振興区、区長制度の見直しにつきましてお尋ねいたします。

4月に開かれました区長会の全体会または6月の定例議会等で、その素案については提示がっておりますが、一方は駐在員、他方区長という名称から違いがありましたように、集落内での長い間培われてきた区長の位置づけ、認識の違いが、矢部地区、清和、蘇陽地区ではあるように思いますが、総務課長、その点につきましていかがお考えでしょうか。また、このことにつきまして、目的なり、その実施時期、いつからとお考えでしょうか。御答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをいたします。ただいまありましたように、さきの6月定例会におきまして報告をいたしましたところですが、自治振興区を中心としました住民自治活動をより一層充実させるということを目的に、これまでの自治振興区と区長制度の関係というものをわかりやすく整理をしたいと。また、そして、地域の個性を生かした円滑な地域づくりをさらに推進したいという目的で、自治振興区と区長区制度の見直しを行っているというところでございます。

これは報告の中でも申し上げましたけれども、合併時に策定をいたしました山都町新町建設計画の中で、現在の区長区、駐在員区、区長制度を発展させまして、新たに自治振興区制度を設けるとされていることに基づいてはおりますけれども、合併後に自治振興区が創設されて、9年が経過しております。自治振興区の自治活動の中核組織として定着はしておりますけれども、依然、自治振興区の位置づけですとか、区長との関係性、これが明確ではないといった指摘も、先ほど御指摘があったとおりでございます。重要な課題でありながら、これまで解決し得なかった問題でもあります。

現在、先々月から各支部や地区を説明に回っておりまして、今後、これらの意見を取りまとめまして、ことしの秋から冬にかけて、再度、具体的な案を策定していきたいと思っております。これは来年4月の区長区全体会ではお示しをしながら、その後、調整と関係の規程等の整備を行いながら、平成28年4月から施行していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 今、説明がありました、自治振興区を創設し、自治振興区を中心に、住民との意思の疎通なり何なりを図っていくということだろうというふうに思いますが、私は自治振興区の役員もいたしておりましたが、自治振興区の会長会なるものは、これも年に1回、行われる程度、自治振興区を中心にまちづくりを行うとおっしゃっているながら、その会合すらほとんど開かれていないというのが現状だったかと思えます。

ただ、言葉だけをとりますと、自治ですので、町とは関係ないような気がいたしますが、私は区長制度から自治振興区の制度に移行するならば、年に数度の会議なり何なりを持ちながら、意見を聞く、また、要望をする、町政に対するいろいろな説明を自治振興区の会長にする。そういった機会を設けるべきではなかったかというふうに思っておりますが、どのようにお思いでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 自治振興区、それから区長区、これはいずれも地域住民の自治組織であることには違いはございません。区長区が小集落を単位として、一方、自治振興区というのは旧小学校区の範囲を基本として複数の集落から構成されているという点では、両者異なる点でございますけれども、ある意味、区長区が行政の補完的な性格を帯びているというものに対して、自治振興区は、先ほど議員がおっしゃいましたように、地域の特性を生かした地域振興が求められていると。自主的な地域づくりを推進していく組織ということであると言えるものだ

と考えております。

会議につきましては、町とのかかわり方、これは再度、町のほうでも検討しながら、自治振興区につきましては、さらに推進していくような形で取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） ただいま説明がありましたが、平成28年度の実施を目指すということでございますので、1年半以上、期間があるわけでございます。よりよい案を示しながら、理解を得て、こういった方向に持っていかれるならば、進めていただきたいというふうに思います。

ただ、私はこの素案を見ますと、区長の報酬の一律割か、それだけが減額で、あとは今までどおり、戸別割等は配賦する。しかし、その減額部分があつて、仕事に関しては従来と少しも変わらないと。区長の仕事がですね。というように見受けられるわけです。それはなぜかと申しますと、自治振興区の中に区長区を置くといつても、区長さんはやはり今までの区の意見をまとめにゃいけないし、集落の仕事、祭り、そういったのを全部采配していかなければならないわけですね。そして、今までのように文書の配布物もその人を介していくということになれば、仕事は全然変わらないのに、一律割だけが減るといふようなことになりはしないかという気がいたします。そういった点も考慮に入れながら、来年度の4月の区長の全体会では素案をお示しいたきたいというふうに思います。

それでは次に、矢部高校の支援についてお尋ねいたします。

今回の提案理由説明書の中にも、町として強くかかわりを持っていきたいという町長の説明がありましたが、入学者増に対しましては、町内の子供の数を見ましても、減少していくのは間違いないわけでありまして。そこで、町外や県外からの入学希望者がふえるような、特色ある学校をつくっていかなければならないというふうに思うわけでありまして、現在行われております支援については、6月の議会でも説明があつておりますので結構でございますが、町の中で本当に、この山都町の唯一の学校である、高校である矢部高校を存続させたいというような思いが強いということであれば、本年は子ども・子育て会議の中で議論されたということですが、私は矢部高校の活性化に特化した検討会といひましようか、名称は後で考えていただくといひましても、そういう組織を立ち上げる必要があるのではないかとこのように思いますし、これは兼務でも構いませんが、今後、役場の機構改革の中で、職員の配置もお願いするならばというふうに考えるわけでございますが、その点につきまして、町長、どのようにお考えでございますでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 入学者の減少ということが非常に存続にかかわるんじゃないかということで、御質問だというふうに思いますが、私も同じような考えでありまして、今年度が59名でございました。昨年度が77、その前が89、その前が104ということで、本当に激減をしているという状況であります。このまま行けば、存続の危機を迎えるんじゃないかということでもあります。

高校が存続できなくなるということを考えますと、16歳から18歳という年齢が外に出ていくということになります。矢部高校がなくなると。その辺に伴って、保護者のほうもついていくかもしれないということになるわけでありまして、非常に活気がなくなるというよりも、町の活性化

という点で、こういう若年層、そして、一番働き盛りの方々がこの町から離れられるという予想が立てば、非常に活性化は望めないんじゃないかなというふうに考えております。

とはいえ、この矢部高校が魅力的で、ここの学校に行きたいというような学校にならなければ、どんなに町の存続にかかわるんだよと言っても、中学生が来てくれなければ、これはいけないわけで、矢部高校の存続は見込めないと思います。中学生からは、そういう魅力のある、夢が持てるような学校でなければならぬというふうに思うわけでありまして。

そういうところで、今、矢部高校の校長先生とも何回も何回も話もしていますし、対策を練っているわけですが、ことしの予算も、そういう高校の振興にかかる費用も組んでおります。個別の入学支援金とか、下宿の助成だとか、県外の通学者のための助成だけではなくて、その辺も組んでいるんですけれども、矢部高校の活性化の支援、助成等が、矢部高校の振興助成金というものが、非常に有効に使われるかどうかというのも御心配にもなるんだろうというふうに考えますし、私どもも、そこら辺の存続にかかわる問題について、対策について、効果的に使われるかということも非常に気になるところでもあります。

そういうことを考えますときに、先ほど言いましたような、魅力的で、そこに行きたくなるような高校をつくるということを考えなければならぬわけでありまして、何とかその辺の対策を練るためにということも考えておりますけれども、第一には、矢部高校の非常に魅力的な部分というのがあるわけです、今の取り組みについて。これがパンフレット等で周知はされております。各中学校等々へ配布もされておりますけれども、それが本当に読まれているかどうかというのは非常にわからない点があります。矢部高校は、緑科学科とか、食農科学科とかがありますけれども、その辺が農業、林業を1年生では基礎的な部分を学びますけれども、進路がいろんなことに、進路の選択ができるような、2年生からはそういう選択もできると。そして、進学もできるような、そういう取り組みもある。そして、ボランティア活動だとかいろんなことに取り組んでいらっしゃると思いますので、そういうことも非常に知っていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それと第二に、中学生を引きつける、入学者をふやすという対策ですが、例えば、この町の農業の特徴である有機農業、これあたりが実践できると。この高校に行けば、有機農業が学べるんだとか、緑科学科においては、木質のバイオマスの活用の研究だとか、この町の地域資源を生かして、そしてまた、この町の課題である解決につながるんだと、非常に自分たちはそういう役割も担っているんだと。将来を担うために、将来の山都町をしょっていくために、そういう勉強も早くからしているんだと。そういうような取り組みを行うことが魅力アップにもつながるんじゃないかと。自分たちが矢部高校に行きたいと、この町を何とかしたいというような動機づけも、魅力アップにつながるんじゃないかと考えております。

いろいろあるんだと思います、このほかにもですね。そのような取り組みをですね。協議の場を設けても結構だと思いますけれども、そういうことをやっぱりこの行政も議会の皆さん方も、そして、いろんな団体の方々、地域住民の方々、町民の方々のさまざまな御意見をいただきながら、その魅力アップについて取り組んでいかなければならぬというふうに思っているところであります。

ます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 町長さんの姿勢につきましては大変力強く感じたわけですが、先ほど質問いたしました職員の配置の件については御答弁をいただけませんでした。機構改革もまだ案の段階で、なかなか答えにくい面もあるかと思いますが、答弁できましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 職員の配置については、農業の分野でも、こういう高校の振興についても、いろんな専門的な人員を配置するということが望ましいと思ひますけども、配置したからといって、それが本当に特効薬になるかというのは非常に私は疑問に思ひわけで、まずはいろんな御意見の集約をして、そして、それによってまとめたときに、どうしても担当がいるんだということになれば、それは配置すべきだと思ひますので、ちょっと検討させていただきたいというふうに思ひます。

○議長（中村一喜男君） 2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 前向きに検討をするというような答弁をいただきましたが、私、この一般質問をするに当たりまして、この矢部高の問題を質問するのに誰に質問していいかということで考えたときに、担当課長はおられないというようなことが現状だと思ひます。もちろん県立高校ですので、町の行政が直接かかわることはないかというふうに思ひます。

しかしながら、本当に町内の唯一の高校であるという認識を持って、その本気度を町内、または県を初め、外に向けることが本当に必要ではなからうかと思ひますので、検討しますはしないことだというような話もちまたには流れておりますが、そういったことではなくて、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいとお願ひを申し上げます。

これもちまして、時間は多少ありますが、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって2番、藤原秀幸君の一般質問を終わります。

ここで、10分間、休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 皆さん、こんにちは。

初めて、この一般質問の席に立たせていただきます。本当に正直上がっておりまして、こちら側から議員の席を見るのは初めてでございます。本当に上がっております。少々心配ではあり

ますが、精いっぱい頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私もちょうど、議員になって1年になろうとしております。4回の定例会をやっと一巡、1回回るということになりました。その間、いろいろ皆さんの御意見をここでじっと聞いてまいりました。すばらしい意見、いろんな意見も含めて、いろんな勉強をさせていただきました。まだまだ町民の皆さんに生かせるような状況ではございませんが、自分なりの考え方で、今後の議員活動を続けていきたいというふうに考えております。

きょうの質問の中には話をしておりませんので、少し有機農業の話をやりたいと考えております。私も有機農業を始めて、37年になります。息子の年と同じ年になります。生まれたと同時に始めましたので、ちょうど37年。息子が37歳。そんな状況になりました。おかげをもちまして、私たち夫婦、息子夫婦ともども有機農業をやっております、ただよそ様と違うのは、まず一緒に住んでいないということ。これも一つの、今からの山都町の方向を示しているというふうに思いますし、さらには、私たち4人、一緒に仕事はしておりますが、仕事の内容もまた別々。自分の分は自分で稼ぐ。そんな家庭でもあります。ですから、私よりも先に、息子たち夫婦が仕事に来て頑張っているというような状況でもあります。これは先々、この山都町が有機農業、あるいは農業を発展させていく上での一つの考え方だろうというふうに考えております。ぜひ、この山都町の皆さんも御一考願いたいと考えております。

一楽照雄先生という有機農業の先生がおられます。もうお亡くなりになりましたけれども、全中の常務をされていた方で、有機農業の提唱者でもあります。子供に自然を、老人に仕事を、そんな言葉も残されております。すばらしい言葉だと思っておりますし、この有機農業のよさというのは、そこから来ていると考えております。いつまでたっても、自分の役目がある、あるいは仕事がある、そんなものが有機農業でもあります。

ちなみに、8月31日現在の有機の戸数を若干教えておきたいというふうに思います。熊本県全体の農家数は6万6,900戸、うち有機の農家が602戸、0.89%になります。ちなみに、この山都町の農家が、私の調べでは2,073戸。さっき町長が言われた数値と若干違うかなというふうに思いますが、2,073戸。有機農家の戸数が152戸。率にして7.3%。約、よその地域の10倍の有機の農家戸数があるというふうに理解をしておりますし、今現在、県が国の補助をもらって、有機の農家をアンケート調査しながら、今取りまとめをしております、12月いっぱい大体まとまると。その時点で、皆さんには、私のほうからお配りをしたいというふうに考えております。日本全国で0.4%の有機の農地がありますが、これを平成30年には1%に持っていきたいというのが有機農業の目標でもありますし、そのためにも精いっぱい頑張っていきたいと考えております。

私の100年の夢を申しますと、この緑川沿線を100年計画の中で、農薬、化学肥料、そんなものをなくしていこうというのが30年前からの希望でもありまして、あと70年しかありません。まだまだそこまでは行ってはおりませんが、精いっぱい頑張りながら、町長が言われる有機農業の基地としてまちづくりをやっていきたい、そんな思いでおります。少し長くなりました。よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移って、質問をさせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 町長に質問をいたします。通告書に書いておきましたように、3年後、正式に言うと、2年半なんでしょうけれども、町長の任期があと2年半残っているというふうに考えます。山都町も随分人口が減ってきておりまして、もう1万六千何ぼというような数字までに落ち込んできておりますし、先日、1万3,000戸を一つの目標に、できるだけそれで食いとめるような話もされておりました。減るのをなかなかとめることもできませんが、努力だけはきちっとやっていかないと加速をするばかりと。

ことしも7月現在で、41人の子供さんしか生まれてないというような週報の結果でもありますし、亡くなられた方がもう……、どれだけだったですかね、百何十名、160名だったですか、亡くなられているというようなことで、大体年間250から300人のペースで人が減っているというような現状の中で、どう町長は、任期が終わったころの挨拶の中で、どんな話をされるんだろうと想像をしてみました。ぜひ、どんな姿を描いて、今の職務を全うされているのか。お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 先ほどは、有機農業の農家戸数とか、いろんな情報をいただきまして、本当にありがとうございます。

3年後の山都町のイメージということで、私もこういう場でしゃべったことがありませんので、しゃべらせていただけるということで、ありがたいというふうに思います。

3年後の山都町は、本町の大きな課題である人口減少を抑えるための手法として、集落営農に向けた協業組織が各地で組織され、機械の共同利用化や役割分担などが話し合われていて、作付は冬場は施設園芸で、ハウレンソウ、ニラ、ベビーリーフなどが栽培され、夏は、高冷地の特性を生かした夏秋野菜の生産が活発に行われています。そして、低農薬や有機栽培に積極的に取り組み、農協への販売が主ではありますが、生協等への契約栽培が模索されています。都合により、集落を離れる方の家屋や土地の処分に対する集落協定が結ばれ、その結果、Iターンも積極的に受け入れられる体制づくりが集落営農を進めている組織では見られます。集落営農がおこなっている地域でも、各自治振興区に1カ所は、その中心となるべき集落が集落営農組織化に向け活動中であります。

観光においては、通潤橋に訪れた来訪者が、浜町市街地の八朔の大造り物の展示スペースを回る回遊性が生まれようとしています。商店街では、食事を提供する店などを中心に活気が出てきています。また、九州脊梁山地は、湿性タイプのブナ林としては日本最大級であり、1,500メートル級の山々が50座以上もつながる珍しい地形のため、山の専門家からは注目され、九州脊梁山地の山歩き、エコツーリズムなどを含めた滞在型観光の観光客がふえつつあります。さらには、フットパスが盛んになっており、各地域の案内役の方が活躍され、地域資源を十分に説明することによる観光振興が図られています。

林業は、地元産材を使うとともに、工法検討などにより、比較的安価な住宅を提案するなどして、需要の増大が見込まれてきています。加えて、製材に伴う端切れや木くずは、地域資源とし

て有効利用するための木質ペレットなどに加工する取り組みが始まっています。

行政は、組織のスリム化が進み、そのことに伴うサービスの低下を低減するため、自治振興区の役割はますます重要になり、組織は成熟してきており、施設の維持、修繕などは専ら自治振興区で担うようになっております。防災対策、健康づくり、高齢者福祉なども、自治振興区と行政との役割分担がきちんとされ、避難訓練や地域の実情を踏まえ、住む人の声を集約した福祉活動があり、豊かな自然の中にお互いを思い合う穏やかな暮らしが見えます。

子育てに関しては、保育園、小学校、中学校、高校においても、地域資源を生かした、魅力的で、しかも夢が持てるような保育園、または学校という、切れ目のない子育て支援の方針が貫かれており、児童や生徒らが楽しく、わくわくするような保育園、学校の姿がそこにあります。この方針により、この町で子供を育てたい、もう一人産みたいという人がふえてきて、その結果、子供が増加傾向になっています。このようなイメージを3年後は考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ありがとうございます。いろいろ考えられておられることは、よくわかりました。現実には、それをどう実行していくか。そこが一番大事になってきますし、町長でしかできない仕事だというふうに思います。ぜひリーダーシップをとっていただいて、この町を変えていただきたい、そう思っております。

先ほど藤原議員が職員の配置をという話もやっておりましたが、配置するにはそれなりの目的があるはずですし、配置しても結果が出なければという心配は必要ないというふうに私自身考えております。これをやるから配置する、あるいはここまでやれというものをきちっと示さないと、職員は動かないと思いますし、町長が全部1から10まで知っておけなんていうふうに、私は思っておりません。入り口だけきちっと押さえておけば十分だと思いますし、あとは職員さんが頭をひねり、知恵を出して、汗をかいてやる、そんな思いがしております。

とにかく予算をつけないと、仕事をしたというふうな評価は得られないのかもしれませんが、私はそう思っておりません。予算がない、予算がないという話もよく聞きますけれども、予算がなければ、我が身が町民のところへ近寄って行けば、それは十分な予算を持っていったのと同じぐらいの価値を発揮することもございます。町民の皆さんは、もっともっと職員の皆さんと近くなって、いろいろ話を聞いていただきたいという方も随分おられます。だんだんこの山都町が大きくなり過ぎて、だんだん話をする機会とそんなものが遠くなっていると。そんな意識さえするところでもあります。

ぜひ、予算を1円もつけきらなければ、足を運んでください。そして、話を聞いてください。必ず、その中にすばらしい意見が眠っている。そう私は信じておりますし、なかなかこういった場所をかりてしゃべれる方というのは、もうごくごく一部分です。私たちも全部代弁できるわけでもございませんし、考え方が違うのも当然でございます。

ですから、まずは予算がないところから始める仕事もあっていいんじゃないかなでしょうか。矢部高校の問題についても、そうだというふうに思います。後でまた触れたいと思いますが、やはり

どんなものを、姿を描くか、それによって人の動き方は随分変わってきます。ぜひとも、そんな目標を持っていただけたらというふうに考えております。

次に、集落営農についてお伺いしたいと思います。先ほど来、藤原議員のほうから随分質問もされておりましたし、話の内容も私が考えていたものとも随分かぶっております、正直戸感ってもおるんですが、一つ藤原議員と違う意見を話をしたいというふうに思います。

先ほど、8カ部落、集落営農が上がってきていると。一番多いところで、入佐で46戸だったですか、そんな数字のお話をされました。下矢部が全体で92戸とかいうふうに聞きましたが、どの辺までの範囲なのか。もう一回、そこの辺を担当課長にお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えいたします。まず、参加戸数でございますが、県の単独事業によります重点地区の指定集落が3地区ございます。これは、一の瀬地区が21戸ございますが、そのうち13戸の農家がそういう取り組みに向けて協議されているということでございます。また、仮屋地区につきましては、仮屋地区全戸の25戸の取り組みでございます。それから、橘地区につきましては3集落、椎谷、椀山、元橘、この35戸の取り組みが行われております。

また、矢部地区、町の単独事業の入佐集落につきましては、集落の46戸、それから長田につきましては、機械利用組合を母体にした22戸、そして、下矢部東部につきましては、10の集落からなる自治振興区の97戸、それから、清和の高月集落につきましては集落の32戸、そして、蘇陽の上差尾集落につきましては現在、参加農家等について検討中のことと聞いております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） いろいろ話を聞いてみますと、下矢部東部と橘が3集落、下矢部が10集落ですか、そんな状況になっていると思いますが、私もそんな状況を考えておまして、私、御岳地区ですから、区長区が12カ部落ございます。水田が約200町。農家戸数、正確にわかりませんが、区の数からしますと約280戸、これが御岳の今の数字になっております。その規模でやらないと展望が開けないというふうに私個人的に思っております。

なぜかと言いますと、機械組合にしても、なかなか稼働率が低過ぎると。ちなみに、私の部落のユンボがあるんですが、年間18日しか動きません。そんな機械が至るところに眠っております。本来なら故障すると文句を言われるわけですが、使わないで寝せとって、故障もしないような機械、余り必要じゃないと考えるところです。ですから、要らんという農家が随分おります。運転できない方も数多くおられますんで要らないと言われますが、果たして本当に要らんとでしょうか。私たち、専業農家からしますと、最も必要な機械になってきます。たとえ1日しか使わない、たとえ管理機であっても、なくてはならない機械になってきます。そんなものを有効に利用するには余りにも小さ過ぎると。今の規模での集落営農では少な過ぎるというふうに考えております。

あわせて言うならば、そこで経済がなかなか生まれません。私は振興区の中でやるが一番効果が高いんじゃないかというふうに考えております。なぜかと言いますと、まず人を確保しなければなりません。随分、集落営農をするに当たっては、専業農家が何軒あるからというような話を

よくされます。専業農家は、我が家の収入をどう伸ばす、来月の仕事をどうしていく。そんなもので手いっぱいのはずです。専業農家として生き残るための方策というのを常々考えております。1年間の収入を12カ月に分けて、毎月収入があるような形態をつくる。そんなことが農家の一つの目標でもあります。そんな中で、集落営農の代表者になり、お手伝いをしていくということになれば、当然、我が家の専業農家の規模を小さくしてしまうというような現状に陥ります。

そこで、そんな状況に陥らないために、振興区単位ですることが望ましいと考えております。なぜならば、専業農家は、野菜を売り、あるいは流通をし、そして、お金を稼いでくると。そして、隣近所のおばちゃん、あるいは機械組合、そういったものにお金を落としていくと。そんな役目も十分担っております。ですから、振興区単位でやろうという理由には、経済を興さないと、これは続かないと思っております。ボランティアでは決して続きません。

ですから、地域の経済を興すためには、物を動かす、機械を動かす、そして、野菜を動かす。そんなものでないと地域に雇用も生まれません。多分、企業誘致をしてくれといっても、なかなか難しい。これもよくわかっておりますし、潰れたときの後のことも心配でもありますし、地場産業を興していくというのが絶対的な要件になってこようというふうに思います。今、28振興区ございますので、28の振興区がそれぞれそこで事業を興す、そして、雇い込みができる、そんなものを考えております。そして、年寄りのじいちゃんからばあちゃんまで、それに参加をできる体制づくり、荷づくり、梱包あたりもそうだというふうに思います。専業農家にとって今足りないのは人手です。もう隣近所に、野菜の袋詰め、あるいは草取り、そんなものを請け負ってくれる人が随分少なくなってきました。あと5年後、10年後には、もうほとんどいないんじゃないかという心配さえしております。

そこで、この集落営農の形態である一つの振興区の中で、そういった仕事も生んでいかないと、専業農家自体も持ちません。ですから、お互い稼いでくる者、そこで配ってくれる者、そういったものをきちっと分けてものを考えていかないと、なかなかやれんんじゃないかと思っております。ですから、集落営農の中核を担う人は、どっちに行こうかと。専業に行こうか、やめようかという、その人をやっぱりつかまえるしかないというふうに思っております。あるいは、仕事がなく困るとるという人、そんな人もぜひ、そんな場所に就職できるような場所を、きちっとしたものをつくっていったらいいんではというふうに考えております。

ぜひ、そんな振興区にしていきたいと私自身考えておりますが、いかがお考えでしょうか。担当課長にお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 現状から、具体的な御提案をいただいております。実際、いろんな方から御意見をいただきますが、先ほどからも申し上げておりますように、非常に末端部においては、高齢化、そして後継者不足で農地を守ることもできない。そういう集落を一つの集落営農としてできるかということは多分に無理でございます。

今回、自治振興区を範囲としたそういう集落営農、これが確立されようとしております。ここをモデル集落として、ぜひ支援を差し上げながら、今後、町の単独事業等も含めてしていきたい

と思います。集落営農は、町長が申しておりますように、その組織が一つの農場という捉え方ができるのではないだろうかと思います。専業農家を言われますように、自分の手仕事でいっぱいの中で、そこで中核的になって、ほかの方々の面倒が見れるかというのは、現実無理かと思いません。おっしゃるようなことを踏まえまして、今後、政策を考えてまいりたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 町長の考えをお聞かせいただけませんか。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 集落営農については先ほど申し上げたとおりでありますけれども、やはり地形的な条件も違いますし、そこに住む人々の考え方ももちろん違うということで、一番問題は、やっぱり議員がおっしゃいますように、専業農家というのが、本当に頑張っているだけども、自分のところで手いっぱいだと。ここの集落営農まで入っていけるかというのは非常に、それが課題であるなということを思います。

やはり先ほど言われたとおり、専業までは行かないけれども、農業に意欲を持っていらっしゃる方々、それを中心にまとまっていただく。経理の一元化であるとか、機械の共同利用だとか、これも農家の課題は、やっぱりそういうふうなところを対応していかなければ、経営の安定というのは望めないわけですので、その辺を御理解いただいて、そういう意欲のある方が集落営農に踏み込んでいただけることを切に願っております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） いろいろ話をいたしました。もう一つ、そこで提案をしておきたいというふうに思います。

これは人口対策ともあわせて考えているわけですが、この山都町で基盤整備ができていない場所というのは、もう本当にごくごくわずかなものしかありません。大半、竹山の下にイノシシが寄ってくる、そんな場所から田んぼが始まっておりまして、そんなところはほとんど今の秋口になりますと、イノシシ対策に追われてしまうと。昔は田植えて、草刈って、水見て、秋には、しばらく行かなくても大丈夫だというような現状でしたけれども、最近は毎日毎日朝晩行かないと、もう対応し切れんと。だから、もうやめたいと言われる方も随分おられます。随分、町の予算もそんなものに入れていただきました。ほとんど予算がもしなかったら、多分半減しとっただろうなというふうに考えるぐらい、イノシシに関しては厳しいものがございます。

イノシシと出会うなんていうことは今までございませんでした。最近よく出会います。すごい時代が来ているんだなと思います。鹿が7頭、群れをつくって歩いていた光景も見させていただきました。うちの若嫁さんは、来た当初は、鹿が来た、うれしいって喜んでおりましたが、最近は、自分の植えた野菜を踏み荒らかすもんで随分腹を立てておりますが。本当に身近になり過ぎて、この対策というのは、やっぱり根こそぎやらないとだめだという状況になりつつあります。

そこで、どうしても人間の対応だけでは対応できません。まず人をふやすことが、そういったものを減らす一つの原因になるんじゃないかというふうに考えております。専業農家の方に、この田んぼをつくってよと話したときに、はい、わかりましたって、つくれる田んぼってというのは、

ごくごくわずかです。少のうございます。私も最近、5反ほど隣からつくってくれてというお願いをされましたが、断りました、正直な話。それでも、やはりつくってよと何回もお願いをされて今つくっておりますが、正直、面倒です。そんな時間というのは随分時間かかります。

そこで提案なんです、自給用の米をつくりたいという方に、この田んぼを提供して、つくっていただくような仕組みはできないものなんでしょうか。今、日本全国、自給用で米がつくれる、そんな地域はないはず。それはなぜかと言いますと、農地法の壁に阻まれていますから、できません。もしやっている人がおれば、それは闇での話だと思います。あるいは、個人的に、私たちがそうなんです、免田を消費者の方につくっていただいとるという現状もございます。本当に場所が悪いところを提供しているんですが、毎年、喜んで田植えから稲刈りまで全部自分たちで、草刈りからやっていかれる方も随分多うございます。

山都町に住んでいただける方に限ってもようございますんで、そんな人たちに自給で米がつくれるものに、ぜひこの山都町を変えていただいけませんでしょうか。人をふやすことによって、イノシシは1匹減るといふうに私は思っております。人が減った分だけ、イノシシ、鹿がふえてまいりました。荒地が多くなってくる、そんな状況もあわせてございますんで、まずは人間からふやそうといふうに考えておりますが、ちょっと突飛な話なんでしょうか。それとも、おもしろいって言われるんでしょうか。その辺の意見をお伺いしたいといふうに思いますが、町長、お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 農業委員会のほうの担当の意見も先に述べさせていただくわけにはいきませんか。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 町長の話の先に聞きたいです、正直。多分、法律の問題が、難しい問題があるということはよくわかっております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） そこまで、法律の関係までお詳しく、そして周辺の自治体の今の状況あたりも承知の上で言ってらっしゃることだといふうに推察をいたしました。5反という、今、制限があります。これは、一つはやっぱり悪意を持って農地を取得するといふうな方に対しての制限でもあるかと。悪意といふ言い過ぎかもしれませんが、そういうことを防ぐための法律でもあるといふうに思います。今、議員がおっしゃった3反だとか、もしくは1反ぐらいまでとかですね。多分、田んぼであれば1反もつくれば、やっぱり家族が自給米を栽培することは可能であると思っておりますので、1反ぐらいまで考えていらっしゃるんじゃないかといふうに思います。

当然、先ほど、集落営農の話をする中で、Iターンのことも当然考えていかなければならない。これ以上、この山都町で農業を続けていく意思がないと言われる方については、やはり家の問題から土地の問題まで、私は解決して、できればその集落の方に譲るといふうな協定まで結んでいただいて、そして出ていっていただきたいといふうな考えを私は持っております。そうでな

いと、空き家対策、そして、耕作放棄地の問題は解決しないと思うからであります。

そういった中で、1ターンを積極的に受け入れるということになれば、いきなり5反というのは非常に難しい問題があると思います。私個人としては、1反まで何かの条件を付して、そういうことが可能ならば、そういう条件を付して契約ができると、それならオーケーだということの限定の認可でもいただければ、それが一番効果があるんじゃないかというような考えはいたしております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） 正直な話、所有権の移転をした方がいいというふうには、さらさら思っておりません。今言われる悪意のある者が入ってくる、防ぐ手立てはなかなかありませんので、所有権の移転をしてしまっただけではなかなか厳しいんだろなというふうにも思います。ですから、集落営農は振興会を母体にやって、組織化を、法人化をしていければ、そこで十分そんな対応もできるんじゃないかというふうに考えております。

ぜひ、日本で初めてやらないと宣伝になりません。有機農業も、日本で今一番、町の中で山都町が多いから、やっぱり山都町に集中するんです。ですから、この話もぜひ、日本で第一番目にやっていただきたいというふうに考えております。やはりなかなか宣伝というのは難しゅうございます。チラシを配っただけではなかなか宣伝はしづらうございます。都会に行っている人、住んでいる人たちというのは、やはり地元の話が出てくることによって、力ももらえますし、ふるさと志向も生まれてくるんです。ですから、ぜひふるさとの便りを届ける、そんな一つの一翼に、この50アールという自給できる田んぼと、そんなものを宣伝の一つにのせていけたら、山都じゅう、日本全国行き渡るんじゃないかというふうに考えております。ぜひ御一考を願いたい。その前に、農業委員会の御意見を聞かせていただいて構いませんか。どうなんでしょう。

○議長（中村一喜男君） 農業委員会事務局長、山本祐一君。

○農業委員会事務局長（山本祐一君） それでは、3番、飯星議員の提案について、質問について、お答えしていきたいと思っております。

先ほどから、50アールという言葉が出ておりますけれども、50アールというのは、農地法第3条に規定される、新たに土地を取得して、収益を目的とする権利を発生する、その下限面積と申しますが、新規の農業を始めるときの下限要件面積が50アールであります。これは、農地法で規定されておまして、これは21年の制度一部改正により、それぞれの自治体でこれを設定することができるとなっております。

農業委員会といたしましては、23年度より、毎年、毎月、総会が行われますけれども、年に1回は、この下限面積の是非について、設定面積について審議しなさいということになっておりますので、23年度より、この下限面積の設定を審議しております。

御承知かと思っておりますけれども、平成25年度、昨年12月に、農業委員の農家台帳に登載されております約3,000戸の農家の方々に、この下限面積のアンケートを実施しております。1月に集計ができ上がっておりまして、その数字を紹介したいと思いますけれども、1,540戸の農家の方より回答をいただいております。その一番多いお答えが、現状の50アール以上、これは777世帯

が現状で構わないということの答えをいただいています。1,540世帯からでありますので、農家戸数からすれば、何%になるかと思えますけれども、そのようなことで、ことしの1月に、そのようなアンケートの結果が出ておりますので、25年度3月の総会でこれを諮っておりまして、これはそのまま年度としては継続審議とするということになっておりまして、26年度、今なっております。このような話も現在行っておりまして、この勉強も行いまして、今年度中にももう一回、この下限面積について農業委員会で検討するという予定にしております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） この下限面積を、50アールを30アールに絶対下げろという話をやるわけではございませんで、農地の移動なしに作付できるような仕組み、これは法律のどこかをかいくぐって、ひとつどなたか知恵を出していただいて、ぜひ山都町の一つの目玉にして、人を呼び込む、そんな一つの役割を担いたいというふうに考えておりますので、ぜひ御一考願って、実現できるような、山都町を宣伝できる、今、私が浮かぶ中では唯一そこが突破口だろうと思っております。

基盤整備がなかなか進まない中では、それも消費者の力をかりるということは大事な要素だろうと思います。今こそ力をかりて、地域を守る、そんな一役をやはり消費者ともども分かち合えるような時が来ているんだというふうに、逆に言うと思いますので、ぜひともこれ、来年度予算でどうかなれるように考えてください。お答え要りませんが、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

少し長話をしましたんで時間がなくなってきました。空き家対策について、一つだけ企画振興課長にお伺いしますが、一緒に海士町に行きました。すばらしいものを見せていただきました。その中で、一つだけ空き家対策に見たものの中で感じたことは、本当に荒れている家がございますでした。正直言うと2件だけあったんですが、随分整備をされておりました。10年間は町が投資をして補修するから、10年間は町にその家賃はいただくよというような話もされました。

ところで、質問をそこでしてみました。どのぐらい投資をされているんですかという話をしたときに、3万円の10年だと、10年で360万ですから、それ前後ぐらい投資をされているんですかという話を聞いたところ、「いやいや、そうじゃありませんよ」という話が返ってまいりました。それはなぜかと言いますと、過疎対策を使っているというような話をいただきました。その資金を利用して、1,000万なり1,200万の投資をして、10年間、3万円なら3万円に設定した値段であれば、10年間、家主さんでなくて町に返還してもらおう。その後、10年後に、地主さんへお返しをするという話もお伺いいたしました。

そんな手法も、この山都町でも、やはり今言う10アールの話にしても、どうしても家が、この対策をやっていたかないと対応できません。ですから、全部話は連動しておりますので、一つだけやって終わりという話にはなりません。空き家対策も集落営農も全部重なっているというふうに私は思っておりますので、その辺をお聞かせいただけませんか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。空き家調査につきましては、平成19年度

から不断の取り組みとして行ってきております。今現在、定住支援におきまして、常々空き家情報をいただければ調査しております。また、本年5月には、区長さんをお願いしまして調査を行いました。その結果ですけれども、私どもがもともと持っておりました戸数が50戸程度、それから、区長さんをお願いして調査した結果が63戸、重複を含めて、精査は必要ですけれども、実際にはもう少し多いというふうに推測しております。

今回行ったものは、すぐに入れる住居、それから、少し修繕すれば入居できるもの、それから、かなり修繕が必要なもの、それから、もう廃屋同然で撤去が必要なものということで、少し詳細にちょっと区分けをしてほしいということで頼みました。実際にすぐに入居できるものと、少し修繕すればオーケーなものが24戸ほどございました。今、議員からありましたように、各集落に人を入れていくというのは一番、集落営農の観点からも、地域のコミュニティーを集落を維持していくためには必要なものでありますから、この点については、今、議員がおっしゃった民間の家をどう活用していくかということについては、今後そういう国の制度も活用しながら考えていきたいと思っております。

現在、短期滞在施設ということで、そよう病院の職員住宅跡を活用して、1年間の間に入らせていただいて、空き家に入れるように、見つけてほしい。地域のあり方を一緒に体験してほしいということで行っておりますが、その制度と、さらに本年度より、空き家の改修、もしくは不用家財の撤去に最大50万まで出す制度は本年度行っております。議員がおっしゃった提案の部分とは若干、少し方向性が違ったかもしれませんが、この空き家改修活用事業補助金ももっと利用しやすいように、継続、拡充もちょっと考えてみたいと思っております。

確かに海士町でやっておりました、10年にわたるというやり方であれば、借りるほうも非常に安心して。間に町が介在するというのも非常に重要なことであるということは、私も実感してきたところであります。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ことしの50万の6戸、300万では、まず屋根の修理ができません。ですから、それが対象になる空き家というのは、もうごくごく限られてきます。ですから、あいてすぐにやるのであれば十分その金額でも可能かなとは思っています。入り口としては仕方ないのかなというふうには思いますが、ぜひとも、地域に集団で家を建てるじゃなくて、地域に根差していただく方を育てるという観点からすると、各集落に出る空き家の一つずつ丁寧に補修していくというほうが一番手っ取り早いのかなと気さえますんで、ぜひそういった人たちが集落営農に参加ができる、あるいはお手伝いができるような仕組みというの、あわせて考えていけたらというふうに考えております。

矢部高校の件について、ちょっと話を、話題を変えたいと思っておりますが、先ほど町長が言われました数字を足してみました。225人、矢部高校に生徒がいるはずなんです、今、矢部高校は212名、生徒がおるそうです。入学者の数を多分先ほどは言われたんだろうと思っておりますが、随分、学校をやめた人がおるんだなというふうにも実感いたしました。なおかつ、来年度の入学者の話をいろいろ聞いてみると、旧矢部中出身だと二十何人だというような話もお伺いをいたします。

私も今、高校野球の後援会の会長をことしからさせていただいておまして、人間の少なさに驚いております。ことしの新人がゼロ人、正確に言えば、女性が一人、マネージャーが一人入ったというような現状です。この山都町で、この野球熱が高い地域で、子供の一人も矢部高校の野球部に入ってくる者はいなかったという寂しさを本当に味わっております。今どうにかしようという話をやってはおりますが、とにかくなかなか対策が見つからないのも現実ではあります。

ですから、町長が言われておりました、やはり魅力のある町づくり、あるいは学校づくり、そんなものをあわせて、これ、町民がそんな意識に全部がならないと、この高校はなくなりますよ。定住対策も何もあったもんじゃありません。高校を残して初めて、そんな話もやれるわけで、学校、高校だけじゃなくて、中学校、小学校も含めて、やはり定住の一つの要件になってまいります。お店と病院と学校というのはセットものです。それがあって初めて、Iターンの方も安心して田舎に住めるわけであって、矢部高校を守れなくて、この山都町は守れないというふうに考えております。

ぜひ、山都町が生き残るためにも、生徒が矢部高校に来れる環境づくりを、まずはみんなでやっていただきたい。そう思っております。寮をまずはつくってほしいと思います。蘇陽、あるいは清和の郷野原あたりから駆けてくる野球選手をずっと見てきました。1時間も2時間もかけて自転車をこいで、野球に来るわけです。すごい精神力だと思います。逆に言うと、かわいそうな気さえます。勉強する時間もない。帰って、宿題する時間もない。帰り時間に追われてしまうという状況です。ですから、部活どころではないというのが現状だろうというふうに思います。ぜひとも、その辺を解消してあげたいと思います。それは寮だろうと思います。ぜひ、若干時間が少なくなりましたんで、寮についてだけお聞かせいただけませんか。町長にお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 今、矢部校生の減少に伴う対策として、寮が必要ではないかという御質問でありました。寮の必要性についてはよくわかります。バイク通学にいたしましても、2年生からという、今決まりがありますし、バイクを運転できない人はどうするのかという問題も、根本的な問題も出てきますし、非常に課題があると思っております。

下宿のほうについて、遠くから、こういう野球部員とか部活の方たちだけじゃなくて、町外から来る人のために、下宿というのをまずは考えたいというふうに思っております。今、商工会のほうとも下宿の対応を進めているところであります。まずは、アパートは相当ございます、あいているところが。そこには住めると。あとは食事の問題が一つ課題でありまして、朝食が一番問題であろうと。そこを確保するというので今お願いをしているところもあります。そして、四国から来た生徒が一人いますが、そこはアパートに住んでもらいながら、朝食はその家主さんところで食事を済ませていると、好意によってですね。そういうこともさせていただいておりますけども、少し多人数になればそれも問題でありますので、そういう対策を。まずは下宿として、商工会とともにその対応をやっていきたいと。

寮については、もう御承知かと思いますが、舎監さんの問題もありましょう。そして、舎監さんも一人では難しいでしょうし、寮母さんの問題もあるかもしれません。食事の提供あたりも、

その寮の中でということになりますと、かなりの体制が必要でありますし、その管理をしてもらう高校のほうの承諾もきちんとはいけないうでしょう。いかにも町がこれやりますと申し上げても非常に難しい部分があります。その辺も含めながら、検討はさせていただきますけど、まずは下宿のほうの対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 3番、飯星幹治君。

○3番（飯星幹治君） ぜひ、私は下宿じゃなくて、寮を考えてほしいというふうに思います。一人、二人の話でもなくて、多分、町が家を建てて、寮を建てるなんて話にはならないと思います。そんな余裕は多分ないと断られるのが落ちでしょうから。そうじゃなくて、民間の力をかりて寮を開設するというのは、多分できるというふうに思います。もしできないと言うのであれば、それは努力不足だと思います。ぜひとも、その辺をきっちりやってほしいというふうに思います。時間がまいりましたんで、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって3番、飯星幹治君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時0分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） どうもお疲れでございます。4番議員の後藤です。

山都町におきましても、八朔祭、あるいは蘇陽地区、馬見原の地蔵祭等も終わりました、朝夕、めっきり秋めいてまいりました。農家におかれましても、ことしは非常に日照不足、あるいは長雨によりまして、農業の秋の収穫を迎える時期となりましたけれども、非常に厳しい収穫時期じゃないかなと懸念しているところであります。それに追い打ちをかけるように、消費増税、あるいは消費者物価の高騰と、大変農業を取り巻く情勢、また地域を取り巻く情勢が厳しい状態にあるんじゃないかなと懸念しているところであります。

そういう中、行政面におきましても、山都町におきましては、人口の減少、あるいは集落営農の推進、観光の振興、少子高齢化の対策、あるいは矢部高校の存続問題、いろんな議員の方々から質問もありましたけれども、ましてや有害鳥獣駆除、竹原地区におきましては猿等も出ておりますし、非常に被害が出ているところであります。そのほか、山都町におきましては、購入した土地の推進状況、管理のほうを、あるいは浜町会館等を買いましたけれども、なかなかその後の方向性も決まっていないうような状況にあるわけです。

非常に問題が山積みしているわけでありましてけれども、今回は1時間という短い時間の中におきまして、光ケーブルの整備の状況、あるいは、3年後、3年ちょっとに迎えました高速道路の開通に伴う町の方向性、あるいは介護保険法の法的整備の変更によりますところの老人福祉の間

題、子育て支援の問題、それに、先ほども話がありました集落営農について質問したいと思いますので、簡潔にわかりやすく質問したいと思いますし、簡潔にわかりやすく答えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

質問席のほうから、質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） これは建設課長のほうにちょっとお伺ひしたいと思ひますけれども、国土交通省のほうから、九州自動車道の北中島のインターの開通が平成30年と発表され、いよいよ山都町民の望んでいる高速道路の開通は目前となってまいりました。山都町の産業、経済、福祉など、さまざまな分野において、大きなインパクトを与える高速道路の開通でもあります。

執行部におきましては、第2次山都町総合計画の策定に取り組み、本定例会におかれましては、山都町総合計画条例の制定に関する議案も出され、山都町の今後5年、10年の計画も出されたところでもあります。

そういう中、今後、農林業振興等々も考えた場合に、いつごろまでに、どのように開通するのか。矢部の町なかまでどのくらいの時間を要するのか。建設の計画の状況につきまして、建設課長のほうにお尋ねしたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 後藤議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。高速道路の整備計画につきましては、国の事業であります。情報を公開されている部分について御紹介をしたいと思ひます。

九州横断自動車道、延岡線につきましては、嘉島ジャンクションから仮称矢部インターチェンジまで23キロ、そのうち、九州横断自動車道として熊本県内初となる嘉島ジャンクションから小池高山インター間、1.8キロが平成26年3月22日に開通いたしました。小池高山インターから仮称の北中島インター、長谷地域になりますけれども、10.8キロにつきましては、平成30年度開通が公表されて、この目標に向かって整備が進められているところであります。

北中島インターから矢部インターまで、いずれも仮称でございますが、10.4キロについては公表はされておりませんが、30年度以降、数年内には開通するのではないかと推測するところであります。また、蘇陽高千穂間につきましては、平成25年10月に事業の必要性を検証する計画段階評価に着手し、事業化に向けて準備が進められているところでございます。

このようなことが、今、公表されております整備計画でございます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 建設計画は、今課長のほうから言われました、3年数カ月後には長谷まで届くということで、この高速道路の建設につきましては、町の受け入れをどうするかということにつきましては、十数年前からプロジェクトチームの山の都づくり推進室というのができて、当然これは十分検討されてきた経緯はあります。

最近になりまして、その経緯がどうなっているのか聞きましたところ、立ち消えになっているという話も聞いたわけですね。それにはいろんな理由があったのかもしれませんが、しかしながら、

3年半後には来るということは確実であります。当時からいろんな議論がされてきました中で、高速道路の中にインフォメーションセンター的なものをつくるのか、出たところにつくるのか。当然、高速道路というのは、熊本のほうからの入り口でありまして、ここにインフォメーションセンターを当然設けながら物産の販売もするとか、軽食を出すとか、ちょっとした公園をつくるとかいう話も、どういのがいいのかというのはいろいろな議論がされていた経緯がありました。

その中で私も、当時、多分現役の職員だったと思いますけれども、簡易的なものでいいし、特産品等の販売等はできるならつくってほしいということで、森林公園的なものをつくりながら、山都町らしいものをつくったがいいんじゃないのかという提案は、1回か2回話したことがありますけれども、当然この件に関しましては、入り口、出口の辺りにどういうイベントがあるんだとか、この町でどういう行事が行われるとか、物産的にはこういうものが特産品なんだとか、そういうインフォメーションを設けていながら町のPRをすると。

それには、観光施設の案内も当然することながら、いろんな物販、もう特産品だけで結構ですので、そういうことを計画する、もうそういう時期じゃないかと思うわけです。なお、馬見原まで、高千穂まで続くわけで、両方の入り口になりますから、当然両方を想定した中でこういうことは考えていくべきじゃないのかなと考えるわけです。そのためには、やっぱり土地を買わんとですね。土地を買って、それに農家の人たちの意見を入れながら、あるいは観光協会の意見を入れながら、どのようなインフォメーションセンターが必要なのか。十分検証していかなければいけない時期に来ていると感じるわけです。

それにつきまして、なぜ、途中で立ち消えになってしまったのか。今後、そういう気持ちはあるのか。しなくちゃいけないのか。しなくていいのか。町の方向性について、町長のほうより御説明お願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 高速道路のインフォメーションに関する御質問であります。案内というのは当然していかなければならない、この町の紹介をしていかなければならないと思います。直前やるんじゃないなくて、やはり各パーキングエリアとか、そのほかの施設がありますんで、そういうところに十分なブースあたりを設置してやるという方法も一つはあると思います。

山の都づくり推進室のほうに関しましては、今、立ち消えという話がありますけれども、そういうことじゃありませんで、順次この協議を重ねながらやっておるところでありますけれども、物産館的なところを国道沿いに一つ要るんじゃないかという御意見も、何人もの方から声をいただいているところでもございます。これについては、やっぱり関係団体の方々とよく話をして進めていくべきだというふうに思いますし、高速道路の国道とタッチする部分について、どういう形の開発がいいのか。その辺も含めて話し合いをしていくべきだと思います。

しかし、いかんせん、やっぱり用地が狭うございます。かなりの工夫が要るのは間違いないと考えております。できれば、その高速道路の整備計画の中で、具体的な図面もできているかと思っておりますけれども、何らかの防災拠点とか、そういう部分も今かなり東北大震災の経験から、高速道路の中間的なところに要るんじゃないかという御意見も出ているのも確かでありまして、その辺

の開発計画がもしも国交省あたりにあれば、それと含めて、一緒にそういうパーキングエリア的な機能も持たせて、そこもインフォメーションの一面、物産館的なところの機能も少しあわせ持ったような計画もしたほうがいいんじゃないかというふうに考えておりますので、もう少し国交省のほうとも打ち合わせしまして、その辺の計画があるか否か少し探って、その辺があれば一緒になって、そういう整備計画を立てていきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 国交省との協議ということです。私は基本的には町が本当に、町に来てくれる人に。山都らしさというのは非常に、都会から来たときに、高速道路の中の一画でというのよりも、むしろこの自然豊かなところに来て、やっぱり山都町らしいなというような、山都らしさがあり、そこに人間の豊かさがあり、そういう自分の町のものなんだということのほうが、むしろちょっと公園化をつくってでも、ここに来て、こんな特産品があるんだとか、将来的にはそこからネットを通じながらも買い物とかいろんなものができるようなものが整備されたいのかなど。そうすることによって、高齢者の方々がいろんなものをつくられている、そういうのを販売したり、米を販売したり、こういうおいしい米があるよとかいう、私たちの町独自の風土を生かしたような入り口をですね。

福岡とか市内とかいうと、街から街への移動ですので、なかなかそれは感じないわけですが、山都町となってきましたと、嘉島辺からこちらずっと入ってきますと、やっぱり空気の冷たさも違うし、感じ方が全然違うと思うわけですね。高速道路を走っていくのよりも、むしろ何か落ちつくような、心が休むような気持ちを持つわけです。そういうのを生かして、きらきらしたもんじゃなくて、もっと自然にマッチしたようなつくりをしながら、「ああ、やっぱりいいな」とか感じられるようなことをぜひ検討してもらいたいと思いますし。

高速道路の出口あたりで話を聞きますと、いろんなところの方が「幾らぐらいだろうか、ここいいね」とか、話が来ているらしいんですよ。ああじゃかじゃ言いようちに「ああ、用地がなかったたい、しょうがないたい」ってなる可能性もあるかと考えますので、できるだけこちらへのところは早急に考えてもらいたいし、対応していただきたいし、後で話します光ケーブルの話もありますけども、当然、商工観光課、あるいは建設課あたりと十分、横の連絡をとりながら、企画課のほうとも調整していきながら、一つの課が一人発信するのじゃなくて、当然農業のほうも含めながら、どういうものが今必要かということ、トータル的なバランスのいいインフォメーションセンターというのをつくっていただきたい。

それには、ぜひ早急にアクションを起しながら、結論を出していただきたいし、早急の対応が必要と。もう3年ちょっとと言いますと、予算であと2回しかないわけですので、本当に来年でもやって動かんと多分、国交省を当てにしている、なかなか返事が来るのは、いや、ああじゃかあじゃ、また議論に1年かかりましたということになりかねませんので、ぜひそういうところをお願いしたいと思います。

商工観光課長として、今、何遍も商工観光課長には質問したり議論したりしているわけですが、やっぱりそのような有効活用はどのような波及を及ぼすのか、考えられるか。観光課長

のほうからお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 商工観光課長、檜林力也君。

○商工観光課長（檜林力也君） お答えします。

今まさに総合計画の中で、インターが開通した後の山都のまちづくり、それから観光の体制づくりを協議しているところでもあります。28の自治振興区の中でもそれぞれ議論がされておりまして、まさに中島のほうでは、インター開通後の取り組みということで、いろんな島木あたりでも、フットパスのコースづくりであったり、水増の太陽光を生かした地域づくり、そういったものが議論されておりまして。

また、いろんなところでそういった議論を、28の自治振興区でされておりますけれども、観光課といたしましては、平成22年に観光計画をつくりました。そのときに、来るインターの開通につきましては、観光協会、それから商工会と一緒にあって、10年後の町づくりはどうしたらいいんだということで一緒にあって計画をつくりましたけれども、その中で、やはり物産館をつくらいいんじゃないかとか、そういう意見も出ました。ただし、町の中に三つの物産館もありますので、インターができた後に、そういった案内施設は当然必要ですけれども、その辺のところは、民活でできるところは民活でやっていただくというところで、観光協会もごございますので、全て公設で町が賄うということじゃなくて、そういったいろんな観光協会やら民活をつかった受け入れ体制づくりも必要かと思っております。

また、案内サインとかいうところにつきましては、当然国がすべきこと、県がすべきこと、町独自にすべきこともございますので、そういったところはしっかりと開通に向けたサインをつくっていききたいと思います。

それから、インフォメーション機能につきましては、やはりこの218号沿線には、ガソリンスタンドであったり、飲食店とかパン屋さんとか、いろんな施設もございますので、その中にパンフレットを置いたり、案内ブースをつくらしたりして、やはりそういった商店、それから商店街の皆さん、そういったものともしっかりと協力して、いろんな形でできることをやっていきたいと思っております。

また、先ほどから浜町会館のことも出ましたけれども、商店街は商店街で、ここ3年間、しっかりとそういったインター開通後のまちづくりということで、いろんな協議を重ねております。ことし、浜町会館の利活用、それから八朔の大造り物の小屋の制作については、商店街の皆さんがしっかりと自分たちのこととして、今協議をしていただいておりますし、やはり拠点を一つ持って、それを周遊する形で、先ほど町長のほうからもありましたように、八朔の造り物を見ながら、その商店街に楽しい、おいしい商店が立ち並ぶと。そこを観光客が見て回るというような、3年後、5年後の理想に向けて、いろんな対策をしていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、課長のほうから話がありましたけれども、まさに当然行政がすることじゃないと思います。当然その企画力は行政の中で持って、それは観光協会とか、そこら辺にお願いすると。農業も当然入れながら、町挙げてしなくちゃですね。今の状態で物産館があり

ましても、基本的には通潤橋に。今、高速道路に行って、通潤橋がどこにあるか分からんことじゃ困るわけですので、当然そこに物産があつて。通潤橋の物産というのは、かなり入っていかんやでけんじゃないですか。

そういうところも全部考慮していきながら、本当の意味での活性化という観点からは、国道からのアクセスはどうなのかということを確認にし、町なかの楽しさをそこで表現していく。それはぜひ必要と思いますし、今、中島のほうからだけじゃなくて、将来的には、馬見原のほうにつながるわけですので、同時に向こうから来た場合も、山都町全体が見えるようなインフォメーションも当然必要かなと思います。

「ようこそ熊本へ」ですので、宮崎県からも来るわけですので、そこら辺のことも同時並行しながら、町の全てをフォローできる、南阿蘇までフォローできるような隣接町村との連携をとりながら、「おお、さすが山都町だ」というような地域おこしの拠点となるようなことをぜひ考えていただきたいと考えております。

企画課長、何かございましたら、お願いします。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えします。先ほど議員からありましたように、山の都づくり推進室、企画課にございましたが、うちの課が3係ございまして、今、1係長のほうで対応しております。これにつきましては、中断ということはございませんでしたけれども、途中で高速道路対応に関しての論議が一つの係としてできてこなかったことについては、大変申しわけなく思っております。

ただ、高速道路の開通に向けて、うちのほうが期成会の担当をしておりますし、情報につきましては、建設課の高速道路対策室と、それから観光課とともに協議はしてきているところであります。

ただ、アクセスが国道にタッチしますけれども、一つは浜町への誘導の高低差、あそこから真っすぐ直線で浜町に誘導することができないとか、じゃあ、どうやって回すか。それから、高速からおりたお客さんが、その場にすぐに立ちどまることはないだろうと。しばらく走ってから休憩したくなるんだとか、いろんな論議があつておりました。このことが、一つの浜町への誘導の論議が少し困ってしまったといいますか、といったことがございました。

ただ、おっしゃるように、もう3年しかございませんので、今回、総合計画という一つのチャンスを生かしながら、一つには浜町への誘導、そして、多く恐らくおいでになるであろう観光客をそこでとめて、山都町内でとめて、浜町、清和、蘇陽で休憩していただくということの一つ大きな視点にしながら、経済効果があるように検討していきたいと。

また、先ほど観光振興課長が申しましたように、とても行政だけで箱物というのは今後なかなか難しゅうございますので、いかに民間と協力できるかということについては、ともに考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） このことについてはぜひ。もう時間もありません。ぜひ集中的に議論

していきながら、形の見える方向性を出していただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

続きまして2番目に、光ケーブルのことを書いておりますけれども、光ケーブルの整備につきましては、いろんな議員さんから、いろんな質問があっております。ただ、私も光ケーブルについて、光ケーブル、せにゃいかんような話でどんどん話が進んで、ほかの町村は全部してますんで、今、隣接町村でやっていないのは、うちと五ヶ瀬ですので、そのところは、光ケーブルがないなら、何か町じゃないような話もありますが、とんでもございませんと私は思うわけでございます。

なぜ、光ケーブルなのか、必要と今されているのかということにつきまして、私も自分なりに考えてみましたが、企業誘致とか子育て支援とか、そういう観点からいった場合は、あった方がいいだろうと。ただし、光ケーブルが入った場合に、高森の例をとりましても、加入者が全戸入るんですかといったら、100か200の話なんですね。ようして100、町なか調べたところ、あったらいいなというのは10件ぐらいの話でありました。今、タブレットも入っておりますし、いろんな機能でそうまでは迷惑はされていない。これを山都町全体を全てにフォローするとすると、30億ないし40億の金がかかると思います。高森の3倍で、高森が13億ですので、40億かなと。安く見積もって、30億程度かなと。経済効果的に見て、それが必要なのかということは非常に疑問にも感じているわけです。

そういう中で、私もちょっといろいろ調べたところ、ADSLで矢部局が40メガですね。これ大体40メガですので、6キロから10キロをフォローできるわけですね。それとあと、中島局、柏局、蘇陽局、ほとんどが12メガですので、3キロぐらいはフォローできるかなと。今、光ケーブルはどこそこ入れてますんで、ADSLの40メガに変更すれば、おおむね沿線沿いのところはフォローできるんじゃないかなというふうに判断したわけです。

それだったら、申請すれば無料で業者がするような話も聞きました、申請すればですね。それはわかりません、幾らかかるか。ただ、そういうのをやっぴいながら、中島から矢部、清和、それと馬見原、それから265号線に行って、蘇陽総合支所、そよ風パーク、そういうところに本線だけ引くようなことはできないのかなとは感じたわけです。そこに、皆さんが集まるネット回線の整備でも構いませんのでやってみて、Wi-Fiを入れれば観光客あたりもみんな利用できるし、いろんな形で機能が発揮できるんじゃないかなと思いますし、一気にやっぴいしてしまうということについては、いかがなものかなと考えておりますけれども、そこにつきまして、試算とかされているのかわかりませんが、総務課長のほうよりお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをさせていただきます。光ケーブルの整備の方向性、それから今後の計画についてお尋ねいただきました。

この光ケーブルの整備の件につきましては、本年3月の定例会におきまして、その整備計画と今後の計画についてという御質問をいただいております。その際、情報通信基盤整備につきましては、平成26年度中に整備の方針を決定したいというお答えをしておりますけれども、今回はま

ず、その方針検討はどこまで進んでいるかといった御質問と捉えまして、それにつきましてお答えしていきたいと思っております。

現在、総務省の地域情報化アドバイザー制度事業というものを活用いたしまして、各関係部署で構成しました整備の検討委員会を毎月開催をして、協議を継続しているところでございます。今そこで検討しております整備の方向性でございますけれども、近年の情報通信技術というのは、先ほどから議員がおっしゃっているように非常に進歩が著しく、行政だけでなく住民の生活にも非常に大きな影響を及ぼしているという状況がございます。こうした情報化の進展に、町としましては、地域間の格差があってはならないと、まずは考えております。今後、厳しさをどんどん増していきます財政状況に十分配慮はしつつも、住民ですとか町内業者が情報通信技術の恩恵を等しく享受できるような、町内全域に情報通信基盤を整備するために必要な事項、また、整備後における地域情報化の進め方についても今後議論を深めていきたいというふうに考えております。

また、ADSLの件でお尋ねがございました。現在、町内でADSLのサービスを満足して利用できるというのは、NTT局舎周辺の4キロメートル範囲内の約4,000世帯であるというふうに捉えております。局舎から7キロメートルを超えますと、そもそもADSLサービスの利用が不可能な状況となってしまいます。約3割がその世帯に入るというふうに、これも捉えているところでございます。

浜町商店街、それから、NTT局舎から1キロメートル範囲内の世帯につきましては、回線速度も比較的速く、局舎から遠い地域と比較しますと、逆に、先ほどおっしゃいましたように、光回線の必要性が薄い状況にあるかもしれませんが、早急に整備が必要な地域というのは、さきに述べましたように、ADSLが利用できない地域であり、そこら辺につきましては高速のインターネットの接続を切望されているという状況にあるというふうに考えております。

現在検討しております光回線ということであれば、局舎からの距離に関係なく、どこの地域においても、ほぼ同じ状況でサービスを受けることが可能となってまいります。情報通信を活用した行政サービスの観点からも、住民の誰もが等しく行政情報が得られるような整備を進めていく必要があるというふうに捉えているところでもございます。

それから、最後に試算はというお話もございました。これはまだ検討段階ですので、なかなか金額のほうも正確には出しておりませんが、全体にかかります整備の金額は約20億程度というふうに試算を出しております。これは後でもまた御説明いたしますけれども、これは例えば、民設民営ということでやりますと、その一部を町が負担をするという形になりますので、そのうちの通常半額は町が負担をしていくという形になりますので、非常に大きな財政負担が生じていくということは重々私どもも考えながら、整備の計画を十分議論を深めてまいりたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 今、総務課長のほうからおっしゃいましたように、全地域をフォローするという、それは住民サービスからいった場合、全地域をフォローしたのが一番いいでし

よう。その半面、財政負担の割合も非常に大きくなると思います。また、当然過疎債あたりを借りられるのかなと思いますけれども、いずれにしても借金です。

そうすると、ほかの地域の町村、私の知っている高森とか南阿蘇村の話聞いてみると、加入者が少ないんですよ、実際。どうしようかという状況なんですよ。ですから、本当に光ケーブルが必要なかということが一番ネックになってくる。大量に送ったりする、CDをもらったりする場合は、それは光が速いです、確かに。ただ、70、80歳の高齢者の方がたくさんおらっしゃる中で、先ほど町長も言いました限界集落になるようなところも可能性としてはあるわけじゃないですか。将来、10年後の町を見た場合にですね。そこにしゃにむに、やっぱ引かないかんって、意地になってするようなことでも……。それは行政の平等性から言ったら、私はこんなことを言うてはいけないのかと思いますけれども、基本的には金ですので、やっぱりそこら辺のところは必要だというアンケートでもとっていきながら、最低限の投資で最高の効果を出すような検討を行政としては私はすべきじゃないかと思ったりし、何もかも平等だけ、何もかもしてしまえという話になってくると、道路じゃありませんのでね。そこら辺のところは十分まだ検討していく余地があるんじゃないでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの御意見ですが、3月の定例会におきましても、後藤議員のほうから、まず整備ありきではないよという御意見をいただいております。もちろん私も、今おっしゃいましたような問題点につきましては十分検討を重ねていかなきゃいけないという重要な問題だと思っております。

特に財政負担につきましては、整備にかかる財政負担がまず発生いたします。当然これは一般財源では賄うことができませんので、起債を借り入れていくという形になると思いますけれども、その起債につきましては、当然これもまた後年度負担が発生しているということでございますので、これも単純に起債が借りれるからということで事業推進に入っていくということは、十分考えなくちゃいけないということだと考えております。

先ほど申しましたように、整備の方向性ですとか、そういった運営方法につきましては、総務省のアドバイザーですとか、そういった有識者の方々と一緒になって考えていっておるところですけれども、内部的に今、議員の御指摘にありましたような整備にかかります財源問題、それから、後年度負担等々、こういったことにつきましては、まだこれから十分議論を尽くしていきたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） この光については、本当に十分、他町村の状況もお聞きしながら、進めたほうがいかなというふうに感じているわけです。私も、すぐ隣が高森ですので、草部、野尻、いろんな人と話すわけです。それで、接続はしないという。負担が発生しますからね。そしたら、息子が将来帰ってきたら、せなんばってんかという意見がほとんどなんですよ。本当に話を聞いてもらおうとわかると思いますが、四苦八苦している状況です、今。だろうと思います。はっきり私はここで言えませんが、そういう整備はしたけど、かたり手がおらん、負担な誰がす

るとや、どぎゃんしようかということになりかねませんので、この辺のところは、この過疎地域の中での整備については十分、先ほど言いましたような最低の投資で最高の結果が得れるように努力していただきたいと思います。財政負担もありますので、十分そちらのところは御検討をお願いしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 続きまして、福祉課長のほうにちょっとお尋ねしたいと思います。

1点、2点、3点ほどあるわけですが、まず保育所、私も厚生常任委員で何ば言うとかって言われるかもしれませんが、保育所の問題につきまして、今まで、前年度ですか、山都町保健福祉総合計画策定書、13名の方々に、4月29日から3月19日まで十分、これは6回ぐらい検討会あって、町のほうに答申をされております。そこに答申書もあるわけですが、その後、私たちもそれが終わった後、答申書が出た後、またその答申委員会が開かれたわけですね。その中では、また今度は17名で、3月1日から28日まで、4回ほど話したわけですね。それで答申出したわけです。その1回目出された答申と、2回目出された答申は、若干違いがありました。

その方向性がまだ見えないまま、今度は子育て支援のほうに、答申がまた出されております。一緒に考えた17名の人たちから、「後藤さん、どげんだったですか、保育所問題は」ということを聞くわけですね。「いや、また次に振られました」という話をせないかんわけです。そうすると、その前に協議された人たちの意見と、私たちが協議した意見と、また意見が変わってくればですね。答申をしなくちゃならないということじゃないです。参考にするわけですが、やっぱりいろんなところで波紋が出てくるわけですね。俺の意見な聞かさんだったんばってんが、どぎゃんなつとうとだろうかと。今後、その次の人もどうなったんだらうかと。今度また違う意見が出てきたら、一体どがんさすとやろうかということになりかねないし、いろんな混乱を招くような状況になってくるのかなと思います。

先ほど、子供の生まれた数とか、非常に激減している中で、私たちが出した答申が一番いいとは言いませんけれども、ここらあたりについて、町の本当にやりたい方向性、町が考えとる方向性の答えが出ないから引きずっていらっしゃるのかわかりませんが、どうしたいのか。もうこんなことで行きたいということは、町が一番、行政の方々が一番、子供の数とか、保育所の実情とか、危険箇所とか、わかっていらっしゃるわけですので、先般、吉川議員のほうからも質問がありましたけれども、やっぱり方向性はきちんと出していきたいと思いますが、課長のほうに、今後どのようにこれを進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、町立保育所の統廃合についてということでお答えをさせていただきます。先ほど、後藤議員のほうからお話がありましたとおり、25年3月に山都町保健福祉総合計画策定委員会児童福祉部会のほうから素案をいただいております。その後、26年3月までの間に、新しいメンバーにより、山都町の保健福祉総合計画策定委員会の方により、その案をもとに4回ほど話し合いをされています。その答申をもとに現在では、子ども・子育て

会議というのを立ち上げておりますが、子ども・子育て会議の中で、子育てに係るニーズ調査の結果を踏まえ、乳幼児期の保育、それから保育園のあり方、子育て支援事業に係る子育て支援センターのあり方とか、放課後児童クラブのあり方など、需要量の見込みとか提供体制ついて、検討をしているところです。

山都町の子育て環境の整備の一つである公立保育園の統廃合に関しましては、先ほどから説明しておりますとおり、4回の保健福祉総合計画策定委員会が開催されて話し合いをされておりますので、その保健福祉総合計画策定委員会の答申を尊重し、公立保育園の役割、必要性、どの程度の規模が必要なのかなどを、子ども・子育て会議の意見を参考に、できるだけ早く町の方針を出していきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 町の方針を本当に出さなきゃ大変なのじゃないかなと思えますけど、第1回目の答申は、同和保育所を残して、あと1園をつくるというような答申が出ておりました。その次、私たちがなったときは、いやいや、それは一つでいいよと。今ある同和保育園を改築して、そうしたほうがいいよという答申を、17名の方が真剣に本当に会議したんですよ。実際、4回にわたって、いろんな意見が出て、町民の方々もたくさんいらっしやいましたし、いろいろな意見が出た中で、そのとき私も思いましたけれども、前の方が出していっしやるのを切ったわけですよ。違います、私はこう考えますというような。そうすると、非常にそこら辺のところ、あらららというふうの前の方は思ってたっしやると思えますよ、実際。今度また、それがどういうふうに変更、変わっていくとですね。

やっぱり町が一つにするのか、二つ要るのか、新築したいと思っているのか。そういう議論を、本当に舞台を上げて話す必要ないと。新築なら、いわゆる補助金もないわけだけん、つくる必要ないっていうふうな、いろんな議論を本当にもう。いろんな意見を出した中での答申です。それは当然答申ですので、それは私の意見と違うけんだめと言われれば、それは要らんの、じゃあ答申せんでいいじゃないかというふうな、極端な言い方するとそういうふうになってしまいますからね。やっぱり尊重するというのなら、前やった人に報告をする義務もあるだろうし、今後、必要について町は本当はこう考えてますよと、基本理念があるのなら、そういうことできちんと一定方向性を出した上で議論していきたいと考えるわけです。

そうすれば、こんなことしたいというふうに言われれば、それについて徹底的に議論していきながら、方向性を見つけ出していきたいと考えるわけですが、そこら辺についての今後の推進の仕方について、お願いしたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 先ほど説明しましたように、児童福祉部会の案をもとに、4回の保健福祉総合計画の案というのが、先ほどから説明されていますように、矢部地区については、浜町保育園、浜町第二保育園、白糸保育園を閉園で、矢部同和保育園に統合すると。なお、周辺整備を含む現園舎の増改築を平成28年度までに行う。また、金内保育園と御所へき地保育所は現状維持とするというふうなことが出ています。それから、清和地区におきましては、大川保

育園と小峰へき地保育所は現状維持とする。それから、蘇陽地区については、菅尾保育園を平成27年度をもって閉園とし、馬見原保育園と二瀬本保育園は現状維持とする。

それから、もう一つ、新たに出てきていますが、町の将来を見据えた子育て支援対策を充実されるということで、最終的には児童福祉部会の案を、4回の保健福祉策定委員会のメンバーにより相当議論されている記録が残っております。それをもとに、この答申案が出ておりますが、その案を尊重しながら、町長、それから公立保育園の園長先生とも回数を検討を相当重ねながら、今やっておりますが、子ども・子育て会議において、その辺も踏まえながら、早急に町の方針を出していきたいというふうなことでお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 以上で、これは終わりますけれども、できるだけ早急にですね。やっぱり一緒に議論した人たちが、病院に私も行きますし、学校にも運動会で行きますし、「後藤さん、どぎゃんなつとるな、あれは。この前、あぎゃん答申って。その答申な聞かん、聞かんでええつかいた」とかいう話もありますからね。答えるときもやっぱり、「まだ議論中です」「答申した結果や」「いや、議論中です」というふうに答えなきゃならないというのは本当につらいんですよ。ですから、そこら辺のところは方向性を早急に、急いでいただいて。子育て支援のほうに振っていますっては言わなんとだろーばってんですね。そこら辺のところも十分。早急な答えを出して、それに基づいて、また議論していくような方向性だけは出していきたいなというふうに考えています。

そして、老人福祉についてですけれども、介護保険法により、第3号以上は施設に入所できないですよ。4号しかですね。その方は地域ケア、地域でどうするかということは日本全国的な話で、国も非常にこれは推進しているし、その負担については、1割、2割程度、町が出せばいいというようなことで。施設があるから、施設に入るということを想定じゃなくて、地域がどうサポートしていくかということと、それは行政の大きな役割というふうに私は認識しております。元気な年寄り、社会参加ができる年寄り、これは地域の医療と地域住民と行政が一体となって、町長の大きな柱になっていくと。これは地域づくりの、これこそは町の柱になってくるんじゃないかなと思います。

先般、会議にも行きましたけれども、やっぱりその地域ケアをどうしていくのか。いかに、今、現状の中で、施設に入りたくても入れる金がない年金額なんですよ。これを地域でどうケアしていくか。いつまでも元気な年寄りをどう構築していくかということは、必須不可欠の課題であります。これにつきましては、国、県も、国からの補助金はかなり来ると思いますし、地域ケアにつきましては、8割、9割補助が来るというふうに認識しております。

そういう中で、地域の役割、医療の役割、前、門川課長が蘇陽のほうにおったときも、そちらのほうの役割、かなり勉強されていると思いますし、これはそういう意味でも、音頭とっていく必要があると思いますので、ここら辺のところの今後の老人の地域ケアに対して、基本的なものの考え方について、簡潔にわかりやすくお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、高齢福祉のことについてお答えします。私も、健康福祉課のほうに来て、健康福祉課の係の仕事っていうのは、福祉係、高齢者支援係、国保年金係、健康づくり係がありますが、どの係を見ても、いかに予防が大切かということが本当によくわかってきました。

その中で、先ほどから言われています介護保険法の改正によりまして、介護保険の改正については、要介護1、2の人たちは来年の4月から入所ができなくなります。それから、要支援1、2の方たちにつきましては経過措置というのがありまして、29年3月31日までに移行すれば、経過措置としてそれが認められるということでもありますので、山都町におきましては、移行期間を平成28年度からするかどうかということで今議論をしながら、今年度中に条例の中で定めていきたいと思えます。

要介護の1から2の方たちで現在入っている方たちは、そのまま継続で入所ができるというふうな形になっておりますので、その辺に関しては、新たな要介護1、2の方たちが今後どういうふうな形に。入所が必要という方たちが出てきた場合にどうするかということなんですけど、今、要介護の1、2の方で入所をされてない方が、要介護1、2から5までの方なんですけど、その方たちが168人の待機者となっております。その中でも、要介護1、2で、かつ認知症が重度である方が10人、それから、要介護3から5が31人で、現時点では、在宅の方たちを合わせると、41人が待機という形になっています。

そういう形で、施設入所に関しては、短期入所とか老人保健施設、療養型、通所訪問等、ほぼ待機者の中でもそれを利用されているんですけど、これから要支援1、2の方たちをどうするかということに関しては、平成12年から介護保険が始まる時に、その前は国の厚生労働省のほうの説明は、もう保険ができるから、家族や親戚、近所等の支援の必要性はなくなるということによって説明を受けてきましたが、最近では、今回の法改正によって地域全体で支え合う体制をつくるようということによって今指針が出てきています。現在では、山都町におきましても、いろんな町の組織等が本当に潰れてきたりして、なかなか地域で、高齢者の人たちを、以前、蘇陽でやっていたように、婦人会、いろんな組織が支え合うような体制が、今までが事業所に頼ってきた部分を、これから在宅のほうで、地域のほうで見ようといっても、なかなか難しい時代に入っております。

現在、そういう地域ぐるみでやっているところが山都町では、下矢部西部地区の地区社協のほうで小学校の跡地を利用した形で、昼食づくりも老人クラブの方たちが自分たちの手づくりで当番制でやったりとか、防災関係でも宿泊体験をして、いざ災害が起きても行きたくないという方たちが出ないように、今現在も宿泊体験をやったりとかという形をどんどんされています。

ですから、そういう山都町の高齢福祉の、今後改正をされた要支援1、2の方たちの分につきましては、下矢部西部地区の取り組みの部分は、全国でも、熊本県内でも、波及されるような形になっております。それを受けて、山都町でもそういう形で住民の力で、そして、山都町には事業者も相当多くなってきておりますので、体制的には、環境整備的には、環境的には整ってきているかと思えます。その辺を地域全体で見守りながら、サロンとかいろんな工夫をしながら、平

成29年3月31日までには、必要な人が必要なサービスを受けられるような体制を、介護保険策定委員会の中でも、行政のほうでも、民間の事業者の方たちとも、社会福祉協議会のほうとも、できるだけ協議を重ねながら、そういうサービス等をつくっていききたいと思っていますところでは。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 要するに、今から先、地域ケアというのがいかに大切かということはもうわかっておりますし、これは当然、補助事業でもやるわけですので、町独自の、本当に町独自のやり方、入所ありきで考えるのじゃなくて、元気ありきで考えてもらいたい。

そこが、高齢者の地域参加、社会生活参加を前提に置いて、サポートも大切ですけど、地域社会に参加すると、参加させると、無理やり参加させる。社協の中でも、生産性のあるような行動、アクションを起しながら、元気のある、夢のあるですね。この町に住んで、この町で死ぬ、ほかの町に行かんでもいいようなサポート体制をぜひやっていかなきゃだめなんじゃないかなと思いますし、そこら辺は行政の大きな吸引力であり、大きな力であり、それが基本と私はなと思っています。そういうところをぜひ頑張ってくださいと思います。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 最後になりましたけど、集落営農につきまして、皆さん方、質問されましたんで、余り課長も答えるところがないと思いますけれども、やってこられて、ああ、こんなところが問題なのかとか、300万の予算をとられた中で、こんなところが問題なのか。今後、大きな問題点とやっていく方向性について、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

その前に、実はある企業のほうから話があったわけですね。30ヘクタールから50ヘクタール、この町で企業さんがやりたいと。ぜひやりたいということで、農産物をつくって、イオンとか、西武のほうに全部出す予定があるということの話があったわけです。

それに、私が考えるに、地元のお年寄りの人たちと話して、管理ができないというような方は、そちらのほうにお願いしたいんじゃないかなというふうにも考えますし、集落営農の大きな目的ですね。集落営農をやろうとする大きな目的を再度認識したいと。認識、皆さんにやってもらわないかん。何で集落営農なのかという目的について、簡単に再度認識させていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） お答えしていきたいと思います。何度か御質問を議員さんの中からいただきまして、この事業の目的は何かということです。これは地域の農地を、地域みんなを守ると、その組織をつくろうということでございます。結果としまして、本年度、一の瀬地区を含め、県のモデル地区等もできました。一の瀬地区につきましては、先ほど申し上げましたように、組織の名称も、水の郷一の瀬ということで、会計の一本化を図り、作業料金等を決めながら、それぞれの農業生産活動に応じて利益配分をすると、そういうことを本年度の設立に向けて頑張ってもらってるところであります。

また、一番これを進める中で大事なのは、集落営農を進めるために、経営を圧迫している機械購入費と土地基盤の未整備、それから、出ております、そこを支える人がいないということに限

るのかもしれませんが。

町の単独事業等についても、2年目以降の助成を県と同じように進めながら、先ほどから出ておりますように、高速道路の開通を見込み、農地法の特例があった部分を説明申し上げておきますと、特定農地貸付法というのがございまして、町が中間に入り、いわゆる市民農園をすることができると。現在、菅の迫田がそのオーナー制度を行っております、こういうものが最終的に、集落の農業を支える、人をふやす、そういう方向につながらないかということで、方向性を今後、見据えていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 目的であります農地の荒れを防ぐということであれば、いろいろな角度から企業誘致等々も考えながら、地域挙げて頑張っていくときだろうと思います。大きく間口を開いて、皆さんと一緒に、企業も含めたところで、今後の山都町の農業のあり方を考えていきたいというふうに思う次第であります。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって4番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午後2時0分

9 月 10 日（水曜日）

平成26年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年9月4日午前10時0分招集
2. 平成26年9月10日午前10時0分開議
3. 平成26年9月10日午後0時09分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

8番 工藤文範議員

1番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

教育長 山下明美

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 佐藤珠一

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 田上博之

企画振興課長 本田潤一

税務課長 甲斐重昭

商工観光課長 檜林力也

農林振興課長 藤島精吾

建設課長 江藤宗利

水道課長 甲斐良士

農業委員会事務局長 山本祐一

住民環境課長 江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長 宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長 西田武俊

学校教育課長 田中耕治

生涯学習課長 藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

-
10. 出席した事務局職員の職氏名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中村一喜男君） 日程第1、一般質問を行います。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 皆さん、おはようございます。8番、工藤でございます。

ことしの夏は非常に長雨で、農家にとっては大変厳しい夏であったかなと思っておりますけれども、私にとりましては、一番の夏といえば、どうしても高校野球というのが、まず一番にあります。第96回の全国高校野球大会が、2日おくれて始まりました。優勝したのは、大阪桐蔭高校でございまして、2年ぶり4回目ということでございます。この大阪桐蔭高校は、6試合のうち4試合が逆転勝ちという、非常に粘り強い試合を展開してくれました。キャプテンの中村君は、福岡出身です。福岡から甲子園で優勝して、優勝旗を自分の手に持ちたいという思いで、桐蔭高校の門をたたきました。そこで頑張って、夢を現実のものにしたという、非常にすばらしい戦いぶりだったと思います。

また、準優勝であった三重高校、これは59年ぶり、四日市高校以来の頂点を目指しましたけれども、願いは叶わず、準優勝でございました。しかし、ここの応援、心を一つにした、あのアルプスでの応援は、非常に高校野球ファンを魅了するものがありました。心を打つ一体感があったと思います。非常にすばらしい学校だと思いました。

公式の大会は、優勝が桐蔭高校、準優勝が三重高校でしたけれども、また、軟式の高校野球というのもございます。これは、中京高校と崇徳高校の決勝戦が行われました。延長50回、4日間にわたる大熱戦の末に中京高校が勝利し、そのまま決勝も制して優勝しました。

そういうことで、ことしの夏は、このように非常に記憶に残るすばらしい夏であったと思っております。

私の今回の一般質問も、こうした記憶に残るものにしなければ意味がないと思っておりますし、ただ記録だけを何回やっても同じことだと思っておりますので、成果が出るよう、執行部の皆さん方も、御答弁のほうをよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、質問席のほうから質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それでは、山都町総合計画策定に係る件について、地域ビジョンとの連携は、基本構想の中でどう捉えられているかという質問でございますけれども、その前に、さきに議会だよりが発行されておりました。質疑応答のQ&Aのところですが、これは私、この広報を見たときに、これは私の質問したところじゃないかなという思いもしましたし、答弁

のほうも、何かちょっと的を得とらんようなことが書いてありましたので、今から読みます。

地域づくりの基本は、住民である。民間に委託して冊子をつくるのでは心がない。まちづくりは、職員が率先して地域を回るべきである、という質問をしております。それに答えは、地域づくりは住民が主体であって、町はそれをサポートしていくものと考えたと答えてあります。

私はこの質問の内容の議事録をいただきましたので、議事録をちょっと読み上げますと、私はこの日の質問で、内容はこうなんですけれども、中身は、「これからの町、山都町づくりをしていくということに関して、これを委託してしまったら、ただ絵に描いた餅になりゃあせんかということが一番心配しとるわけです」ということを質問しました。それに対して、企画課長の答弁ですけれども、「せっかく計画をつくっても、どこに置いたかわからない、棚に眠つとる、ほこりをかぶつとるということをしたくないという思いで、地域のいろんな課題を掘り起こす計画にしたいという思いで、今回取り組んでいることだけは御理解ください」ということでございます。ここなんですよね、大事なところは。企画課長の答弁にありますように、住民の意見を掘り起こした形で、その計画に入れたいという答弁がございました。

そこで質問をさせていただきますけれども、町の総合計画は業者に委託されても、たとえ業者に委託されても、行政職や担当課長が出席して、それぞれの地域の問題や課題について、声を聞いて、それを持ち帰って、課内で協議をすべきということじゃないかなと思います。順繰りばっち、順繰りばっち下請されて本に書かれたものと直接声を聞いたのでは、温度差があり過ぎることがあります。

そこで、この策定の中で、実効性のある総合計画となり得るために、この計画書の中には、平成25年度中に策定される10カ年ですね。25年ですから去年ですよ。中期財政計画を踏まえ、各課等に対するヒアリング結果について整理を行い、実効性のある総合計画の策定を図りますという項目があります。

それで、課長にお尋ねしますけれども、この25年度に策定された計画に対して、各課のヒアリングは終わったのかどうか。それとまた、これを実効性のあるものにするための確率は、どれぐらいと考えておられるのか。御質問いたします。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） おはようございます。

総合計画基本構想、それから、総合計画策定に当たっての各課のヒアリングはどうなっているかということで、お答えしたいと思います。

現在、総合計画につきましては、行政報告もさせていただきましたとおり、基本構想についてのたたき台を今お示したところでございます。現在、各課のヒアリングは終わっております。ただ、ヒアリングをしたものをこういうふうにとりまとめまして、お返しを今しておりますので、さらにそのキャッチボールを重ねなければというふうに思っております。

それから、今月から来月初旬に当たっては、各関係機関団体のほうのヒアリングも予定しているところでございます。具体的な各課のヒアリング内容については、また、まとめた上で、基本計画のほうへ反映させていきたいと思っておりますし、今回の総合計画の根本にしたいところの

集落営農なり、地域づくりなり、ましてや、ましてといひますか、それを担っていく人づくり、人材育成が重要と思っておりますので、この辺に主眼を置いた各課の施策をキャッチボールしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） はい、わかりました。

各課へのヒアリングは終って、今キャッチボール中ということでございますけれども、この中に、また、総合計画策定庁舎内委員会というのがあると思います。この中に、課長職の職員を中心に組織し、括弧して、副町長が委員長となると。総合計画に関して必要な事項を調査し、研究し、協議し、総合計画案を策定しますということが書かれております。

現在、副町長がおられない中で、これは行政改革も一緒ですけれども、たしか副町長がトップリーダーになっていると思っておりますけれども、その旗振り役は今誰がされているのか、お伺いしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） はい、お答えいたします。

ちょっと整理させていただきますが、総合計画につきましては、総合計画審議会でございます。こちらのほうでの会議を重ねておるところでございます。その内容につきましては、庁議、課長会議ですね、この中でお返しをしながらやっておりますが、基本的に総合計画につきましてはの話し合いは総合計画審議会と。それから、今、議員が申されました行政改革、また後ほど全協もございまして、こちらにつきましては、行政改革推進本部というのをつくっております。この行政改革推進本部の本部長は町長でございます。その下に行政改革の幹事会というのをつくっております。このリーダーが副町長でございました。この構成メンバーは、副町長、総務課長、企画振興課長、それから、清和、蘇陽両総合支所長というメンバーで幹事会を開きながら、推進本部へのたたき台、提案をしていくことにしております。

今現在、副町長が不在でございます。現在のところ、その代行につきましては、総務課長がリーダーということで行っているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 本部長は町長であるということですが、町長は多岐にわたっての仕事、職務がありますので、直接、その本部会に出席することはなかなか難しいのではないかなとは思いますが、今、副町長が不在ですので、今、総務課長が代行ということですね。

先ほど、総合計画の策定委員会の組織の中で、庁議を活用して、課長職の職員を中心に組織するとあります。その中で括弧して、副町長が委員長ということに、この中でなっとるわけですね。副町長が委員長というふうに書いてあります。これは、今、副町長が不在ですが、誰が旗振り。企画振興課長がするのか、総務課長がしているのか、どちらですか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 総合計画審議会の事務局は企画振興課にございます。ですから、私のほうで事務局としての取り仕切りは行わせていただいております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） はい、わかりました。

それでは、次の質問に移ります。次からは行政改革についてお伺いをいたしますけれども、保育所、きのうから質問がダブる点がございますけれども、私なりに質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

山都町保健福祉部会からの答申がなされていると思いますけれども、その答申の内容は、きのう課長から報告がございました。その1年前、25年4月1日に素案が出ております。これは、私が部会長しとったときの素案ですけれども、この素案の中では、矢部の3園を統合するという素案でございます。矢部の3園を統合し、新しいところに新しい園をつくと、それは平成28年度に開園するという答申の素案でございます。これには、最終的な答申とちょっと違いがありますけれども、このとき取りまとめたことは、現状を見たときに、同和保育園だけが定員をオーバーしとると、ほかの3園については定員不足ということで、それでは、定員割れの3園を統合して、新しい園をつくって、移転をした方がいいという話がありました。現在の3園では、新しく新築してもスペースがない。あるいは、危険地帯、急傾斜とかで危険が伴うということで、新しいところでないといけないということでございました。

また、同和保育園との統合については、保育園の先生の中から、1クラス50人、年齢別に分けますけれども、50名を超えると、なかなか適正保育ができないと、あんまりマンモスになってもと、そういうことがありましたので、定員割れだけを統合するという話がありました。それから、菅尾保育所等については、平成27年度で閉園するということですね。28年度はもう二瀬本が馬見原に行ってもらおうという、私のほうの素案ではそういうふうにあります。

この菅尾保育所については、課長、27年に閉園するのか、28年で閉園するのか。答申の中身をちょっと教えてください。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） はい、お答えします。

最終的な答申案では、菅尾保育園のほうは平成27年度をめぐりに閉園ということになっております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 平成27年度をめぐりに閉園といいますと、もう今26年なんですね。平成26年。来年にはもう閉園すると、27年度をもって閉園ということになりますと、来年度入所した人たちに、ことしで終わりましたと、ここは終わりますということでは、余りにも唐突過ぎるということで、やはり今から、27年度、来年度にはもう閉園しますよということは、やっぱり保護者に丁寧に説明しておくべきじゃなかろうかという思いがいたしております。

それから、28年に、同和保育園のところに増設をするという案が出ておりますけれども、今の私たちの委員会の話では、スペースがないという話がありましたし、また、子供たちが保育をしている中で、増設工事が果たして可能かという話が出ましたけれども、その点については、どうお考えですか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） ただいまの質問におきましては、新園舎にするのか、増改築にするのか。それから、今後、子供たちの数あたりの動向を見ながら、今後、子育て支援センターというのが社会福祉協議会のほうに委託をしておりますが、その辺のことも踏まえながら、今、会議を実施しています子ども子育て会議の中で、それをきのうも説明をしておりますが、その中で、より早急に、その辺に関して方針を固めて、先ほど言われました保護者の説明等も、保護者の不安等も、周りの中でよく出ているという意見も聞きますので、その辺に関しましては、早急にそれを出していきたいと考えております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） じゃあ、町長に伺いますけれども、答申の内容は少しは違いますけれども、3園を一つにする。あるいは、4園を一つにするという答申がもう既に出ております。もう既に出ておまして、町長のほうにバトンが渡されとるわけですね。今、きのうから聞いておりますと、課長のほうで、子育て会議の中でまた検討して結論を出すという話ですけども、子育て会議、あるいは民生委員会、区長会議、いろんな会議がありますので、その中で、町長がどの意見を聞かれて、みんなに持ちかけられて、意見を聞かれるのは結構なことなんですけれども、もう既に答申が出とるわけですから、あとは町長の決断になるわけですね。どう判断されて、どう実行されるのか。町長に伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 保育園の統合についてお答えしたいと思います。きのうからお話があるとおりに、保健福祉総合計画策定委員会、そして児童福祉部会からの答申があったのは間違いございませんし、町のほうから、それは諮問をして、答申をいただいているということに間違いございません。

内容についてはもう触れませんが、諮問機関に私どもがその意見を尋ねて、答申を受ける。そして、一般的には、その答申を受けて、町が、町長が計画、決定を行い、それを事業であれば、議会の皆さん方、そして関係者の皆さん方に説明をして事業の実施に移っていくというのが普通のやり方だと思いますし、そういうやり方をしたいと私は思っているわけでありまして。

ただ、今回、子ども子育て会議という中で論議を待っていて期待をしているのは、きのうもお話ししましたとおりに、将来の山都町を担う子供さんを、私はふやしていきたいという思いが強いわけでありまして。そういう思いの中で、どの程度、子供さんを見込まなければ、この町の持続的な発展はないのかということもお話を伺いたいし、数値と申しますか、子供さんの数値をどの程度計画して、私どもはそれについて、まちづくりを進めていくかということが大事だと。これは第2次総合計画にも、きちんと柱として上げていきたいという気持ちがあるわけです。そういうこともあります。

そしてまた、蘇陽、清和地区には、民間の方々の保育園の設置という計画は、今のところ聞いておりません。そういうことも踏まえて、やっぱり公立保育所というのは、どうしても必要なんだということも言えると思います。そして、矢部地区につきましても、民間保育園だけに任せて

いいのかと。大事なお子さんを民間保育園だけに任せていいのか。私は前回申し上げたとおり、基準保育的な、言葉が適正かどうか知りません、基準保育的な保育園のあり方というのは、必要ではないかという思いがあります。そういう役割分担をどうするのか。

その上で、子育て支援センターの位置づけの問題もあります。今は千寿苑のほうで、その設置がなされておる。そして、社協のほうに委託をしてある。これが本当に適正な手法なのかというのを私は考えるわけです。やはり、私の考えでは、やっぱりこれは公立保育所にあるべきじゃないかと思います。私立保育所にあつては運営がなかなか難しいんだろーと思ひますし、公立保育所に置くべきだと、公立保育所で一緒に考えていくべきだと。先ほどの基準保育ということをお願いしたところの関連もしますけれども、そういう思いがございます。

そういう意見を、私は期待しているわけでありまして。それが決まらなないと、改築にしましても、新築にしましても、規模決定ができないわけですね。面積をどのぐらいにするか、どういう機能を持たせるか、こういう規模決定ができないわけです。そういうことが決まらなないと、予算化もできませんし、そういう予算化、そして、どこが適当なんだと、そしてどういう面積が敷地としても必要なんだと、増改築は難しい、新築でないと難しいんだと、そういう私どもの考えである計画決定ができないと思うわけです。

その上で、議会の皆さんとか関係の保護者の方、それと関係機関のほうにお示しをして意見をもらいながら、事業化に向けて頑張っていきたいと考えておりますので、その辺をどうぞ御了解をいただきたいと思ひます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 今、町長のほうから説明がございましたけれども、将来、人口、子供の数をふやしたいという思い、それから、民間と公立との仕分けの思い、そういう思いもあります。しかし、現実的には、もういわゆる期限が迫ると。もう答申も出た、いよいよあとは町の町長の決断というところに来とるわけですから、余り先延ばしもできないということでございますので、これはやはり答申を踏まえて、やっぱり答申の思いを考えて、これはなぜ28年度という設定があったかということですが、私も委員としてわかつてます。やっぱり改革していくには、やっぱり目標年度と数値が必ずなければ、ただななあになつてしまいますので、そういう思いから、平成28年度、たしか25年度4月に素案ができたわけですから、いわば24年度事業なんですよね。24年度中には、大体の素案もほぼできてしもうとったんです。ですから、それから4年後には何とか開設できはせんかと、用地の交渉からして。そういう委員さんたちの思いもありますので、余り時間を要しない、長く引っ張らないという結論は必要だろーと思ひますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の介護保険法の改正に伴う町の取り組みです。

今、県内の特養に入所を希望しながら待機している人は、去年7月現在で、7,440人という熊本県の調査報告がなされております。待機者と現在入所されている人数を合わせると1万5,930人、これは県内の特養が149施設ございますが、総定員数の1.9倍に当たると言われております。ですから、150床は、まだ今の規模で足らない、施設が足らない状況にあります。

それでは、現場はどうかということですが、果たして空き部屋はないのかということなんですけれども、これだけ待機者がおられる中で、施設の空室はあります。居宅とショートステイという部門がありますけれども、このショートステイについては、現在、私たちのこういった山間地域では、冬場は100%寒くなりますので満杯になりますけれども、夏場は20%か30%しか稼働率がありません。ということは、10部屋あれば、2人か3人しか入っとらっさんということです。残り7か8は空室がありますということです。

それで、そこに、私たちは、施設としては、職員配置を、基準配置をしていかなければ、許可が出ません、ショートステイも。ですから、6名なり7名なりの基準配置を必ず、入所者が2人でも1人でも置いとかないきゃんわけですね。そうなりますと、やっぱりどうしても50%を割りますと、利用率が割りますと、採算性が非常に厳しくなる。それが、経営上の問題と。それから、もう一つは、ほかのユニットも10人入所しておりますと、やっぱり6名か7名のスタッフがおりますが、たった1人しか2人しか入っとらんユニットでも6名か7名の人数が要って、仕事の格差が出てくるわけですね。同じ職場内です。非常にやりにくい、難しい問題があります。

ですから、これをせめてショートステイについては、許可の50%、半分だけは、特養に短期利用させてもらえんかという思いがしております。そうでなければ、なかなか入所者が少なく、交付金が全額来れば、人数分来ればいいですけども、入った分だけしか、介護保険からの入金はありませんので、1人か2人、それで6名の職員を賄わなならんという厳しさがありますので、せめて50%は、町と施設側の判断で利用させてもらえんかということですが、町の考え、担当課長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、お答えします。

先ほどのショートステイの部分のところなんです、私のほうも少し勉強不足のところがありまして、今、説明をされた部分のことにしましては、今後、各事業所の連絡会等も開きながら、そちらの意見等も集約しながら、町と施設とで移行、少しできるのかどうかということに関しては、担当のほうと協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それから、介護保険の二つ目ですけども、小規模特養の定数は29名と決められております。これについて、これは何を基準に29名ということが設定されているのかわかりませんが、これだけ待機者がおるということになれば、もうあとワンユニット、10名の増床ができないものか。これは県内149施設ありますので、1施設が10床ずつ増床できれば、1,490名が入所できるわけですね、今の施設含めて。ですから、そのことはどうしてできないのか、29名という定義は何なのかというのを教えていただきたい。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 定員29名の件ですが、これは担当のほうとちょっと協議をして、県の基準の29名の部分については、県のほうがその数字を出していることで、今後29名から、その数字を上げていくということに関しては、町のほうも、県のほうに、本当に待機者のほうの

入所ができないということであれば、その辺が可能であるかどうかということに関しては、県のほうと協議のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） そうなんですね。課長が言われるように、国の基準、県の基準で全てが片づくわけなんです。絶対、現場の声は聞き入れてもらえないということなんです。

ところが、国は、待機者を解消するため、多床室、四、五人部屋をまた許可するような方向に動いております。これはプライバシーが守れないという理由から、絶対個室しかだめということで、国が定めたものです。ですから、施設側とすれば、非常に金がかかるわけですよ。建設費にも金がかかる、ところが、後の維持管理にも金がかかる。一部屋あくれば、4人の人が見られますけれども、4部屋全部あけていかにやいかんということで、後で介護する側にも非常に負担になっています。ところが、それは今度、国は切りかえると、多床室もよしと切りかえるということになっております。

ですから、声をやっぱり上げていかないかと。やっぱり現場から町、町から県、県から国、こういうふうに声を上げていけば、そういうふうに変わっていくものと思います。

ですから、三つ目の質問では、施設の連絡会議がこの山都町では全く今はありません、いろんな施設がありますけれども、連絡会議はありませんので、その連絡会議を設置するお考えはないものかどうか、お尋ねいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 連絡会議のほうは、昨年度から、各施設、町内にある施設等の連絡会等を開いてほしいという話が出ていますので、それに関しては、今年度中、連絡会議のほうをやっていききたいと、担当のほうとも話をしております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、きのう、介護保険の法改正のことについて、27年から全体的には29年まででやるという話ですけれども、質問に出しておりましたのは、そのことが、平成27年4月から完全実施と現場は全部踏んでおります。ですから、その経過措置というものが29年度までであるというのは、全く事業者としても知り得ておらんわけですよ。ですから、その点の説明を、ぜひとも町のほうで事業所のほうに説明をしていただきたい。

それから、要支援の分について、町の単独事業になった場合の単価についても、十分これは検討してもらい必要があります。今、要支援のデイサービスの1、それから2は、1は一月2万円です。何回デイサービスに来られても一月2万円。要支援の2の人は一月が4万円です。何回利用されても4万円しかありません、介護保険からは。

そうしますと、要介護1の人は1回が9,000円なんです。ですから、要支援を担当しとる事業所としては、収入が介護と比べて非常に少ないわけですよ。この要支援と、後でも言いますけれども、この要支援を、今、社協でも持っておりますが、社協は事業をして、そして要介護の人は介護保険からもらえます。要支援の人は、町からもらえます。そういう形になりますけれども、

不足分は町から、また社協は繰出金でもらえます。ところが、事業所は、介護保険だけしかもらえんわけですよ。だから、何回来ても2万円で、一月2万円。それ以上は、どんなに不足しても、町からの繰出金はもらえない、現状としてはですね。

ですから、この単価も、後の社協の改革でも言いますけれども、この単価は十分検討していただきたいと思います。

次行きます。

それから、社協の改革と今後の役割について行きます。

本来の社協の姿というのは何かということですけど、本来の社協の姿というのは、やっぱりかゆいところに手が届く福祉サービス、それから、それを必要とする人がいる限り、採算性にこだわらず支援の手を差し伸べる。また相談窓口としての業務、それから、各事業所に振り分ける、そういった役割があったはずですよ。

ところが、いつの間にか介護認定をして、自分ところで抱え込む事業所になってしまったんですね。なったんですよ。本来であれば、地域密着型が二つ、それから、ほかにもあります。デイサービスができております。その民間を町が許可しました。許可した時点で、そういった町が直轄しとった事業は、そういう事業所に本当は振り分けにやいかんだったわけですよ。ところが、そのまま社協が抱え込んだために、不足分は町からどんどん出してやらにやいかん。介護保険とは別ですね。そうすると、民間は介護保険だけでやっていくしかないということで、非常に現実としては、そういったところで不都合ができてきとるところでございますので、今度の介護保険改正に伴って、いい機会ですので、予防は社協でやってもらう、介護は民間でしてもらう、この切り分けを、やっぱり仕分けをきちんとやってもらいたいと思いますけれども、課長の見解をいただきたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 社協の改革と今後の役割という部分については、今、議員のほうで、社会福祉協議会の役割等についてのお話をされたと思いますが、現在、介護保険改正によって、町のほうとしても、要支援1、2の方たちの、今後どういう形でサービスをつくっていくかということに関しては、今、介護保険策定委員会の中でも議論をしておりますが、町のほうの考えとしましては、要支援1、2の方たちの新たなサービスの提供を考えていく上においては、今、社会福祉協議会のほうも、今年度、年間30回の地区懇談会等もされています。地域住民との懇談会等もされて、本当に高齢者が安心して、地域の中で暮らすためにはどうするかということ、懇談会の中で、地区社協の福祉委員さんとも話をされながら、しておられるんですが、その中で、今後は社会福祉協議会が取り組んでいる事業と行政が取り組んでいる事業、民間事業所が取り組んでいる事業とを整理させていただきながら、社協の事業に合うような形のところを、町と一緒に、今後の役割のほうについては協議をしていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） これは本当に社協も大変なんですよ。要介護者は介護保険からもらう、支援者については、これは非常に安い単価で、事業をせにやならんとなると、人も抱えておりま

すので、やっぱりそこで赤字が出るわけですね。赤字をやっぱり、また町から繰り出してもらわにゃいかんということになりますので、社協としても、これは非常に大変なんです。これは、当然、町がやるべきことですね。要支援者に対しての町がやるべき取り組みを町ができずに、社協に委託するというのであれば、これは100%、町が当然、繰り出さにゃいかんわけですから、もう当たり前なことなんですよね。

ところが、その中で、一部、介護保険をもらいよる事業もしよるもんだから、町から繰り出してもらうのにも、非常に自分とどこで何でできんとかと、ほかの事業所はみんな介護保険でしょつとにということになりますので、社協としても非常に苦しい立場にあると思いますので、この切り分けは、ぜひとも今度やっていただきたいと思います。

それから、町内施設との町のかかわりですけれども、町内にはいろんな事業所があります。今日では、グループホームは認知症対応型、それから特養は介護とか、ついの住みかとしての機能と実態がなければなりません。また、老健は老健として、それぞれの、おのおのに課せられた役割と使命が徹底して行われていなければなりません、そういった指導は、町としてどのようになされておるのか、お伺いしたい。

それともう一つ、町では介護保険事業計画策定の第6期を策定中だと思っておりますけれども、その委員さんの中に、やっぱり民間の声を入れていただきたいという声があります。ですから、大きなところだけからの人選だけでなく、本当に現場で、地域と密着してやっている現場の声を、その委員会の中で反映させてもらわにゃいかんという事業所からの声が出ておりますので、その委員の検討もいかなものかと伺います。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） まず、委員の選出に関しましては、先ほど言いました連絡会議、事業所との連絡会議の意見をいただきながら、第7期の介護保険策定委員会の委員の選出に向けて、そちらのほうの委員の選出に関しては、検討していきたいと考えております。

それから、チェックの部分なんです、そちらに関しては、請求データ、老健施設とか、いろんな事業所の請求が上がっていくんですが、その部分で、国保連合会のほうは請求書によって、妥当かどうかという請求書を出された部分にチェックが入って、そのチェックが入った、間違いのある部分においては、町のほうに返ってきますので、そこで、各事業所のほうに意見を聞きながら、直していただくという形になります。

それから、あともう一つは、ケアプランのチェックに入りますが、こちらのほうは、町のほうがやっております。事務のほうがやっているんですが、中身的にわからない部分に関しては、地域包括支援センターの保健指導でチェックをさせていただいて、指導をしているということです。

あと、いろんな事業内容等の部分に関しましては、月1回、矢部地区ではケア会議、それから、清和、蘇陽地区におきましては、ケア会議のほうを月1回やっておりますので、そちらのほうで事業等の指導をしないとイケない、ちょっと用心してほしい部分がありましたところに関しては、ケア会議のほうで、町のほうが説明をしていくという形にしております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それでは、次へ進みます。

養護老人ホーム浜美荘の民間委託の時期について、伺いたいと思います。

これまで議論がずっとなされておりますけれども、この浜美荘の民間委託への検討、委託の時期についてはどうなされているのか。施設長にお願いします。

○議長（中村一喜男君） 老人ホーム施設長、小屋迫厚文君。

○老人ホーム施設長（小屋迫厚文君） 老人ホーム浜美荘の民間委託についての御質問ということですが、浜美荘の民間委託につきましては、昨年度、2回ほど実施市町村に伺いまして、研修を行っております。その研修を踏まえまして、今年度に入りまして、5月、6月、7月と月1回ずつ、庁舎内での検討会を開いております。その検討会の中身としましては、行政改革大綱の中で位置づけております行政改革の推進について、具体的に浜美荘の場合は、どういったことが問題なのか、課題なのか、それを洗い出している状況にあります。

今後、それを踏まえまして、民営化が妥当ということであれば、民営化の計画を策定していくこととなります。それで、ちょっと、今、内部で検討を進めているところです。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） それでは、町長に伺います。今、施設長のほうから答弁がございましたけれども、このことについては、いよいよこの山都町の施設だけ民間委託がされていなくなったと思っておりますが、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 老人ホームの民間委託ということでありまして、これについては、今、施設長が申し上げたとおり行政内部での検討を進めているところであります。

今後の段階としては、外部の有識者、そして職員の処遇も非常に重要であります。職員の意見、そして入所者の御意見も大事であります。そういう意見を踏まえて、決定をしまして、議会の皆さん方に諮る、関係機関に諮るということでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 町長のほうから、なかなか時期についてはお話がございませんでしたけれども、これまで幾つかの行政改革についての質問をしましたが、町長の任期はあと2年ちょっとです。これでできなければ、合併以来3期12年、行政改革については何もできなかったということになります。ですから、このことについては、先ほども言いましたけれども、町長の決断と実行にかかっていると思います。あとは、町長がどのように強い指揮権を発して、職員を動かすか、このことに尽きると思いますので、ぜひ山都町を前に進めていくためには、町長の決断をぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

時間がありません。急ぎます。

それから、定住促進についてですけれども、病院の跡地の入居の状況、その他、転居先についてはどうされるのか。簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） お答えいたします。

そよう病院医師住宅跡地は、移住定住者の活用を目的として行っておりますが、現在6棟中5棟が入居中です。利用者は関東、関西、中国地方、それから県内を含む九州なんです、開始後、すぐに6棟埋まってしまいました。現在、自己都合と期間満了で退去されておりますのが4名です。入れかわりです。4名出られたうち、3名は町内に転居、お一人は町外転居となっております。

現在、1室余っておりますが、既に入居希望者との調整を行っている状況でございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） 続いて、町営住宅の合併後、10年の建築実績と今後の計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、町営住宅の合併後10年間の建設実績ですが、町営住宅の建設実績はございません。平成20年3月に、山都町の住生活基本計画を策定いたしておりますので、それに基づいて、今、用途の廃止、解体等の準備を進めております。

7団地72戸を解体し、更地にする計画を持っていますが、なかなか72戸全体の解体が進んでいない状況です。現在まで、23戸を解体いたしております。解体率が32%です。解体予定団地の残りの戸数が49戸でございますが、91人住まわれております。高齢化率もかなり高い状況で、住宅につきましては、築年数も63年製があるような、昭和26年建築という住宅もあります。修繕費用も当然かなりかさんでいる状況ですけれども、生活されておられます以上は、住環境の整備には努めていかなければならないと考えております。

今後の住宅建設につきましては、若者向け住宅の建設が急務であると常々町長も言っておりますので、予定地等につきましても、浜町事務所跡地などを予定に考えているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） はい、わかりました。

10年間、町営住宅の建設もないと、人口はふやさにゃならんけれども住宅はないということでございます。

これは、前から一般質問を私もしましたけれども、いよいよ高速が開通します。この町に住んで、この町から通勤できる可能性も出てきます。そうなったときに、やっぱり住宅の問題が出てきますので、これを、この山都町の木を使って一戸建てすれば、町内の業者にすれば、補助が出なくても1,000万ぐらいできやせんかという御意見も前から出とったところでございます。これは町長も十分承知と思えます。

そういう形で、何とかこの町の活性化と定住につなげていけないかという思いがしておりますが、今後のそういった若者向けの住宅の建設について、今、課長のほうからありましたけれども、具体的には何戸つくる、何年に何戸つくるという計画はありますか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 具体的に申しますと、最終的目標を395戸にしたいと思っております。プラス41戸をつくる予定にいたしております。

○議長（中村一喜男君） 8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） ぜひとも、若者向けの住宅をつくっていただきたい。私は、用地については、十分に私はあると思います。これは行政改革が進めば、これは保育園跡も3カ所も4カ所もあるわけですから、その跡地にこの住宅をつくれば、何ら新しい土地を求めずに、そのままできるわけですから、とにかく行政改革が進まんことには、何も進んでいかんという現実がありますので、課長のほうでも、補助だけじゃなくて、町単独でも、所得制限がなくて、家族制限がなくて入れるような住宅建設に向けて、努力していただきたいと思います。

続きまして、それでは、地元高校支援についてですけれども、地域と一体感を感じられる高校を目指してということを上げました。これは、私が冒頭、高校野球の話をしましたけれども、やっぱり高校野球というものは非常にすばらしいスポーツです。いろんなスポーツがありますけれども、やっぱり一投一打にみんなが歓声を上げて一つになるというすばらしさがあります。

今、人吉球磨から甲子園を目指そうということで、斉藤監督が熊本工業を終わって、今、多良木に帰って頑張っておられますけれども、そういった人が、やっぱり地域を何とか盛り上げていこうという気持ちでおられます。

いろんなスポーツがあると思いますけれども、やっぱり地域と学校とが一体化したまちづくり、学校づくり、このことは、私は非常に必要なことだと思っております。私もかつて、学校から依頼されて3年、高校野球の監督をしておりました。私が行って最初びっくりしたのは、ヘルメットはスプレーで真っ赤に塗って、背中のユニホームは落書きばかりして、アイラブユーとか書いてありました。これは監督がおらんけん来てくれてって言わしたとは、どうにもならんけん来てくれてって言わしたとうやろうなと思いましたが、それでも、3年間で結果が出なければやめさせていただくという条件で3年引き受けましたけれども、結果は出ませんでした。

しかし、成果は上がりました。何でもかと言いますと、学校が一つになれたんです。それは何かといいますと、日ごろの練習を見て、たまたま野球部のキャプテンが生徒会長しておりましたので、みんなで1回戦から藤崎台で応援に行こうという話がありまして、それから盛り上がって、1回戦から学校が認めて、学校の部長先生は、「これは応援しきどか。帰りがけは人探しばかりで、学校まで帰り着くとか」って心配しておられましたけど、全くそういう心配は要りません。みんなが、グラウンドのボールに食いついていく姿を見ながら、一生懸命応援しております。そのことが、やっぱり学校をつくっていく。そして、その地域の人たちも、やっぱり応援に行く。大切なことだと思います。一つになっていく大きな手がかりがあったと思います。私がやめた後、また何年かして、甲子園を経験した監督が来ました。しかし、結果は出ませんでしたけれども、やっぱりそのときも成果はあったと思います。

ですから、これは町長、ぜひとも専任職員の派遣というのもありました。やっぱりそういう人を期間嘱託で雇用してでも、矢部高校を何とかここに残すという思いでやっていただきたいという思いがいたしております。

もう時間があと30秒になりましたので町長の答弁にはなりませんけれども、ぜひともこのことは、私が本当にこの町に高校を残して、地域の皆さん方が一体となって、やっぱり応援をしていきたい。そういう場所もなからんと、夏になっても何の楽しみもありません。ですから、そういう点から、ぜひともそのことも検討していただきたい。寮のことも検討していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。時間がありませんので、残りは後で言います。どうもありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって8番、工藤文範君の一般質問を終わります。

ここで、10分間、休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 皆さん、こんにちは。

第3回定例会の最後の質問者となりました。1番、吉川美加でございます。よろしくお願いいたします。

皆様、夕べの満月を見られましたでしょうか。大変な輝きで、私も自宅の庭から眺めておりましたが、本当に私の携帯にも、いろんな人から、県下各地で、「きれいな月ですね」と、「見られていますか」という話がどんどん入ってきて、月の光って本当に皆さんを平等に照らしてくれているんだと、すごく感動しました。

また、先ほど、工藤議員のほうからも、スポーツのすばらしさを語られていましたが、全米オープンでの錦織選手の活躍、本当にすばらしかったと思っています。ただ一方で、各テレビ、あるいは、ツイッターなどでもございましたが、車椅子の部門で、国枝選手、また上地選手という男女がダブルスで、またシングルスでも優勝したという、輝かしい実績だったということが、なかなか報道されませんでしたのは、大変残念な思いをしているところです。

さて、皆様も御承知のことかと思いますが、この夏は大変雨が多く、夏休みを過ごす子供たちや保護者の皆さん、また学童保育の指導者の皆さんにおかれましては、子供たちとの毎日の過ごし方で大変苦慮されたんじゃないかとお察し申し上げます。

山都町合併の年に生まれました絵本カーニバルですが、毎年、夏休みの7月末から8月の頭にかけて行われております。ことしの夏、10回目を迎えました。子供と絵本の出会いの場を提供しているものですが、ことしは8日間の期間中、5日間は雨にたたられました。しかし、その中でも2,273名の来場者があり、このイベントを楽しむ子供たちの姿が多く見られました。10年の月日の流れを肌で感じたところでございます。

大人にとっての10年と子供の10年の重さの違いは歴然としております。一参加者であった小さい子供たちが成長し、10年後、ボランティアスタッフとして会場を訪れる小さい子供たちのお世話をしているのを見ますと、実にほほ笑ましく、時の流れが子供の成長に大きく作用するなということを実感いたしました。

また、今月の末に開催されます第7回九州脊梁山脈トレイルラン大会のコース調査に同行したのですが、観光協会の職員初め、山都ハイクのボランティアの皆様、山都警察署、山都消防署の皆様と一緒に、コースの安全性のチェックや、道案内版、キロ数の表示板などの設置を一緒に行いました。この作業は、大会準備のほんの一例ですが、これまでに大きな事故もなく、開催できましたのも、多くのボランティアや地元住民の協力のおかげだと痛感いたしました。ことしは9月28日に開催されますが、どうぞ無事に開催できますようにと祈っております。

本日の私の一般質問の大きなテーマは、切れ目のない子育て支援というものです。

では、質問台に移って、質問させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） まずは町長に伺います。

来年度から新しい教育委員会制度が施行される予定ですが、新制度では、首長が教育長を選任することから、首長の意向が教育の現場に反映されやすくなると聞いております。また、新制度では、首長が総合教育会議を招集し、教育長と教育委員と会議をし、学校のことや教職員の人事、社会教育などについても話し合うことになっておりますね。自治体における教育大綱をつくるということも掲げられているようです。

そこで、町長にお伺いしたいのは、大変大きなくくりではございますが、この町の教育、4月からの新制度に伴いまして、その教育大綱の中身などを策定されるに当たりまして、何が一番重要だとお考えかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 教育大綱のことについてお尋ねであります。少し説明をさせていただきます。来年度から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律という長い法律ができて、そのことによる教育委員会制度改革ということでございます。その中の改革の大きな柱が3点ありまして、1点目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、2番目が、全ての地方公共団体に、総合教育会議を設置すると。3点目が、教育に関する大綱を首長が策定する、以上の3点であります。

その中の教育大綱をつくる上で重要なことは何かという御質問であります。まず、私は首長が教育大綱を策定するという意味について、少し考えてみました。町長部局と教育委員会などの関係機関が緊密な連携を持って、町の総合計画との整合性を図りながら、積極的な教育を推進することが重要なんだという意味づけであると考えました。そのことを踏まえて、大綱をつくる上で私が重要だと考えていることを申し上げたいと思います。全部を網羅的に申し上げる必要はないと私は思いますので、私が日ごろ考えていることを申し上げたいと思います。

まず、学校においてですが、小学校においては、基礎的な学力を身につけなければ、中学生の

授業において追いつかないと、ついていけないということを考えますので、児童への指導方法を工夫した授業を進めていただきたいということを考えます。着実に理解できると、私は楽しくなると考えます。そして、仮に基礎学力がないと、その人の一生というのが取り返しのつかないことになると考えますので、これは1番目に申し上げたいところであります。

次に、児童、生徒の長所を発見して、それを伸ばす機会をつくっていただきたいと思います。褒められるという喜びは大人でもございます。子供はとりわけそれがあると思います。それが、学校に行くことへの楽しさにつながってくると私は思います。

次に、町の歴史を伝える授業を展開していただきたいということを思います。生まれ育った郷土を愛し、誇りを持ってもらいたいということでもあります。用水路、棚田など、ここは2次的な自然が非常に多くございます。この町の歴史と深くかかわっていることは、もう御承知のとおりであります。そのことを知っていただきたい。そして、そのことを知ることによって、郷土への愛着が私は湧くんだと。そして、町への興味も湧いてくるんだと思います。

次に、この町の特徴である豊かな自然の中で、生態系を観察する学習ですとか、体験活動を進めていただきたいと思います。命を大切に作る心、そして生きているものへの愛情を育てるという意味では、非常にその人の性格形成の上でも非常に重要なことだと思います。

そして、小中学校においても、この町のいいところ、そして、またその半面、課題、そして、この町の基幹産業である農林業について、その特徴などを教えていただきたいと思います。子供だからわからないということはないと思います。私は十分、人の話はわかると考えます。その一つの効果を私が期待しているのは、矢部高校の必要性だとか、重要性がわかっただけじゃないかと、小学校、中学校から、そういう課題、ないしは特徴、そういうことを教えていただければ、それがわかってくれるんじゃないかと期待をします。

高校においては、この町の課題解決につながるような授業、これはきのうも申し上げましたけど、例えば、有機農業がここは盛んであります。本当に先進的な町であります。その研究と実践をぜひとも進めていただきたい。そして、この町の73%を占める森林の資源を生かすということを考えますときに、木質バイオマスの活用などの研究は、ぜひとも取り組むべきであると思います。これは、ふるさとの貢献にもなりますし、ひいては社会貢献になります。学校の魅力アップということにもつながってまいります。全国でも矢部高校だけがこの授業を進めているんだということで、生徒たちの誇りにも私はつながっていくものだと思います。とにかく、矢部高校を目指す中学生にとっても魅力的な高校であるということが必要であると私は思っております。

地域社会においては、子供の居場所づくりに努めていただきたいと思います。やっぱり、この田舎にあって、家でゲームだとか塾が子供の居場所であってはならないと私は思います。本町の特性を生かしていない。やっぱり、この自然環境の中で、本当にみんなで、その地域にある子供たちが群れだつてと言いますか、遊ぶ環境というのがぜひ必要なんだろうと思います。

それと、家庭においては、家族ぐるみでボランティアだとか、家庭菜園など、心の触れ合う機会をつくっていただきたいと思います。やはり子供は、特に自分をきちんと見てくれているかどうかというのが非常に安心感につながってくる。そういうことで、いつも親を私は見ていると思

います。やっぱり、そういう時間をつくって、愛情をたっぷりかけていただきたいと考えます。

以上のようなことが大綱をつくる上で重要だと考えております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 町長、ありがとうございます。

大変盛りだくさんな内容で、これを本当に全て実現していくというのは、大変厳しいこともあるかと思いますが、今、私もお聞きした中で、やはり体験型の、この自然の中ならではの愛情深い子育てというものに注目をしていただきたいと思います、とても思いました。

子供が育つ環境の中で、地域での見守り、そういったものも、ぜひ総合的に、学校だけでは、いつも教育長もおっしゃっておりますが、やはり地域と学校との連帯感というものを持って、子供は育てていくべきものだとも思っております。

きょうの質問の内容にはちょっと考えておりませんでした。最近、コミュニティスクールという地域一体型の子育ての方法もあるようでございますので、そういったものも研究を進めながら、全体で、言葉だけではないですね、地域の宝であると、子供は地域の宝であるということで、もう一度、よくこの大綱をつくる上で、みんなで協力をして、少ない子供たちを大事に育てていければいいかなとも思っております。

ぜひ、この実りの多い教育大綱ができますように、お祈り申し上げておりますので、よろしくお願ひいたします。

さて、次に、7月に始まっております、きのうからも、いろんなほかの議員さんからも質問がございましたが、子ども子育て会議につきまして、私もちょっと質問させていただきます。

既に、3回の会議を重ねられていると聞いております。まずは、その会議のメンバー構成、何名で、どういった団体の方が参加してらっしゃるかというところをお聞かせいただきたいのと、その会議の進捗状況もあわせてお願ひいたします。6月の会議のときに、議会のときにお伺いしたときに、9月中には、子育て会議の内容をまとめた策定案を、県、あるいは国に提出と伺っておりますが、そのあたりも骨子もわかっていたら、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、子ども子育て会議の進捗状況等について、説明をさせていただきます。

この子ども子育て会議に関しては、話し合いのほうを9回ほど、今年度計画をしております。子ども子育て会議の委員の構成は、熊本学園の方がアドバイザーとして1名、それから、小中学校の校長会代表、それから、矢部高の校長先生、それから、私立公立保育園代表、保育園調理師代表、子育て支援センターの1名、それから、放課後児童クラブ代表、保育園小中学校保護者代表、それから、町民代表、それから、民生委員、教育委員代表、小児科医院の代表、図書館代表ということで、計15名の方が委員となって、話し合いを進めております。

これまで、7月から3回ほどしておりますが、この3回までの内容に関しましては、ニーズ調査に基づいた事業量の推計から見えてくる量について議論するグループと、子育て支援事業の支

援策について議論するグループで、意見を今交わしているところです。特に、保育を提供する量の見込み、及び提供体制について議論していますが、今後は4回、5回目の中、あと2回、9月いっぱいまで、国、県のほうに素案を出さないといけないんですが、この2回で、量の見込み等の素案等は出さないといけないということになっておりますので、この2回で、時間外保育事業、それから、放課後児童クラブ事業、それから、地域子育て支援拠点事業等のあり方とか、量について整理をしていく予定です。

また、子育て支援事業の支援策、それにまつわる事業等につきましては、食と農業を結びつけた取り組みを、妊娠中から高校までつなげる対策、それから、仕事をしながら、安心して子育てができる環境整備、町の歴史や伝統文化を知る機会をつくることの必要性、大人や子供たちとの交流の場、医療機関との連携、小中高生による子ども議会などを開催し、子供の意見をまちづくりに生かすことが必要なのではという意見が出てきておりますので、今後はそういう意見をもとに、重点的なものから実践に向けて、話し合いを進めていく予定です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ありがとうございます。

今、課長の言葉の中に、保育の量、それから、質、それから、妊娠中から子育てに至るまでということで、私も、少しこの子育て会議について、いろいろ調べておりましたけれども、やはり、今回の切れ目のないというところで見ますと、やはり子育て、子ども子育て会議という、ついつい、本当に目の前にいる保育園児であるとか、小学生、中学生、そういったところについつい目が行くわけなんですけど、実際のところ、結婚する、そして、出産をする、そして、その子供が育ち上がっていく、そして、また、育ち上がった子供が、この町で暮らしていけるような施策を整えていく。そういったことが一連の流れとしてあって、子ども子育て会議であるからといって、その子供だけの問題ではないというところにすごく私も注目をしておりまして、ぜひこの妊娠期間中のという今の言葉のところも、すごく私の中で響いたところです。

一人の子供が生まれて、成長して、大人になって、出会う、結婚し、妊娠、出産、そして、子供がまた育っていくという、どこが鶏か卵かという話でもありますが、やはり切れ目のない支援というものが、この町の中でも大変重要だと思っております。

だから、子ども子育て支援があっている、総合会議があっている、いろんな会議がある中で、やはり横の連携で、一つの人間がここで育っていくということが、いつもいつも私たちも、それから、執行部の皆さん方の頭の中にも、ぜひ入れておいていただきたいワードだと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

さて、先日、九州中央自動車道建設促進大会が嘉島町で行われ、私も参加をしてきたわけなんですけれども、この高速道路は、熊本から宮崎、延岡までを想定されていますけれども、命の道ということキャッチフレーズに打ち出していらっしゃるようです。まさにその命の道となる意見発表を、五ヶ瀬町の女性の方がされましたので、ちょっと御紹介をしたいと思います。

その方は、三人の子供を五ヶ瀬町で育てていらっしゃいます。五ヶ瀬町はもちろん御存じのとおり、すぐにお隣の町ですね。ただ、御存じのように、本当に五ヶ瀬町にも、我が町にも、産婦

人科がございません。そこで、その方は三人とも、松橋の病院で出産をされたそうです。片道2時間半という運転だったそうですが、やはりそれは妊婦の体にとっては、とても優しい環境ではなく、最初のころは、御主人も心配して、付き添われたそうなのですが、後になったら、自分で行けということで、あの優しさはどこへということをややいでもいらっしゃいましたが、実際、そういうことだったろうと思います。この命の道、高速道路が開通した暁には、延岡、あるいは熊本の病院でも、1時間足らずで行けるようになる、そうなれば、私ももう一人子供を産みたいという力強いメッセージを発していただいて、会場から割れんばかりの拍手が起こったということでした。

私も、大変、その命の道と言われるときに、もちろん、南海トラフの地震、津波の想定から、緊急道路、避難道路、あるいは、その命の確保のために走る道とも思っておりますが、やはりこの私たち、母親になるべき女性からしたら、本当にそういう子供の命、それから、我が子、出産ということに対しましても、本当に力強い道路になるんじゃないかと、一刻も早い開通を望みたいと、つくづく思いました。

その産婦人科のことについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、もちろんここには産婦人科はございませんし、お隣、五ヶ瀬、それから、高千穂に至るまで、延岡に行かないと、産婦人科はない。それから、郡内を見渡しましても、今、益城町に多分1件あるぐらいではないかと思っております。全く、本当に地元であれば、安心した子育て、出産というものを望むことができると思うんですが、どうしても熊本市内、あるいは大津、そういったところに、ここの妊婦さんたちも大変な思いをして通っていらっしゃるんじゃないかと思っております。

もちろん、理想的には、そよう病院に産婦人科というものが設置されて、そこが中核となれば、この広域的にも大変助かるのではないかと思っておりますので、そこを強く。なかなか全国的に見ましても、今、産婦人科のお医者さんが少ない。それから、産婦人科と小児科、あるいは内科を掛け持ちしていただければ理想的なんでしょうが、そう都合のいいお医者さんもなかなかいらっしゃらないということももちろんわかってはいるんですけども、希望を言いますと、やはりそよう病院に産婦人科のお医者さんをぜひ呼んでいただきたい、安心した子育て、出産ができるような環境を整えていただきたいということが一つございます。

そういう理想的なことができるとはちょっと考えにくいことなんですけど、例えば、遠くまで駆けていらっしゃる妊婦さんたちに対して、何らかの、例えば、交通費であるとか、片道、今、ガソリン代も大変高くなっておりますので、そういった意味での補助、後押しというものがあれば、遠くまでの道を通う負担が少し軽減されるんじゃないかなということも思っておりますが、そのような妊婦さんたちへの支えというものを、町としてどのようにお考えになっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 答えますか。吉川議員、産婦人科の件については、通告があっておりませんが、答えますか。じゃあ、関連しますので、わかる範囲で答えていただきます。

○健康福祉課長（門川次子君） 産婦人科問題について、今、説明がありましたように、町のほうも、産婦人科のほうをそよう病院のほうにという意見等も、昨年あたりから、少し話は聞いて

ております。その中で、吉川議員のほうから言われましたように、産婦人科、県内、全国を見ても、産婦人科医の不足ということと、町に産婦人科の先生を呼んでも、経営的な部分とかということで、確かに困難なことはあるかと思えます。

ただ、妊婦さんが1時間半、こちらのほうから産婦人科のほうに通うとすると、大体、町のほうが、妊婦の受診券を交付しているのが14回分はありますので、14回は必ず産婦人科にかかるという形になるかと思いますが、その辺で、今の件に関しましては、子ども子育て会議の中で、妊娠からということを書いて説明をしておりますので、そちらのほうで、どういう妊娠中の支援が自分たちにとって必要なかということは、妊婦さんの意見等を参考にしながら、町のほうで、検討させていただきたいと思えます。

今現在では、妊婦健診受診券の14回分で、一人に対して9万6,600円助成をさせていただいております。それから、子供の医療費等に関しても、中学3年生までは医療を現物給付等で見ていくという形にしておりますので、その辺も踏まえながら、妊婦さんに関しては、妊婦さんの意見を健康づくり系の保健指導から意見を聞いていただき、それを子育て環境会議の中で、それを反映していきたいと思えます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 課長、ありがとうございました。

本当に、通告の中に、切れ目のない子育て支援と大ざっぱなことを書いておまして、至りませんで、申しわけございませんでした。回答、ありがとうございました。

さて、今、妊娠中の期間の話でしたが、その一歩前、出会いと結婚ということで、我が町での取り組み、YOU&YOUについて、少々お伺いいたします。

YOU&YOUについては大変好調だということをお伺いしておりますし、我が町のホームページを見ますと、トップ画面に幸せそうなカップルの写真が流れるんですね。私もそれを見て、大変喜ばしいなど、こちらも幸せな気分になるなどというトップ画面なんですけれども、ただ、やはりちょっと気になりますのは、成立されたカップルが、どの程度、この町に定着してらっしゃるかというところが若干。というのも、ちょっと前に、YOU&YOUを経験された方にお伺いしたところによりますと、やはり先ほどの住環境の問題から、せっかく成立しましても、町内に住宅を探すことができずに、近隣の町村にやむなく、あるいは、こちらが男性側で、向こう側に女性の方がいらっしゃるとしますと、奥さんのほうの里のほうに近いところに住まわれるということも聞いております。

そういったところの支援も、出会わせて、結婚されるのは全く結構なことではございますが、できれば、やはりそこら辺の支援までしっかりとして、この町で定住し、また、この町で安心して子育てをしていただく、そこまでつながるようなアイデアがいただきたいと思うんですが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えをいたします。

YOU&YOUの実績と定住率についてのお尋ねがございました。

まず、YOU&YOUにつきまして、若干触れさせていただきたいんですけれども、YOU&YOUと申しますのは、町内の後継者の婚姻を支援することによりまして、地域に根差した生活基盤の確立、それから、生き生きと暮らせる健全な環境及び活力ある地域社会づくりを推進するというを目的に、平成18年度から山都町結婚対策事業として始めたものでございます。

現在、年間を通しまして、月に1度、気軽に参加できますような料理教室、それから、さくらんぼ狩りなど、ふれあい型の体験交流型のプログラムを計画しながら、パートナー探しができるような活動を行ってきております。

また、交流会前には、男性参加者に対しまして、女性との接し方ですとか、身だしなみの大切さなど、基本的なマナーを身につけてもらえるような指導や助言、こういったことを行いまして、参加者の意識を高めているということもやっております。

そうした、地道で継続的な活動の結果、ただいま吉川議員のほうからもございましたように、事業開始から本年8月末までの間に、32組の成婚を見たところでございます。

なお、お尋ねの定住率につきましては、調査を詳しくしたわけではございませんけれども、約8割近くの方が本町にお住まいであると伺っております。残りの方につきましては、今、御指摘と申しますか、御意見がございましたように、住環境の問題も確かにあるだろうと推察をいたしておりますけれども、外から、外部から女性の方がいらっしゃいますので、もともと結婚以前からお仕事を持っておられた方、そういったことの関係もございまして、そちらのほうにお住まいだということも何件かあるとお話を聞いているところでございます。

それから、最後にございましたように、そういった定着率がますます増加しますように、何らかの町としての支援策ということでございます。これにつきましては、現時点では、まだそういったアイデアというのは持ち合わせておりませんが、これもまた、担当のほうと、それから、企画振興課の定住のほうとも十分意見を論議しながら、進めていきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 回答、ありがとうございます。

32組ものカップルが成立したということで、大変喜ばしいことだと思えました。また、これが8割ということで、これがぜひ10割、100%に近づくような施策を考えていただきたいと思えます。

先ほどちょっと高速道路のことも申し上げましたが、やはり高速道路が30年にはやってくるということでございますので、その際に、やはりこれから通勤ができますよと。ここに住んで通勤ができますよということを、ぜひ全面に町全体としても打ち出していきながら、この町に幾ら若い人がというか、よそからの人が住んでいけるかということは、YOU&YOUだけの問題ではございませんけれども、ぜひこの住環境のすばらしさをPRして、そして、ここから逆に稼ぎに行っていただくという方向性をぜひ見きわめながら、進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

では、次に、第2次総合計画、今、策定中で、本会議の開会の日にも、行政報告の中で、本田課長のほうからプリントをいただきました。その中にも、もちろん教育の問題、未来図が書いて

あるわけなのでございますけれども、基本目標が人づくりということで、一番最初に掲げられております。全くまちづくりは人づくり、そういった観点から、この教育目標を1番に掲げてあるということは大変喜ばしいことだと思えました。

いろいろなものが掲げてあるわけなんですけれども、この総合計画の中で、教育委員会としてはどのような立場で、これにかかわってらっしゃるのか、お答えいただきたいと思えますし、それから、先ほど、町長にもお伺いしましたけれども、さまざまあった中で、教育委員会としてはどこら辺を一番に捉えて、今後の総合計画、あるいは今後の新教育委員会制度の中で、子供の環境を考えていらっしゃるのか。少しお伺いしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

教育環境で一番大事なものは人的環境です。つまり、人、指導者です。どんなにすばらしい建物や、立派な施設などがあっても、物的環境だけでは未来は生まれません。先生の仕事は、しっかりした自覚を持つ、国民を育成するという役割があります。その自立した人間育成の基本が、知・徳・体、いつも言いますが、一番基本は、知・徳・体のバランスで、教育環境の中で重点的なものなんです。したがって、未来図は、山都町によき教育者を、つまり先生と、山都町でよき教育者、山都町でよき教育者を、これが私の思いです。そして、生きる力、生き抜く力をしっかりつけてもらいたいと願っています。

あと具体的なことは、この答弁者の氏名にも書いてありますので、学校教育課長、それから、生涯学習課の課長、二人がそれぞれの課での具体的なことを答弁させていただきます。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） それでは、第2次総合計画の中での教育環境に関する未来図ということで、今、教育長のほうから大きく教育委員会としてのお話をされましたので、私のほうからは、学校教育という部分についてお話をさせていただきたいと思えます。

少し教育長のお話とダブる部分もございますが、まず学校教育に課せられた責務というのは、知・徳・体のバランスのとれた教育の推進、それと、義務教育期間において、生涯を通じて、正しく生き抜いていくことができる力をつけることが、学校教育に課せられた命題であろうかなと捉えています。また、これが教育の基本であろうと思えます。

では、そのために必要な具体的な取り組みというのはどういうことになるのかということになりますと、一つには、確かな学力の育成、これがあると思えます。学力の保障ということがあります。これは、国語や算数といった、いわゆる教科学習のみならず、当然、音楽とか体育や美術といったような、心や体の学力をつけることも含まれていると思えます。その方法としては、今言われているICT教育の推進ですとか読書活動の推進といったことが上げられると思えます。また、次には、特別支援教育の充実も重要なものとなってきています。

今、多様な特性を持つ子供たちへの適切な指導が求められていると思えます。各学校には特別支援教育の担当者を置きながら、担当者任せにせず、学校総体として学校ぐるみで取り組んでいく、そういう体制を充実させていくべきと思っています。

さらに、人権教育の推進があります。全ての教育活動の基本に流れていくものだろうと思います。今なお根深く残っている部落差別を初めとして、あらゆる差別の解消のため、同和問題を人権教育の重要な柱として捉えながら、差別意識の解消に向けた人権教育をさらに進めていきたいと思っています。

今言いましたような、これらの教育活動の推進と、課題の解決には、学校だけではなかなか難しい面があります。教育長からもありましたように、学校だけではなく、地域や家庭、社会との連携が必要だろうと思います。一つの例では、保育園、小学校、中学校の連携、今、清和地区で、地域設定をしながら、保育園、小学校、中学校の連携を、今、研究していきながら、実践をしています。これは山都町全体にさらに広げていかなければいけないと思います。

教育基本法に規定されています教育の課題、目的を、より効果的に実現させていくために、学校と家庭、地域をより有機的に結びつけながら取り組みを進めていく、これをこれから先の学校教育へ向けての取り組みにしていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） それでは、教育関係に関する未来図ということで、社会教育の部門のほうで答えをしたいと思います。

社会教育は、生涯にわたる学習機会の提供と地域社会の連帯感の醸成という、重要な役割がございます。社会教育の取り組みとして、吉川議員におかれましては、町立図書館のボランティアとして御協力をいただいておりますので御存じかと思いますが、これまで7カ月児の乳幼児のブックスタートを初めとしまして、高齢者までを対象に、幅広く教室や講座等を実施してまいりました。中でも、今回の御質問は子供のことでのお尋ねでございますので、子供の教育のことにしてお答えをしてみたいと思います。

1番目の質問の中で、山都町の教育大綱の御質問がございました。その中で、冒頭で町長のほうが、町の歴史を伝えることが大切だということを申しました。まさにこれは関心事でございます。文化面につきまして、伝統文化の継承につきましては、後継者の確保・育成が、地域の課題となっているのは事実でございます。

本年度、伝統文化の一つでございます清和地区の清和文楽人形芝居につきまして、清和小学校6年生、それから、清和中学校1年生を対象に、夏休み中に、2泊3日の文楽合宿を行いました。清和文楽の里協会、それから、清和文楽人形芝居保存会、そして、淡路のほうから、淡路人形座の方々においでをいただきまして御指導をいただきました。また、清和中と清和小の校長先生にも、熱心に取り組んでいただきまして、ただいま取り組んでおられます保小中連携、実践研究授業のもと、大夫、三味線、それから、人形の3パートに分かれて、傾城阿波の鳴門の一幕を、小中学生が共同で練習を行ったところです。

小中学生と一緒に文楽に取り組むことで、文楽に興味を持ち、そして、関心を持つということ。それから、お互いに交流を深め、また達成感を味わうことで、豊かな感性、そして、社会性などを育んだということ、地域ぐるみの教育の場として、また、後継者育成を目的とした講座とい

うところで実施したところでございます。2泊3日でございますが、最終日は清和文楽におきまして、発表会を行ったところです。3日間という短い期間にもかかわらず、すばらしい大夫、三味線、それから、人形の三業一体の発表ができたところでございます。

子供たちの感想の中には、これまで正座をしたことがなかったけれども、きつい正座にも我慢ができた。それから、きつい練習だったが達成感を味わえた。集中力の大切さを学びました。つらいことがあっても、そのことに向かって努力すれば、やり通せることがわかりましたという、たくさん前向きなすばらしい感想が寄せられたところでございます。

11月18日には、保小中連携実践研究発表会が、文楽館において開催されます。ぜひ、子供たちの頑張りを見ていただきたいと思います。

ほかにも、山都町にはたくさんの伝統文化がございます。歴史文化の保存、伝承を図るとともに、伝統文化の担い手の育成を推進してまいりたいと思います。

また、昨年、第2次山都町子ども読書推進計画を立てました。本町における子供の読書活動の推進に関する施策の方向性や、具体的な取り組みを示しておるところでございます。家庭、地域、保育所、学校、ボランティア、町立図書館などが協力して、子供にさまざまな読書の機会の提供と、環境の整備を進めることを目指しています。読書推進計画のさらなる啓発と、今後、その計画の着実な推進を図ってまいりたいと思います。

また、学校現場における地域力の教育力の増進を図ってまいりたいと思います。学校現場に求められる役割の増加によりまして、先生方が子供と向き合う時間が不足しているという声も聞きます。また、地域の人とのかかわりや体験学習を通じた学習の充実が求められています。地域、住民が、学校支援ボランティアとして活動するための体制整備を図っていきたくと思います。現在、潤徳小学校と蘇陽南小学校、それに加えて、本年度から矢部小学校に学校支援地域本部事業を立ち上げまして、ただいま3校が授業を実施しておるところでございます。今後、町内全域に広げてまいりたいと思います。

最後に、昨年、熊本県では、くまもと家庭教育10か条というものが出されました。家族の信頼感、挨拶の習慣化、善悪の区別、感謝の心、我慢する力、命の大切さ、食事・団らん、家族と一緒にとる、体験の意義、地域全体の子育てという10か条が出されました。これを山都町の家庭教育の10か条としても位置づけて、推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） それぞれの立場からの御回答、ありがとうございました。

これから先の5年、10年見据えた子供たちの教育に邁進していただきたいと思います。そして、やはり今、社会教育課長のほうからもありましたし、教育長のほうからもございましたが、やっぱり地域間一体となってというところを、やはり地域力をどんどん学校現場に取り入れていかれるということが、大変必要なことではないかと。私ごとながら、私もずっと小学校で読み聞かせの活動をしておりますが、やはりそういうふうにして、子供たち一人一人の名前とか顔とかを覚えていくことによって、本当に地域が一体と。どこであっても、読み聞かせのおばちゃんである

し、子供たちに元気ねという声かけができるという環境も、読み聞かせだけではなくて、いろんな形で、学校現場に大人たちが入っていくということが、やはり先ほどから何回もおっしゃっているように、自己肯定感を育てるということにつながると強く思っておりますので、ぜひ推進していただきたいと思っています。

では、最後になりますが、さて、先日、8月の終わりなんですけど、ちょっと有志で、島根県隠岐の島というところに研修に行っていました。皆さんも御存じの方が多いと思いますが、ここにあります海士町というところは、本当に過疎化で、島の、その昔、後鳥羽上皇が流されたというような、本当にへんぴな島でございましたが、その島の再生に向けた、いろんな取り組みが、今、全国から注目をされていて、本当に視察が引きも切らないというところでございます。

そんな中、私たちも、1日ちょっとの研修だったんですけども、行ってまいりまして、その町長様初め、いろんな担当課の課長さんの話などを伺いながら、我が町も見習うところがたくさんあるなど、とにかく一丸となって海士町をどうにかせないかんということが、ひしひしと伝わってくる研修でございました。

そんな中で、今回、私のテーマにちょっとかかわるところで、そこに県立の島前高校という、さきの定例会でも、藤川議員のほうから、ちょっとお話がありましたが、島前高校という、本当に風前のともしびという島から、どんどん若い人たちが流出していき、廃校の危機にさらされているところが、学校魅力化プロジェクトという町の肝いりで、島の外から子供たちを誘致してくるという取り組みをされて、今や、クラスが2クラスにふえ、島外留学、島の外から来られる、いわゆる本土からの留学生が半数にも上っているということを伺ってまいりました。

そして、私たちが現地に着いた、その夜に、その島前高校の皆さんと夢カフェということで、いろいろ夢を語るという機会を持っていただきました。全く、私たちはびっくりですね。島の高校生が、自分たちの未来のことを本当に希望を持って、自分の言葉でたくさん語っていただいたことに大変衝撃を受けました。果たして、これがうちの高校でできるかなということも思いました。

そして、実感したのが、子供たちが、トレーニングと言うとちょっと変なんですけれども、大人としゃべる機会というものをたくさん持って、自分の考えを大人と本当に全然違和感なくしゃべれる。そういう子供たちは、どういうふうにして育ててくるんだろうとちょっと思ったんですね。やはり文章力とか語彙力とか、想像力とか、そういったものをつくり上げるのに、先ほど来、教育委員会のほうからも御回答いただきましたけれども、やはり読書力、子供の読書力の質と量というものが、大変、人間を形成していく上で、大きな役目を果たしているんじゃないかと痛感しました。

確かに、島にも小さな図書館がございまして、それはやはり町民の方の声ででき上がった小さな、本当に小さな図書館ではあるんですが、そこが文化のかなめとなり、ほかに娯楽がないというのは語弊があるんですけども、小さな島の中で、休みの日には、親子ともども図書館に行って日がな暮らすと。またそこは、暮らしやすい環境をつくって、すばらしい選書が行われている図書館でもございました。

そういったところで、我が町にもすばらしい図書館があるんですけども、さらに、私、議員になって以来ずっと申し上げてきていますけれども、やっぱり学校図書、学校内での読書活動の推進という意味におきまして、学校図書司書の配置というものが、やはりこれはなくてはならないものだ。隠岐の島にも、ちゃんと司書が配置されておりましたが、そういったものは、本当に町独自で采配されているものだと聞いておりますし、そういったことが、我が町でも推進されていきますように、ぜひ教育長、または総務課長、あるいは町長、お返事をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 教育長、山下明美君。

○教育長（山下明美君） 今、図書司書のことが出ましたけれども、司書の配置は必要だという考えはあります。必要なんです。また一方で、ことし26年6月に、文科省から学校図書館法の一部を改正する法律が出されました。内容は、学校司書を置くよう努めることが中心ですが、11学級以下の学校においては、以前は、当分の間、置かないことができましたが、今回からは、11学級以下でも置くように努めることとなっております。

山都町の場合は、全部11学級以下で、ほとんどが小規模校です。複式の学校も2校あります。中学校では、臨採の先生もおられます。先生方の数をふやしたいです。厳しい財政の中、目の前の課題に司書の件も入れて、町部局と協議を重ねていきたいと思えます。

学校図書館の現状については、学校教育課の課長のほうが説明をいたします。

○議長（中村一喜男君） 学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） 学校図書のことについて、議員さんも十分御存じと思えますが、この機会ですから、御報告したいと思います。

図書教育、学校教育の中において、言語活動の推進からも重要なものと捉えながら、また、本を読むことで多様な出会いがあり、みずからの生きる目標を見出すこともできて、生きていく力を育むことにつながるものと思えます。

今、学校のほうでは、町立図書館から各学校に職員の派遣をいただいております。その職員さんが、よい本を選ぶこと。先ほど、選書というお話をされましたが、子供たちに薦めたい、読ませたい本を選ぶという選書、そして、また、児童、生徒が、使いやすい、使いたくなるような図書室の整備に御協力をいただいております。

そのおかげをもちまして、各学校の本の並べ方、レイアウトとか、また、楽しい図書室というものが徐々にできつつありますし、非常によい空間が今つくられていると思えます。子供たちも随分喜んでおります。

さらに、各学校では、児童、生徒による図書委員活動、昔からこれはあるんですが、今いろいろ整備が進んだ結果、また、より活発になってきているものと思えます。上学年の子供たちが、低学年の子供たちに、本の読み方、使い方、そういうものを教えていくようなことも見られています。

学校図書館と町立の図書館とが、オンライン化をされています。それと相まって、学校図書館の読書活動がさらに充実をしてきていると思えます。学校の中で、図書館の本を、町立図書館を借りることができるし、昨日も来ていましたが、移動図書わくわく号も地域を回っているので、

子供たちも十分利用していると思います。

また、PTAや地域の方々による読み聞かせも、よく各学校ではされておりまして、朝の読書の時間の設定とか、本に親しむ機会がかなりふえてきているものと思います。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 今の学校図書司書について、ちょっと通告にはございませんが、町長のお考えを聞かせていただいても大丈夫ですか。

○議長（中村一喜男君） 昨日、4番、後藤議員のところ、私、注意するのを怠りましたが、答弁者の中に書いてありませんので、注意するのを怠りましたが、関連がありますので答えを、町長。

○教育長（山下明美君） トップであります町長にお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 以後は、答弁者の相手を記載していくようにお願いします。通告書の中にですね。

○議長（中村一喜男君） 関連がありますので、町長から答えていただきます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 図書館、学校図書司書ということでお尋ねであります。

さっき、教育長のほうからも話がありましたとおり、小規模校がほとんどであると。小規模校については、デメリットが先に出来ますけども、やっぱりそのデメリットをメリットに変えていくという努力も、それは当然必要だと思います。

その読書の重要性というのは、もう御承知のとおりですから申しませんが、やはり一つ例を申せば、いろんな子供は子供なりに悩みがあったり、いろんな悩みがあったときに、何かそれを乗り越えていくかと。それは先生からとか、親からとかすると、先生でも答えられないというのが、この本と出会って私は変わったよとか、具体的にそういうことはよく聞く話でありまして、やはりこれは子供にとっても一緒であろうと私は思います。

そういうことを、図書館と連携しながら、こういう悩みがあったり、こういうことを解決したいという児童がいると、そういうことを、何かいいものがないだろうか、そういうことを連携しながらやっていくということで、やっぱり解決の方法、そして、子供の健やかな成長に向けて、みんなが頑張っていくということはやっぱり大事なことだと考えますので、図書司書の重要性も含めて、そういう連携、図書館との連携、何が一番、小規模校にとって大事なのか、これを十分検討していただき、その予算化に向けて、関係機関がよく話し合っ、決めていくべきだと考えます。

○議長（中村一喜男君） 1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 大変ありがとうございました。

通告にないようなことも発言してしまい、気をつけます。

あとちょっとの時間になりましたので、きょうのような、きのうから質問がいろいろあっていますが、ぜひ会議の内容をホームページ等でアップしていただいて、こういう会議がありまし

たということが可視化できる、そういったことも、大変一仕事も、二仕事も、また担当者の方にはふえてくる問題だと思いますが、ホームページを見ながら、子ども子育て会議はどういうふうになっているか、総合計画の会議はどういうふうになっているか、そういったものが、家にいながらも確認ができるような取り組みをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） これをもって1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後0時09分

9 月 11 日（木曜日）

平成26年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年9月4日午前10時0分招集
2. 平成26年9月11日午前10時0分開議
3. 平成26年9月11日午後2時03分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第36号 山都町役場課設置条例の一部改正について
 - 日程第2 議案第37号 山都町総合計画条例の制定について
 - 日程第3 議案第38号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第4 議案第39号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第5 議案第40号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第6 議案第42号 字の区域の変更について（山都町田小野）
 - 日程第7 議案第43号 字の区域の変更について（山都町金内）
 - 日程第8 議案第44号 山都町辺地総合整備計画の変更について
 - 日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について（上鶴橋橋梁下部工工事）
 - 日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））
 - 日程第11 議案第49号 物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）
 - 日程第12 議案第50号 物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1番 吉川美加 | 2番 藤原秀幸 | 3番 飯星幹治 |
| 4番 後藤壽廣 | 5番 藤澤和生 | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強 | 8番 工藤文範 | 9番 藤川憲治 |
| 10番 稲葉富人 | 12番 中村益行 | 13番 佐藤一夫 |
| 14番 中村一喜男 | | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 11番 田上 聖

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------|------|---------|------|
| 町長 | 工藤秀一 | 監査委員 | 森田京子 |
| 教育長 | 山下明美 | 総務課長 | 坂口広範 |
| 清和総合支所長 | 佐藤珠一 | 蘇陽総合支所長 | 有働章三 |
| 会計課長 | 田上博之 | 企画振興課長 | 本田潤一 |

税務課長	甲斐重昭	商工観光課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
水道課長	甲斐良士	農業委員会事務局長	山本祐一
住民環境課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第36号 山都町役場課設置条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第36号「山都町役場課設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

議案第36号、山都町役場課設置条例の一部改正について、議案の説明の前に私から説明をさせていただきますと思います。

きのうの全員協議会において総務課長から説明を行いました。及第点まではいかないと、そういう御意見もありました。いずれの御意見も貴重なものばかりでしたが、私の考えが伝わらない部分があったかもしれません。それで、今回の機構改革の主眼などについて、再度説明を私のほうからさせていただきたいというふうに思います。

今回の機構改革は、来年1月の新庁舎への移転に合わせて行うものであります。その際、次の3点は、私の重点施策を進めていくために、ぜひとも強化、あるいは改善したいものであります。

まず、防災に関する部署を強化したいものであります。本町は、いつ、どこでも、どこにあっても土砂災害が起きるかわからない、自然災害が起こるかわからない地理的な条件にあります。この対応として、早期避難を中心とした防災体制をできるだけ早く強化しなければなりません。そのための防災係の新設を行い、早急な対応を図りたいものであります。

次に、休眠状態であった山の都づくり推進室を具体的に活動させたいという思いであります。所期の目的は、高速道路開通を見据えたまちづくりの展開を図るということであり、これに加え、私がぜひとも進めなければならないと考えている、集落営農における、ここに関して所管

課と関係団体との連携強化をしたいというものであります。

集落営農における経営や営業面について、次のようなことが重要になってくると考えています。農産物の市場の動向、各野菜生産地の動き、消費者ニーズの調査、販路拡大の活動、経営戦略など、一般企業並みの情報収集や商活動などへの支援であります。これらの調査や活動をJA、商工会などの関係団体とともに対応する部門として、頑張る経営組織に対し支援をし、この町で生きていけるという確信を持っていただきたいというものであります。

次に、企画振興課はまちづくりの全般を管理する重要な部署ですが、数多くの事務を抱え込んでおり、本来の役割を担い切れておりません。本町の経営を確かなものとするため、政策の企画立案を初め、最上位計画である総合計画の進行管理の強化を目的に、今回の改編をぜひとも行いたいというものであります。

そのほかの改編部分については、きのう総務課長より説明を申し上げましたので省略をいたしますが、そして、私が申し上げたいのは、今般の組織改編について、議員の皆様のお考えと同じ方向を向いているのは間違いございません。一昨日、飯星議員の一般質問の中で、3年後の山都町の姿をどのようにイメージされているのかという質問がありました。そこで私が申し上げた中に、行政は組織のスリム化が進み、そのことに伴うサービスの低下を低減するため、自治振興区の役割はますます重要になり、組織は成熟してきていると申し上げたということをお出ししていただきたいというふうに思います。

御承知のとおり、財政が大変厳しい状況になることを踏まえての発言であります。行政改革は職員の意識改革、これはもちろんのこと、関係される全ての方々の御理解を得なければ進みません。加えて、不断の見直しが最も重要であるというふうに考えております。したがって、今回の議案について、きのうの御意見を踏まえ、附則に、第1条に規定する町長の事務の分掌に当たっては、本町の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものになるよう不断の見直しを行うものとするという1項を追加させていただきました。

今後、そのときや状況の変化等に応じて適切な組織改編を実施していくことといたしますので、今回の組織機構改編について何とぞ御理解を賜りますようお願いし、説明といたします。この後、議案を総務課長より説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第36号について説明をいたします。

議案第36号、山都町役場課設置条例の一部改正について。山都町役場課設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成26年9月11日提出。山都町長。提案理由です。新庁舎建設に伴い本庁組織を改編するため、山都町役場課設置条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

本条例の説明に入ります前に、先ほど本議案をお配りしましたとおり、先ほど議長の許可を得まして訂正を行いました。これはただいま町長から説明があったとおりでございますけれども、まずその件について御説明を申し上げたいというふうに思っております。

訂正の内容ですけれども、条例を一部開いていただきまして、裏面になります。2枚目の裏面になります。

訂正の内容ですけれども、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加えるとしまして、不断の見直しという項目を追加いたしております。第1条に規定する町長の事務の分掌に当たっては、本町の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう不断の見直しを行うものとするというものでございます。これを加えまして、機構改革につきましては不断の見直しを行っていくということを成文化したものでございます。

これは昨日の全員協議会で出されました御意見を真摯に受けとめまして、社会経済情勢の変化ですとか、新たな行政課題、また住民のニーズに柔軟かつ迅速に対応していくことを条例の中にしっかりと文章として書きあらわすことといたしました。このことによりまして、組織がその機能を十分に発揮していけるよう、組織の現状と課題を常に把握をし、その都度、政策目的や住民ニーズに沿った組織編成を行うために、常に点検と見直しの認識を持ちながら、機能的な行政運営を行うということを目指すものでございます。

このような理由から、附則に不断の見直しをうたいまして、今後も機構改革の積極的かつ確実に推進することを明記させていただいたところでございます。

次に、本則部分に関しましては、昨日御説明を申し上げましたので重複する部分もございませんけれども、現行の組織としてそのまま継続をしたほうが、住民サービスの面ですとか行政機能の面でよいと判断できるものはそのままの形で、一方、住民の利便性向上はもとより、直面する課題解決や本町の重点施策推進の面でより効率的な行政運営が可能であると判断したものにしましては、整理、見直しを行ったところでございます。

このようなことを留意しまして、山本前副町長を幹事長とした幹事会を20回以上重ねまして、現状の組織の課題の整理ですとか、職員から提案のございました改編案について議論を尽くしまして今回の提案に至ったものでございます。先ほど町長から及第点には至らなかったという御意見もというお話がございましたが、現在の状況から、執行部としましてはさまざまな観点から考えられ得る推進体制であるというふうに考えております。しかしながら、昨日の議員の皆様方からいただきました御意見というものは大変貴重なものでございます。今後の改編には十分反映も考えていかなきゃならないものであることは間違いがございません。そうした御意見を踏まえながら、今後とも適宜果敢に改革を行ってまいりたいと存じます。何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、中身の説明を行ってまいります。

条例案でございます。山都町役場課設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成年月日、山都町長です。山都町条例第何号、山都町役場課設置条例の一部を改正する条例。山都町役場課設置条例の一部を次のように改正するというようにしております。これは昨日、改編案の組織図で御説明をいたしましたとおりでございまして、次の新旧対照表をごらんいただければ、御理解がなお深まるものと思います。

表の左側が現行の表でございまして、右側が改正後の案でございまして、課の設置、それから課の

分掌事務につきまして3枚で御説明をしているところでございます。重複しますけれども、一番最後の附則のところを不断の見直しというものを明記させていただいたところでございます。なお蛇足ですが、アンダーラインが引いてあるところが今回改正をした部分ということでございます。

簡単ですけれども、以上、課設置条例の一部改正につきまして御説明を終わらせていただきたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

○8番（工藤文範君） この機構改革につきましてはきのうから議論がなされているわけですが、私はこの課の名前、あるいは事務の分担をどこに持っていくかというのは、このことは行政的な事務ですから、どこに移そうと、課の名前がどう変わろうと、それは別に関係ないというふうに私は思っております。それはですね。

ただ、私が思うのは、やっぱり行政改革とこの機構改革は一体的なものでなからにやならんという思いがしております。それできのうの質問もしたわけですが、やっぱりこの中には、きのうから言われた健康福祉課からの下の部分、この分については、この行政改革の熱意が全く反映されておりません、見られません。残念ながらもう近々の課題です。行政改革は、保育所、きのう言った老人ホーム、それから社協、それから農業委員会もそうですけれども、そういった近々の課題に対して、この際やっぱり機構改革の中で取り組むと一緒に行政改革まで取り組むぞというような、そういう熱意が非常に薄いと。福祉課からは、いずれまた後からやりますとなると、行政改革もまたそれぞれいずれかになってしまう。答申では28年という答申がありますけれども、これもまたいつになるかわからんというふうなことになってしまいます、しかねません。ということできちんとした行政改革も同時にやっていくためにも、これはやっぱりもうちょっと検討の必要があるというふうにも思います。

それから、もう一つ、総務課長は提案するときに、この前もそうですけど、いつもそうですけれども、議会に丁寧な説明をしたいという話をされました。しかし、この件についてはきのう全員協議会で出たばかりで、きょうも議題として出とつとですよ。たった1日で。これはちょっと、議長もおりますから、後で議長に聞きますけれども、この議会を、決定機関ですから、もう少し重視してもらわんと、余り簡単に、これを出せば、このとおり一部の修正もせんで決定してもらえるもんというふうなことで提案されても、これは私たちも住民の代表ですから、やっぱりいろんなことも踏まえて決定していかなりませんので、これはやっぱり提案の仕方が非常にまずいと私は思います。こういうことであれば、もう少し早く、前回の議会のときでもたたき台を出して、それから議論を深めて、きのう言われたキャッチボールをしながら、一番最高なものに12月から施行していくというようなやり方が私は一番ベストだというふうに思います。また、議長にもこのことについて、先に議長に審議があったのかどうか、町からですね。そのことを伺いたいと思います。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、1点目、御指摘がございました行政改革の件でございます。一体的に推進を図っていくべきだということの御意見だというふうに伺いました。当然に機構改革と申しますのは、行政改革の中でも非常に重要な改革の一つでございます。これをきちんとやっていくことで、また行政改革にもつながっていくというふうに考えているところでございます。

また、先ほどもおっしゃいました、一昨日からのいろんな各位からの御提案なり御意見、また改編案等々含めまして、これにつきまして、現在各課で、特に老人ホーム問題につきましてもプロジェクトチームのような形で当たっているということで、その事案事案に対しましては、当該の課が一生懸命努力をしていくということはもちろんですけれども、横断的な形で当たっていくということでやっていきたいと。そういった形で課題については対応していくというふうに思っております。

それから、2点目の議会に対しましての説明が手続としまして不十分じゃなかったかという御指摘でございます。これにつきましては6月の定例会で行政報告という形で、改編案につきまして、組織の機構改革案につきまして説明をさせていただいたところでございます。その際に、これにつきましては、全員協議会、議運のほうできちんと論議をなささいという御指摘がございました。今回、次の議運ということでしたので、9月定例会の前の議運のほうでお取り扱いをお願いしたという経緯でございます。そして今回の全員協議会、それから議案上程につながっていったというふうに思っております。

御指摘の点につきましては、確かに全員協議会の後に翌日また上程ということの形になってしまいましたことは、私どももこれにつきましては反省をし、今後生かしていきたいというふうに思っております。

今申し上げましたように、議運の中で今回の日程ということは決定をさせていただいたということで認識をいたしております。

大変失礼しました。

議長のほうからは、確かに拙速ではいかんということで、次の臨時議会なり、また次の定例会なりという話も御指導もいただいていたところでございます。ただ、私どもとしましては、来る1月の新庁舎移行に合わせてもろもろの準備等々考えましたときに、ぜひとも今回9月定例会のほうで上程をしながら皆様方に御理解を求めていきたいということで、今回上程に至ったという経緯もございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） この問題については、私ども議会もちょっと責任があると思います。この前、6月議会で素案が示されました。そのときみんな、これは非公式の発言だったかな、議会としても、研究会、全員協議会あたりでもう少し論議しようという話をした経緯がある。その経緯を踏まえて、この前の議運でそれを引き継いだような形で、それじゃあ今度の議会のどこかで全員協議会をやろうということで、我々もその辺は皆さんの意見を聞けば聞くほど、非常に

緊迫した課題もあるということも少しわかってきました。ただし、これは、まずは新庁舎ができる。そして、ワンフロアで整理できるところは整理するということから発想しているなど、私は思ってきました。現時点ではこれがベターじゃないか。

ただ、この附則にあることは、皆さんの心配は、これでまたずるずるいくんじゃないかということですね。私は、これは期限を切って次期改革をするということをここで町長が約束をしたらいいんじゃないかと思います。

例えば、28年に支所問題を整理しなきゃなりません。これは合併協議会の経緯からすれば、支所は廃止になるんです。ですね。だから、当然そこで論議しなきゃならん。そのときにどういうふうな人員配置になるのか。例えば社協にしろ、老人ホームにしろ、その対象になっておるところもどういうふうにして金を振り分けるのか。そういう大変な問題があるわけですね。それにはやっぱり私は時間が必要だろうと思うんです。

いずれにしても、私は一応のめどとして、28年のこの支所問題を整理するときに、総合的に論議し、そしてこの福祉課以下の問題を、課の内容をどう変えていくかということ私たちもそれまでに勉強させてもらいたいというふうに思います。それにはやっぱり時間の猶予が必要というふうに思います。今のところじゃ、イメージが湧かない面があると思うんですよ。その老人ホームをもし民営化した場合、どうしていくのか。職員をどう配置するのかですね。保育所問題だって、これは統廃合すれば、それをどう吸収していくか。これまで学校職員の吸収もそういう形でやってきたんですね、統廃合したときに。非常に技術的にも、あるいは行政的にもかなり課題を抱え込んでしまう。だから、拙速はいけません。だからといってずるずるはいけません。ここでやっぱり時間を切って約束をなさってはいかがかと。そこは町長の考えを聞いておきます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） いずれも貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。そして、また私どもの説明が少し段取りが悪かったのかなというふうな気もいたします。

今、中村議員がおっしゃっていただきました、期限を切るという問題、これは私も十分そのことについては考えていました。特に職員の処遇の問題がございます。これは希望退職も募っておりますけれども、簡単にこれはいくわけではないのはもう御承知のとおりであります。この27年度で退職を迎える一般職だけでも11人おります。非常に大きな数字であります。このときには大幅な機構改革をやらなければならないわけです。それもあって総合支所の問題というのは一緒に片づけないと、論議をして、そしてどういう改革をするのかということをしないと、なかなかこれは難しいわけでありまして。具体的にこの27年の1月から動かすというのはなかなか難しかったわけでありまして。

そこを踏まえて、きのう総務課長からも28年の4月からという言葉は出たというふうに私は思います。そういう思いは強くあって、先ほど申し上げたとおり、飯星議員の一般質問の中で答えた、私は行政のスリム化を進むということをお願いしたつもりであります。御承知のとおり、この職員の意識改革ももちろん必要ですし、これは職員の改革だけじゃなくて、それにはやはり各課に期待を寄せる方も一生懸命いらっしゃいます。まだ強化してほしいという意見もあります。

団体もあります。そういう方に説明も言いますし、そして、そこで削減される課についてはどのように対応するかということも十分な論議を踏まえてやらないと、これは組織が動かない、そして職員の意識も高まらないということでもあります。だからこそ、二十数回もこの検討委員会を開いて、ああでもない、こうでもない、こういった場合はどうするかということ協議を重ねてきたわけでございます。

行政内部だけの改革というのは本当にそれは難しいんじゃないかという言葉もありますけれども、まずは人が動かしているわけですから、職員がこれならいけると自信を持って改革をすることがまずは大事でございます。その計画決定をもって議員の皆さん方にお諮りをしていくということは当然のことです。それが6月のタイミングでございました。それからのやはり説明、そしてその及第点をいただけなかったこと、そういうことをしっかりと私は胸にとめておりますので、27年度、十分論議を踏まえて、今までの意見、それを踏まえた改革案を持って、そしてまた事前に説明をしながら、協議を重ね、そしてそれを持ってまた職員に、こういう改革をやはり一般の住民の方は求めているんだということも説明をしながら、そういう段階を踏まえて、28年の4月1日からということ改革をやりたいというふうに私は思っておりました。それをきょうは申し述べたほうが良いというようなことも私も考えましたので、きょう申し上げるわけですが、そういう覚悟を持ってやりますので、今回の提案というのは何とぞ御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。

きのうから論議されておりますが、まず一つにはこの行財政改革、これは非常に難しいと。しかし、もう合併して10年目に入っておるわけですね。私も3月の定例会でこのことについては一般質問でやりましたので十分にわかっておるところですが、まずは今回出ておりますこの機構の改革については、私どもはもうそれぞれ言うことはありませんが。

一番に言わなくてはならないのは、8番と同じですが、提案の仕方が非常に悪い。これにはなぜかと。本来は6月の素案ができて、この素案を大体行政改革、機構改革、もともとがおくれておりますので、このおくれをどういったふうに取り戻すかということになると思いますが。そして、きのうこういった提案をされて、そして企画振興課長も言いましたように、やっぱり住民と執行部であったり、議会と執行部であったり、これはやりとりをしながら、そして提案する場合には、いかなかったならば、これを修正をしてでも次に通るような形で提案をしていくという姿がやっぱり提案の仕方だろうと思いますね。これが欠けているのが一つです。

これだけおくれておりますので、これをそれでは、じゃあ町長が言います、それぞれの大きな政策の中から施策を出してこられた。その施策の中からの重要な部分をやっぱり強化していかなくてはならないという一つ一つの、じゃあ段階的にこれをやられるのかということ。それがあわせて不断の見直しを附則の中でつけてこられたということ、後で答えていただきますが。それが二つ目です。

三つ目には、この改革というものは、やはりまずは事務事業の見直しから始まって、そして組織を見直す。次に定数管理をしている。そして一番ネックになっております、ワンフロアで仕事が出来て9年間でこなかった、分散しているこの事務は、今度はワンフロアでできるということ。そういった職員の意識の高揚、そして人事管理、人事の考課、これも必要になってくる。そして、やっぱりこれには事務事業の見直しをするならば、裏では財政がこれは必ず伴ってくる。それならば企画振興の変ったときに財政がどうしてこれについていくのかという部分が見えてこない。

そういったことで、このやっぱり改革は、部分的にこれはスタートするならばそれでいいでしょう。しかし、次には支所であり、さっきから言われております28年度4月から。私は27年の1月1日なのか、合併して10年の2月の18日になるのか、27年の4月の1日になるのかということ。をただしたところですが、支所については28年度の4月の1日だということになりました。そうしますと、次々に先送りをしてしまうということになります。スピード感でもっとやっていきなさいということにはほど遠い。今回の、きのう内容を説明して、きょう提案すると。修正も何もできない。これはスピード感じゃなくて拙速じゃなくて暴走ですね。

そういったことを言いながら心配しているところですが、3点についてお答えをいただきたい。そして、これが一体的にやるということがここでできれば、私はこの案に賛成をしてもいいと思う。そして段階的、次の段階は一体的にやっていくということをやっぴり約束ができなければ、これは賛成はできないと。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 稲葉議員の一体的にという話は、私の先ほどの答弁が少し不足しとったかもしれませんが、当然一体的にやると、全体を見直すということでもあります。総合支所についても、この町のありようについても一体的に改編をしていくということでございます。それが28年の4月1日が適当ではないかというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） きのう、全協の中である程度言いましたので、きょうは控えようと思っていたんですけども、やっぱり、きょう、不断の見直しという文言を入れられてまた提案されてきた、出されてきたわけですけども、今、意見がありましたけれども、少しやっぱりあれだけ意見が、注文があった中で、もう少し見直す中で、修正をかけて、きのうのきょうじゃなくて、よければ最終日にでも継続という形の中で見直して再提出していただきたいなというふうに思っています。27年1月からで新庁舎に合わせてということであれば、臨時議会まで延ばしていただきたいなという気持ちもあるんですけども。

というのが、きのうの話、それからきょうの話も聞いてみても、一生懸命議論されてきたのはわかりますけれども、やっぱり執行部目線かなど。これだけ広大な面積の中で、そして人口減少、高齢化。人口減少は特に物すごいスピードでいっていますからですね。そういった中で住民にどれだけ接する、そして住民にどれだけサービスができるかという視点からやはり見ていかなきゃ

ならんのかなど。そういったときに、問題の先送りばかりやっとならぬのかなどというふう
に思っています。

きのう、ちょっと言いましたけれども、私、職員の数がどうのこうのじゃなくて、基本的に新
町になったときに10カ年計画で、6月の報告にも書いてありましたけれども、事務その他、課の
いろんなことが何も手つかずの状態であったということを書いてありましたけれども、そうい
ったことを言っているんです。基本的に10カ年でしなければならないことが、全て持ち越しという
状況になっています。

不断の見直しということで、きのうのやりとりの中で、きのうは総務課長が一人で頑張ってお
られましたけれども、きょうは町長が決意のあらわれか知りませんが、本部長として答弁
されておられますけれども、やっぱり不断の見直しというその文言だけでは、これまでの執行の
状況を見ると、いまひとつ議会の議員として認められないというか、どうなのかなという感じを
持っております。

ぜひとも、よければ、会期は長うございますので、議長にお願いであるんですけれども、継続
しながら、きのう、きょうの注文を受けながら、最終日にでも出していただくか、あるいは12月
でも間に合えばそれでいいんでしょうけれども、それがかなわないならば、臨時議会でも開いて
いただきながら、この問題についてもうちょっとしっかり議論をしていただいで取り組んでい
だきたいなというふうには思っております。答弁はいいです。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 少し説明をさせていただきたいと思うのですが、老人ホームの例えば
民営化の問題についても、検討がなされて民営化になるまで3年から5年かかっているんです。
よその例を見ましても。だから、例えば私のところがことしその検討を始めた、しっかりした
検討を始めたとしても、これから3年か5年はかかると、そういうことを踏まえていかないと、
この対応がやっぱり現実的には難しい、そういうことがあると思います。

先ほど申し上げたとおり、各課の統廃合をまず考えましても、そこにはやっぱり一般の住民の
方でもうちょっと補強してほしいんだと言われる部分だとか、団体の方とか、いろんな意見があ
るのも事実でございます。そこら辺の調整をする、そして、そこをどうしても改編して減員をし
て増加をさせないけないということになれば、その対応をどうするのかという検討が、そしてそ
ういう御理解が得られるのかと。やっぱりこの議会に出すまでに相当の時間が私はかかるとい
うふうな考えがあります。

だから、これをきょう、もう引っ込めて、また臨時議会ということになりましても、そこま
での期間でどれだけの話し合いができるのだろうと。それがどれぐらい進捗するだろう。それ
が不安があるわけです。だから急ぐということではございませけれども、先ほど申し上げたと
おり、1年ぐらいは御意見をいただいて、私どもが考える時間、対応する時間が最低でも欲しいと。
それは老人ホームの問題も解決しないかもしれません。来年になっても具体的には、でも、こ
ういう方向でいきますということは確実に私は言えると思います。そういう方向で民営化を進めま
すということは確実に言えるような対応をとれるかという思いがあります。

いろんなほかの施設も一緒であります。健康福祉課についても本当に部ぐらいの、本当だったら部ぐらいのあれは組織です。予算規模を見ましても、仕事量からしましても。それを一つの課で頑張っている。そこも見ていただきたい。健康福祉課から下はいじっていないということがありますけれども、それはそういう課もあるということも御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、町長が老人ホームのことに限って言われましたけれども、老人ホームの問題で限っていえば、私は聞いた話ですけれども、旧矢部町時代からの懸案であって、平成十二、三年ですか、そのぐらいからそういった問題が出てきておったという中での今日までの先送りですよ。ここ一、二年で出てきた問題じゃないんです。

ですから、そういった問題は、そしてまた課でなくても十分一つの係とした中でもできると私は思うんですよ。課もいろんな、今現在の私が見ている中で、もう少し足りないか、あるいはここはちょっと大き過ぎるんじゃないか、人的にと、いろんな思いを持っています。そういったものを含めて、その老人ホームだけの話をされましたけれども、決して課でなければできないという問題じゃない。そして時間が欲しいとおっしゃいますけれども、これまでも二十数回やっている中でそういった話もずっと出てきているはずですから、別にその積み重ねで、じゃあ時間をどこまでかけるかと。平成十二、三年のころからいえば、じゃあ20年も15年もかけてまだ決まっとらんかいという話ですよ。

時間があればという話でもないし、私は老人ホームだけじゃなくて、きのうも言いましたけれども、隣保館の問題、それから地籍も、そういった基本的にある程度大事なことであるけれども整理していかな部分もあるとじゃなかかなという中できのうは質問したところであります。もう少しスリム化しながら、しかし、きちんとした町民に対しての手当てはそつなく行うような執行体制をつくっていただきたい。そのために、この時点では私は物足りなさを感じています。

ですから、よければ、どうしても新庁舎に合わせたければ、12月じゃ間に合わんでしょから、さっきも言いましたように、今議会で、今定例会でしたければ最終日までに。それで時間が足りなければ臨時会でも開いて、それまでにやっぱり集約していただいて、再度提案していただきたいというふうに思っています。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 済みません、老人ホームのことをこだわるわけですがけれども、それはやっぱり以前から話があったかもしれません。私はちょっとそのことを、12年ぐらいからというのは承知しておりませんが、やっぱりあそこは50人の命があるわけですね。入所者が50名近くか。48名かもしれません。それぐらいの命を預かっているわけです。その日その日にお年寄りややっぱり容態も変わってくるわけですね、体調も。やっぱりそこを判断をしていかなければならない。そして、それはやはり1係長とか担当ではなかなか難しいんだという議論もあっていたのは間違いありません。そういうこともやはり検討する必要があると。いや、これはわかって

いただきたいという面で説明したわけです。やっぱり組織の改編をしませんとか、そこはその支障になっていますということではないです。

だから、やっぱり民営化というのは一つの方法として話があったかもしれませんが、それがここまで練ってこられたかどうかはわかりません。ただ、そこはいろいろ難しかった点もあったかもしれませんが。やっぱりこれがそう言うてはいられないという時期に来て、きちんと、ことは内部ですね。職員から説明を今している、そういうことがあります。入所者にも少し話をしているということがあります。そういう具体的に動いているのも間違いございません。その平成12年から何もことしまで全然変わっていないかという、そうではありありません。具体的に動いている部分もございませう。意識が変わっている部分もあります。やっぱりそういうことは説明をしておきたいというふうであります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。最後に漏れておりましたので。

先ほどはこういった改革そのものでしたが、この機構の中に一つだけ、これは意識にかかわる形ですので、これだけは尋ねておきます。

企画が持っておりました山の都づくり推進室、これが眠っておったということをおっしゃいました。それならば、今度変わって商工観光のほうでこれを受け持つ。つまりここは職員の意識の高揚、意識がどうあるかということにかかわってくる。なぜこれが休眠、先ほど町長のほうにも少し提案の中にあつたと思ひますけれども、果たしてこれがまたこのままの状態ではいけない。これはその姿勢だけはしっかりとした形で答えていただきたい。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 山の都づくり推進室、所期の目的は先ほど申し上げました。それで、何で動いていなかったかといいますと、これは兼務をさせていたわけですね、当時の振興係長に。業務も御承知のとおり企画は物すごい事務量がございませう。動きがとれなかった、実態として。それが私は原因だというふうに思ひます。それで、ことは推進室のほう、室長を新たに設けて、フリーで、今までの事務を兼務ということではなくて、それを離して新たな動きをしてくれということで今働いていただいております。それもさっき申し上げた集落営農の今後課題であらう、組織化の次に課題となるであらう経営や運営面、これについて勉強してくれと。そして関係機関、特にJAですね。それとか、そういう生産、販売、直でやる団体もございませう。そういうところの意見、商工会、そういうところと綿密な連携、そして先進地の研修なんかも踏まえて、そういうことを実際、今やっけていただいております。

そういうことで、決してこれが同じ結果を生むということじゃございませう。今動かしておりますので、期待をしていただきたいというふうに思ひます。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 全ての改革の中で、総務課長もきのうおっしゃいましたように、実働していただく。この実働が非常に大事なことであるということです。これは恐らく意識から出てくる

ことです。先ほども言いましたように、この分散した中で、今、一番非常に分散した中で心配していたのは、職員間の意識が、お互いの横の連携がとれていなかったという部分は否めないだろうと、私たちから見た場合はそう思います。そういったことで、こういった機構があったならば、必ずこれが実働して、そして横の連携を密にさせていただくことが一番大事なことではないかと思っております。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 答弁は要りますか。

○10番（稲葉富人君） 要らない。

○議長（中村一喜男君） 6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） まず、結論から申し上げますと、この36号議案には賛成をするものであります。

町長から不断の見直しという言葉がありました。行政改革と申しますのは、常に動いておるといふふうに考えております。今回の提案はその第一歩であると思っております。この後においても財政問題を含めた行政改革の論議を執行部と議会がキャッチボールをしながらしていくことが非常に大事であると思っております。

議会の答弁で、キャッチボール、キャッチボールという言葉が何度も出てきますが、本来、執行部と議長が相談をしながら全員協議会を開催し、常に全体論議をしていってほしい。そういった中で本来の機構改革が上がってくるというふうに思っております。

そのことを申し上げまして、この案に賛成をします。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 要望しておきます。私は不断の改革というのは、28年と区切ったから、それまで全く見直さないということではなかろうと思えます。きょうの論議を聞いておると。

それと、私どもはこの行政改革、機構改革をどういう視点ですか。これはトップに書いてあるように住民ニーズに迅速に答えていく。とにかく川下からの改革、これが大事なんですね。川下からの改革。町民側からの改革。

そういうことを考えますと、さっき町長からもちょっと出ましたが、逆に改革イコール課を減らすということじゃなくて、増設する課も出てくるかもしれませんよ。私は、福祉課なんかは、健康福祉課は約70億近くの予算を執行しているんですよ、ここで。仮にここに老人ホームが加わったりするとなれば、あるいは民営化すれば加わらないですが、しかし、やっぱり移行期間もありますから、そういうことになれば、ここは二つぐらいに分けなければ対応できないんじゃないか。そういう考えすら起きてきます。

だから、機構改革イコールスリム化じゃないんですよ。どう住民ニーズに答えるか、的確に答えるかという組織をどうつくるかなんです。だから、それは川下からの発想じゃなきゃいけないということです。

そしてなおかつ、そこには最小の経費で最大の効果を生んでいく、そういうものを不断の努力で見直していく。我々議会もその辺については、今度の問題については大変責任があると思いま

す。6月、せっかく素案が示されました。方針も示されました。それまで私どもは全く論議なしに今日まで至ってしまいました。私は、きょうの論議を十分執行部が踏まえてもらうならば、誠にこれには応えていってもらえるだろうと思うんです。それを前提にして、やっぱりこの時点ではどこからか始めなきゃなりませんので、やっぱり改革の第一歩として、これは現実的にはベターだというふうに思っておるところです。川下からの発想をもう一つ、つけ加えておきます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 4番、後藤です。

きのう発言いたしましたけれども、今回の機構改革、行財政改革につきましては8番議員のほうからも話がありましたように、一気にやっぱりその気持ちを見せるというようなことも大切かというふうに考えております。庁舎ができるということはもう数年前からわかっていたわけです。課の構成等を見てみましても、農業委員会に関しましては、もう弱小の人間でやっているところでもあります。福祉課においては、本当に、12番議員が言われていましたように、非常に膨大な予算と膨大な人員を抱えているわけです。

ただ、農業委員会の関係で申しましても、これは農業委員会の農政課のほうと一緒にやってやったほうが、連携もとれるし、いろんな形でスリム化ができるというふうに考えておきまして、そういうところの議論はなかったのか。そういうところを、まず、何もかんもしなさいというわけじゃないですけども、やっぱり、今回できることは、7番議員が言いましたように、ちょっと時間を置いて、こことこことこだけは何とかスリム化して町民サービスができるというようなことをぜひ議論していただきたいと。ここで、はい、そうですかというのじゃなくてですね。

ただ、町長のほうから浜美荘の話が出ましたけれども、これは7番議員、町長とやりとりがありましたけれども、ほかの町村を調べてみますと、命の大切さというのもわかりますけど、課長じゃなくちゃできないということじゃないと思います。当然ほかの町村も係長クラスでやっておりますし、一人一人が人間の、人の命の重さもわかっております。

そういうところを踏まえながら、再度、若干でもいいですから、この本当の気持ちを見せる意味でも、ちょっときょうじゃなくて、会期中の中でも、もう一つ見直すところがあるならば、これだけ議論したわけですから、姿勢を見せて、何とかもう一段ステップアップするという意識を見せてほしいというような意識はないものか。非常にそれが聞かれないのが、しゃにむにごり押しで、いや、これでいきます、これでいきますというのはいかがなものかと思えますし、これだけ議論したわけですから、ぜひそのところを理解していただきたいというふうに、答弁は結構ですので、思います。よろしくお願いします。

○議長（中村一喜男君） 答弁はいいですか。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 後藤議員、ごり押しという言葉が使われましたけれども、決してごり押しじゃないと。十分な論議を、私どもは職員間で論議をして、そして、それは担当係、担当職員までしっかりおろして論議をしたものであります。そして、自信を持って提案する。これなら

いけるということを論議して、そして提案をしたわけでございます。

その意味で、これは軽々に、やっぱり何かの重大な瑕疵があると、これならやっぱり再検討ということではありますが、これは前向きに進めているわけでございます。その辺は御理解をいただきたいと。1歩でも2歩でも進めたいと、そういう気持ちから提案をしているわけでございます。決してごり押しでございませぬので、何とか御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そうなんですよ。12番議員も言いましたけど、考えているところは一緒なんですけれども、執行部で議論して出してこられた。議会できのうも話した、きょうも話した中で、これだけまだ意見が出る中では、いま少し冷静になって、いま一度、考えてみられたらいかかなということをおもさっき申したところです。この時点でという話ですけれども、この時点でなくても、きょうでなくても、少し、いましばらく時間を置いて、再度、議会の中でのあった、執行部だけで積み上げた意見でなくて、議会も踏まえた中での意見を取り入れながら再考いただきたいというふうに思っています。

答弁があればいいですけど、なければいいです。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 私も1年もたっておりませぬので、行政の中身については、仕事はなかなかわからないわけではありますが、ただ、住民、町民の、先ほどおっしゃいましたが、目線なりなんなり考えた場合、やはり役場の課の数じゃないと、仕事は課の数じゃないというのはわかります。しかし、本当に今出ておりますように、見直しとかなんとか、そういったものをびしゃっと盛り込んだ形を住民に知らせるためにも、また、課の数が一つしか減っていないというようなことを必ず町民の方はおっしゃると思います、見られたときにですね。ですから、ずっと話が出ておりますように、何か町民、住民の方に理解を得られるような改編、それをまず考えていただきたいし、さっきから出ておりますように、ちょっと時間を置いて、再度お諮りをさせていただくならばというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 江藤議員のほうも、藤原議員のほうの申し述べられることは十分にわかっております。先ほどの繰り返しもなるといけません、課の数じゃないと、今、藤原議員がおっしゃったとおりであります。やはり本当にサービスを考えるなら、課の問題じゃなくて、どれだけ住民の負託に応えられるかということ、最善の対応をすると。少ないかもしれないと思えばそれを設置するということが、やっぱり住民ニーズに対応する。これも大事なことかと思えます。

ただ、行財政改革といえば、やはり課の数も考えているよということもあります。きのう話がありましたように、厳しいところは従前10課あったところが5課くらいで頑張っているよという話もよくわかる話であります。やっぱりそういうアピールもしながら、住民の方たちに理解を求

めていくということも、それも必要であるというふうに考えます。

御承知のとおり、ことしは第2次の総合計画を策定する年であります。ここにも、最後ではありますけれども、山都町の行財政改革という、今までにない一つの大きな項目を設けて、そこに示しをしております。そこで、やはりこういう、特に組織のことですから、人件費なんて物すごく大きな要因でありますけれども、これをどのぐらいにこの町が将来持っていくべきだ。そういう議論もしながら、やっぱり住民の方には理解を求めていくということも必要だろうというふうに思います。

だから、今回の総合計画の策定、これは本当に私は期待をしているわけです。そういう議論の中で、本当に行政体というのはどういう、役場の組織というのはどういう規模であったほうが適当なのか。どういう体制でなければならぬのか。そういう論議があって行財政改革の大きな長期計画というのが策定されると思います。やっぱりそういうことを積み上げた上で、町民の方に説明をしていく。そして自分たちみずから、役場も当然のことながら、やはり意識改革とともに経費節減に向けて頑張る。そしてその痛みも何とか協力いただけないか。これだけをサービスの低下にならないためには、一つの方法として、先ほど自治振興区の問題も上げました。自治振興区でもこういう対応をしていただけないか。そういうお願いをしながら、やはり役場の体制というのもスリム化に向けて縮減をしていかなければならないというふうに考えますので、そういうこともあわせ持って考えているわけでございますので、何とか御理解をいただきたい。ごり押しではございません。それも重ねて申し上げながら御理解を求めたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） ずっと議論を聞かせていただいてきました。確かに6月に素案が出ていて、私もそのことについては、日常からいきますと、余り詳しく見ていないのは正直なところですね。今回のこういったことになりまして、きのう全協というものがありません。そんな中で、きのう話していたことが、きょう、こういうふうな形でまた出されて、しかも、先ほどの不断のところがつけ加えられていることは私も評価したいと思います。そして、何よりきょうは、町長は頑張って、私、今までで一番大きい声で答弁をされているんじゃないかなというふうに思っています。その力の入れ方、そしてその意気込み、そういったものは本当に認めていきたいなというふうに思っているところです。

ただ、やはり先ほどから何回も出ていますように、きのうのきょうで、きょう、これを採択して、また、もしかしてこれが否決ということにもなりますと、またまた何かその議会とその執行部のひずみといいますか、そういったものが深まってくるような気もいたします。

私としては、本当に皆さんが働きやすい、そしてそれが住民のサービスにつながっていく、それが一番望まれるところだと思います。改革の目玉といいますか、ちょっと足りないかないところもあるんですけれども、先ほど来のその不断の見直しというようなところで、不断のこのつけ加えてはいただきましたが、やはり皆さんが心配していらっしゃるように、それがいつ見直しをするのか。やっぱりその期限を切る必要もあるんじゃないか。そういったところの、い

つつままでにこのことを取り組みますということをお願いしていただく。そんなことを、きょう、また急に今この場で考えてくださいということではないでしょうから、やはり先ほど来、ほかの議員さんもおっしゃっていらっしゃるように、今議会の最後、あるいはまた臨時議会を開かれるなりをして、必ずこういうふうな手だてでやっていきますよということを示していただきたい。

じゃないと、本当に今まで、江藤議員もおっしゃったように、今まで10年かかってできていないものが、これから先の10年間でまた片づくのかと。もちろん総合計画なりなんなり、今大きく見直さなくてはいけない時期ではあります。それに向かってもっとみんなが気持ちを一つにして、この町をよくしていきたいという気持ちは本当に皆さん、変わらないものがあると確信しておりますので、きょうのように町長が本当に大きな声で胸を張って、この町をこうしていきたいということを強く語られれば、そして会議を重ねて、キャッチボールというような言葉もあっていますけれども、やはり私は、まず、この組織のあり方とか、そういったのは本当に不勉強で申しわけないですが、やはりもっとそういった、きのうのような、全協のような会議とか臨時議会であるとか、大事なことはこういうふうにして、直で顔を見ながら話し合いをしていく。気持ちをわかり合わせていく。そんなところに解決の糸口を見つけていく。そういった段階が必要じゃないかなというふうには強くきょうは思っているところです。

そういうふうな御提案というか、別に答弁はあれですけども、もう一度、この不断のというふうなところの文言、そしてその他の健康福祉課以下のところですね。私も気になっているところが幾つかございます。そういったところを、いついつまでに、28年の4月であるなら、4月までにはもう一度ちゃんと見直していくのであるというふうなことを、皆さんお忙しいので、その不断のとか、順次こう見直していきますというふうなことをおっしゃっても、多分、日常的な業務にそれは流されていきやすいものではないかというふうに思います。なので、はっきりとそういった日時というか、期限を切るというふうな、これまでにこうこうこういうことをやりますというようなことをもう一言添えていただければ、判断材料になっていくのかなというふうなことを思っております。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 日ごろが小さな声で申しわけございません。大きな声で言っているのは私の意気込み、そのとおりであります。先ほども繰り返しているとおおり、28年の4月1日、これはうちの職員の退職等々を考えて、一番適当な時期だと私は思っているから、それを申し上げたわけであります。

先ほども申し上げたとおり、希望退職も募っておりますけど、それはいろんな事情があつてなかなか出るわけではありません。そして、それにやっぱり職員さんの対応、定員適正化計画というのがあつて、定員管理もきちんとやっております。そういう中で考えていかなければならない。11人やめるから11人も減りますという問題じゃないです。やっぱり層をつくって、二人か3人は雇っていかなければならない。これは一般事務の話ですよ。

そういうことで考えておりますので、時期の明言は、私は今しているということによろしいでしょうか。そして、そのためには相当な事務量が要ると、回数が要るんです、検討のですね。こ

これは職員がこれでやれるんだという、やっぱり体制づくり、考え方の根本から変えなん部分もありますので、今までの従来のやり方とはがらりと変える部分も出てきますので、その辺の時間が要る。そこら辺を考えたときに、簡単に変えられる。課を係になすとか、そういうことについては簡単に、そうならんことはありません。ただ、それについて、そしたらその部署にある、関係される団体の方がそれでオーケーなのかどうなのかとか、そういうことも考えなければならぬわけですが、実施する側としては。ここで私がこうやりますと言うのは簡単でありますけど、それはなかなか難しいところがあります。やはりその辺の御理解を得る、そしてその辺の対応をどうするんだということも考えなければいけない。それにはやっぱり時間が要るということであります。

まずは全体を考えるとということも、私は当然出てくるんですね。総合支所のあり方ですよ。本所だけじゃなくて、総合支所のあり方も含めて考えた上で本来は提案すべきです、この問題は。でも、それができなかつたわけです。いろんな問題があつて、課題があつて、いろんな意見がございました。庁内外から。内というか、庁舎内外からいろんな意見がありました。その調整がなかなか難しいんです。そういうことを踏まえて、町全体のことを考えて出したかつたんだけど、それができなかつた。庁舎だけはまずはやろうと。そうでないと、これは庁舎が建つて、旧態依然のままじゃいけないと。それだけコンパクトにもつくっております。いっぱいいっぱいにつくっていません。コンパクトにつくつて、将来の職員数に合わせた庁舎にしておりますので、当然それはやりたかつたんですけど、それができなかつた。全体をですね。総合支所まで考えてはできなかつたということなんです。それはかなりの調整が要るからであります。本来言えば、私は総合支所まで含めて、役場全体の機構改革を提案して、今回はこうだというのが本当だというふうに思います。それができなかつたということでもあります。

そういうことはいちいちございますので、何とか御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、議案第36号「山都町役場課設置条例の一部改正について」は、否決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第37号 山都町総合計画条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第37号「山都町総合計画条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 総合計画の条例制定について御説明、御提案申し上げます。

議案第37号、山都町総合計画条例の制定について。山都町総合計画条例を別紙のように定める。平成26年9月4日提出、山都町長。提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が平成23年8月1日に施行され、地方分権改革推進計画に基づき、市町村基本構想の策定の義務づけが廃止されました。そもそも基本構想は自治体経営の基本であり、まちづくりの基本的な理念であります。このたびの第2次山都町総合計画の策定に当たり、町民の理解と協力のもとにまちづくりの基本的な施策を推進していくため、この条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

総合計画につきましては、提案理由のとおり、地方自治法の改正法が5月に公布され、8月に施行となったところです。これに伴い、市町村基本構想の策定義務というのが法律上は廃止されました。そのために基本構想を策定するか否かは市町村が判断するということとなります。町議会の議決を含め、基本構想を策定する際の手順について市町村が決めることというふうになりました。

今般、総合計画の策定を行っておりますけれども、山都町におきましても、この地方自治法の規定に準じて、総合計画について議会の議決事項とするために今回条例を制定するものであります。この地方自治法の規定と申しましたけれども、地方自治法96条の第2項というものに、地方自治体は条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会に議決すべきものを定めることができるという項目にこの規定を使いまして、今般、総合計画につきましては議会の議決をいただくというものにしようということでございます。

なお、行政報告で策定中の総合計画の概要は申し上げたところでございますけれども、この条例を議決いただいた上で、第2次山都町総合計画につきましては後の議会において上程したいと思っております。

では、条例案をごらんいただきたいと思います。

山都町総合計画条例をここに公布する。平成年月日、山都町長ということでございます。

以下、目的。第1条が目的でございます。この条例は総合計画の構成、位置づけ並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、町民

に対し、総合計画の策定過程を明らかにし、かつその策定への参加を進め、町民の理解と協力のもとに総合計画を策定し、もって山都町のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とするということでございます。

以下、第2条を用語の定義。

第3条では、総合計画は基本構想と基本計画であるとしております。また、これは新たな位置づけとは思いますが、第2項で、分野別計画の策定に当たっては総合計画との整合性を図るようということ規定いたしました。分野別計画、たくさん持っておりますけれども、総合計画を上位計画として整合性を図るようということ位置づけたわけです。

第4条は策定方針でございます。総合計画の最上位性と実情反映、町民の意見反映を方針といたしております。

また、第6条が、議会の議決をお願いするということとなっております。

その他、構成上必要な条項については以下の条にうたっております。

別紙で補足説明資料をお配りいたしました。こちらの補足説明資料をごらんいただけますでしょうか。別紙でお配りいたしております。三角のピラミッド形が見えるものをお出しいただけますか。ちょっと補足説明とさせていただきます。

この左側のピラミッド状の図のとおり、基本構想及び基本計画を総合計画と言うこととなります。一般的には実施計画まで入れて総合計画と言っておりますけれども、議決事項といたしましては基本構想、基本計画としたいと思っております。本来はこれまでの国の義務規定からも基本構想だけを議決事項としておりましたけれども、この前お配りしました項目だけではなく、それを具体的にどう目標値化なり、どう取り組むかというところまで議会にぜひお示していこうという思いであります。

実施計画につきましては毎年のローリングでございますので、議決事項ではございません。

また、右側に分野別計画というものを拾い上げておりますが、もちろんこれだけでございません。毎年計画が変わったり、廃止されたり、策定されたり、継続したりしておりますが、こういった分野別計画との整合性、反映、リンクを目指していきたいと。これは先ほどからも議論になっております事務事業の見直しや、そういった行政改革に寄与するものにこの総合計画を持っていきたいという意味で表記したものでございます。

以上、条例案と補足資料の説明をさせていただきました。条例案の御審議についてよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 済みません、今の補足説明資料の件ですが、農林振興課の農業振興計画、これについてもこの分野別に入って議会の議決を得るということですか。

○議長（中村一喜男君） 企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） 失礼しました。分野別計画につきましては議決事項でござい

ません。分野別計画とこの総合計画はリンクして、常にチェックを図っていきますということで、議決事項はあくまでも基本構想、基本計画の総合計画部分でございます。分野別計画はそれぞれの担当課なりがつくっていったって、それをリンクして考えていきますという、これからのやり方のイメージ図でございまして、議決事項ではございません。

済みません、議決事項は基本構想、基本計画のみになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「山都町総合計画条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 平成26年度山都町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第38号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第38号、平成26年度山都町一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、歳出から説明をいたします。補正予算書の11ページをお開きください。

まず、2款総務費1項総務管理費1目の一般管理費からです。補正額を188万6,000円といたしております。内容としまして、報償費に27万円、これはメンタルヘルス等の相談員の謝金を今回計上したところでございます。需用費の50万円はその新庁舎用の職員の出退勤の管理用カードを今回購入する予定でございます。それから13節の委託料でございます。公共施設等の総合管理計画作成支援業務委託料ということで111万6,000円でございます。これにつきましては公共施設の全体を把握し、更新、統廃合、長寿命化を計画的に行うことで財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設の最適な配置を行っていくということで、この策定につきましては2分の1が特別交付税のほうで措置をされるというふうになっております。

文書情報費でございます。98万1,000円です。地方公共団体情報システム機構負担金ということでございます。これは番号制導入に当たって整備が必要となる中間サーバーの整備経費でございます。これにつきましては910万円、社会保障税番号制度のシステム整備費国庫補助金が充当されております。これは当初予算で実は番号制度システム改修費を961万2,000円計上しておりま

すので、今回の98万1,000円と合わせて910万円が交付されたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

財産管理費が389万4,000円の補正予算計上でございます。委託料の169万4,000円です。町有林の整備委託料でございます。これは積前団地の雪害被害によります再造林の今回委託料でございます。工事請負費が160万4,000円でございます。町有建物の解体工事費、町有地の補修工事費ということで計上をいたしておるところでございます。財源としまして8万9,000円が低コスト植栽実践事業の県補助金でございます。これは積前のコンテナ苗購入に係る補助金でございます。それからその他の415万4,000円です。これは森林国営保険の保険金が今回入りしましたので、この分をここに充当したということでございます。

あけて12ページをお願いいたします。6目の庁舎管理費66万3,000円、これはコピー機リース料ということで、これは新庁舎のコピー機リース料につきまして今回計上いたしたところがございます。

16目が小水力発電施設事業費16万2,000円の補正でございます。電力計量の計器取りかえ改修費でございます。検定有効期限が平成27年の2月末で終わりますので、これはことし11月に予定しております機械点検の整備にあわせて改修を行うというものでございます。

18目の地域振興費50万円の計上です。海外派遣事業助成金でございます。これは矢部高校で栽培されております米を海外の消費者に販売するというところでございまして、その過程と流通のシステムを学ぶということを目的に、それとあわせて山都町のPRも行っていきたいというふうに考えております。矢部高校生を2名、それから引率を2名ということでの派遣研修を考えておるところでございます。時期的には11月の中旬から中旬、場所としましては台湾の台北市の百貨店の催事場で行われますものに、その生徒による販売、それから実際に試食をしてもらって、来客者の前で精米をして、学生がデザインした袋に入れて販売をするというふうに考えておるところでございます。

それから、2款の徴税費、賦課徴収費でございます。これは標識デザイン審査員謝金でございますけれども、いわゆるご当地ナンバーと言われるものでございまして、原動機付自転車等のナンバープレートですね。これをデザインの審査員謝金ということで1万5,000円計上しておりますけれども。デザイン自体につきましては、郷土への愛着と税に対する関心を持っていただきたいということで、矢部高校生からデザインを募集したいというふうに考えておるところでございます。それらの経費に事業費28万円も計上いたしておるところでございます。今回は標識代として500枚を予定をいたしております。それから、委託料は滞納整理の支援システム改修委託料でございます。延滞金の適正な補足を目的に今回システムの改修を行うものでございます。

3款に入りまして社会福祉総務費でございます。負担金補助金としまして200万円、合併10周年記念事業助成金として計上いたしております。これは提案理由にも書いてございましたけれども、矢部高校を中心とした教育環境の創造と、町民一人一人が心と体の健康づくりを考える場を提供したいということを中心に、健康づくり、介護、進学、就職等、町が抱える課題等、その解決に向けた糸口をわかりやすく、また共有する場も持ちたいということで、まだ仮称ですけれど

も健康フェスタということで、開催日を矢部高校の文化祭の11月8日に合わせて計画を今しているところでございます。それから、次の23節の14万6,000円と、その下の894万4,000円につきましては、平成25年度の国県負担金等の精算に係るものでございます。

あけていただきまして、14ページです。4目の隣保館運営費ということで97万2,000円を今回計上いたしております。これは第28回の部落解放熊本県研究集会が本年度は益城町を中心に主会場に11月22日と23日の両日開催が予定されております。その参加に係ります資料代等の経費、それから負担金を計上したところでございます。

続く、15ページの老人福祉施設費でございます。37万2,000円です。需用費としましては28万2,000円、これは清楽苑の玄関の修繕料が含まれております。それから委託料としまして9万円、廃棄物の処理委託料でございます。高齢者生産活動センターの断熱材等の処理委託費でございます。

7目の保険事務費です。繰出金としまして613万6,000円です。平成25年度の介護保険特別会計の事務費の精算に伴います繰出金が今回計上いたしたところでございます。介護予防費も主に修繕料を含めて18万4,000円計上いたしております。大久保高齢者共同住宅の浄化槽漏水の修繕でございます。

続きまして16ページをお願いいたします。中段の3款2項の1児童福祉総務費でございます。まず、報酬としまして36万5,000円、子ども・子育て会議の委員報酬ということと、それから、その報酬に係ります費用弁償を計上いたしております。当初計画の開催回数を、委員数の増によりまして今回不足分を計上させていただいたところでございます。その他の31万1,000円は養育医療費の保護者負担金を充当いたしているところでございます。

続く4款の保健衛生費、保健総務費でございます。まず財源のほうですが53万1,000円、自殺対策推進事業の補助金でございます。それに係る経費、報償費は自殺対策事業の講師謝金ということで、ゲートキーパーの研修ですとか、PTAの講習会の開催を予定いたしております。

17ページの環境衛生費でございます。まず、負担金補助金といたしまして102万2,000円です。小規模水道施設の整備事業補助金です。これは蘇陽の塩出迫地区の水道組合と、それから清和の仏原地区の2件の、いずれも給水に非常に支障を来している状況でございますので、今申し上げました塩出迫地区、仏原地区の2件につきまして今回補助金を交付するものがございます。繰出金は簡易水道特別会計の繰出金でございます。

続く、4款2項のし尿処理費でございます。需用費に800万円を計上いたしておりますけれども、これは硝化膜の、いわゆるろ過膜が今回交換をしなくちゃいけない。これは2年ごとに交換が義務づけられておりますので、800万円、今回その硝化膜というものの取りかえですね。これにつきまして計上させていただいたところでございます。

続く、3目の最終処分費です。公有財産購入費として466万2,000円です。最終処分場の建設予定地の購入費でございます、共有分の7名分を今回計上いたしております。面積としまして約708平米でございます。

続く18ページをお願いいたします。5款1項3目農政費でございます。13節の委託料、15節の

工事請負費、18節の備品購入費の50万円につきましては、いずれも鳥獣処理加工施設関連の経費でございます。これも提案理由等で、また一般質問等でもございましたけれども、イノシシ等の解体処理並びに精肉加工を行い販売することを目的に今回建設を計画いたしているところがございます。鳥獣被害防止の効果と特産品化ということを期待して今回計上いたしておるところでございます。これによりまして、現在、自家消費ですとか埋設、これが処理のほうに回るということで、衛生面でも非常に期待を持っているところがございます。財源としましては1,145万円が計上いたしておりますけれども、この中には複数入っております、鳥獣被害防止の、申し上げました、今、総合対策事業の県補助金ということで825万円が鳥獣被害防止対策事業の補助金でございます。

あとは、くまもと茶魅力発信支援事業の県補助金が15万6,000円、これは備品購入費に15万6,000円そのまま充てております。蘇陽支所への給茶サーバーの設置を考えているところがございます。それから、耕作放棄地解消緊急対策事業ということで、補助金が76万6,000円。これも18ページの一番下になりますけれども、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金にそのまま充てられております。今回は6名分、約2万6,000平米についての対象を主として補助金を交付するものがございます。それから、くまもと土地利用型の農業競争力強化支援事業の補助金227万8,000円、これにつきましても19節の負担金、補助金の中で同じ金額が計上されております。峰集落営農組合のコンバイン導入ということでございます。それから、19節の同じところに、阿蘇農協トマト選果選別システム導入負担金というものが111万円です。これはJ A阿蘇でトマト選果選別システムの更新を今回行われますということで、全受益者が72名いらっしゃいますけれども、蘇陽地区関係者の方が8名いらっしゃいますということで、その全体事業費の割合につきまして、生産者数と面積別によって算定された金額を今回、町が負担するというところがございます。

それから、続く19ページです。14目の単独土地改良費200万円を計上いたしております。農林振興補助金ということで、農道整備や水路整備に係るものということでございます。

21目の多面的機能支払事業費378万9,000円を計上いたしております。これは財源にありますように、多面的機能支払推進交付金そのまま委託料として計上しておるところでございます。耕地の状況調査を予定いたしております。委託先は清和資源を予定しているところがございます。

それから、続きまして25目の人・農地プラン事業費です。これも国県支出金財源のところは1,650万円、青年就農給付金ということで計上いたしております。そのまま金額が19節に計上いたしておるところでございます。平成25年度の継続分、追加分6名ですね。それから平成26年度が新規に2名と2組の夫婦分ということで1,650万円を計上したところがございます。

続く、5款2項2目の林業振興費です。負担金、補助金に4,354万8,000円です。農林振興事業補助金に94万5,000円、特用林産物施設化推進事業補助金に4万6,000円、稼げる竹林整備推進事業補助金に48万2,000円、強い林業・木材産業づくり交付金事業補助金に4,207万5,000円でございます。特用林産物につきましては、J Aかみましきのシイタケ乾燥機等の導入でございます。それから、稼げる竹林につきましてはモデル竹林整備ということで、たけのこ園の整備ですね。これもJ Aかみましき、場所的には金内と白小野の2カ所が計上予定でございます。それから、

強い林業・木材産業づくり交付金事業補助金、これは緑の産業再生プロジェクト促進事業の中の高性能林業機の機械導入に対します補助金でございます、大窪産業が導入予定しております、林業用のトラック、それからバックホウ等の導入経費のうち県の補助分を計上いたしております。特定財源のところは4,259万1,000円、計上しておりますけれども、このうち4,207万5,000円、歳出同額の金額が今回補助金として県から流れてきております。

続く20ページをお願いいたします。5款2項の3目林業土木管理費です。林道補修工事費に850万円計上いたしております。2分の1の補助が森林・林業木材産業基盤整備補助金ということで425万円が計上されております。菊池人吉線ほか7路線に係りますカーブミラー等の設置工事を今回予定いたしております。

それから、山のみち地域づくり交付金事業費でございます。トータルで2,870万円の今回減額をいたしておりますけれども、26年度、この交付金事業の決定額の減によりまして今回マイナス計上したところでございます。当初は6,700万円計上しておったのですが、決定額が4,000万円ということで参りましたので、その分に係ります役務費、工事請負費、公有財産購入費ということでそれぞれ減額をいたしているところでございます。

続く21ページの6款商工費2目の商工振興費でございます。まず、工事請負費としまして43万2,000円、馬見原交流広場の整備工事です。この交流広場が雨天時に雨水がたまるということで、非常に使い勝手が悪いということで、今回は舗装工事を実施するものでございます。それから備品購入費としまして137万4,000円です。これは市町村振興事業備品購入費ということでございます。これにつきましては、登山や水遊び等々、自然体験型観光を町としても進めておりますけれども、この安全性を高めるための用具の購入を計画いたしております。トランシーバーですとかライフジャケット等、内容的にはそういったものを購入する予定でございます。この補助金としまして、その他に90万1,000円、計上あっておりますけれども、これはいわゆる宝くじ助成というものでございます。

それから3目の観光費、負担金、補助金が100万円、それぞれ熊本県上益城、宮崎県北部地域県境連携事業負担金に70万円、南阿蘇観光PR物産負担金に30万円ということにしております。この最初に申し上げましたものは、五ヶ瀬とか日之影、延岡市等と連携をしながら、平成26年度は各地区のウォーキングコースを集約した広報ツールですとか、馬見原、日向往還宿場町の案内標識の設置等を今回は計上いたしておるところでございます。その事業の負担金ということでございます。それから、次の30万円の南阿蘇観光PRにつきましては、これは参加町村につきましては南阿蘇村と本町でございます。これは山口県の下関市で開催予定の物産展等のイベントに、パネルですか、町の魅力を知ってもらうということで、今回30万円の負担をもってPR活動を行うということでございます。

4目の観光施設費です。工事請負費に130万円。これは清和物産館の空調設備設置工事費です。備品購入費に330万円。観光施設用の備品購入費ということで、主に清和物産館等の老朽化や故障によります備品でございます、非常に運営に支障を来すような、冷蔵のショーケースですとか、陶芸体験用のガス炉が今回壊れたということで、修復がちょっと難しいということで、今回

新たに購入を予定したものでございます。

続きまして22ページをお願いいたします。7款2項の2目道路維持費でございます。補正額を5,050万円といたしておるところでございます。右の11節から16節までがその町道の維持管理に係る経費ということでございます。それから道路新設改良事業費に2,550万円です。町道改良工事というふうになっておりますけれども、これは山神山線という道路の改良工事でございます。土木事務所の前の道から上に上がっていく道路でございますけれども、この山神山線の改良工事を計画いたしております。

7目の社会資本整備総合交付金事業費でございます。これは950万が合併工事委託料が確定をいたしまして、この分を町道改良工事、これは長谷線のほうに振り替えるということにいたしておるところでございます。これは高速道路のインターチェンジに係ります平成26年度の合併工事が今回確定をいたしましたということで、その振替を行ったところでございます。

自然災害防止事業費につきましては今回800万円の計上をいたしております。道路防災工事ということで優先順位の高いものからこれは工事に入っていくということでございます。これにつきましては2項の特定財源のところ、まず、道路維持費に4,041万7,000円、道路新設改良事業費に2,550万円の、計の6,591万7,000円の財源を充当しております。これはがんばる地域交付金というものでございまして、これは昨年度の地域活性化・効果実感臨時交付金ということで、いわゆるアベノミクス効果の全国への波及を目的に、財政力の弱い市町村に対して25年度補正予算で創設をされたものでございます。今回、8月の中旬に内定が出たために、今回計上いたしました。使い道にしましては、原則、建設地方債の対象となるものとなっておりますので、しかも地方単独事業というふうに対象となっておりますので、今回、道路維持費と道路新設改良事業費に充当いたしたところでございます。

それから、7款4項1目の公営住宅等管理費でございます。それぞれ修繕料と13委託料の116万6,000円を計上いたしております。公営住宅の長寿命化改修工事の設計委託料に105万4,000円を計上いたしております。これは小原B団地の5棟18戸に係る設計でございまして、これはこの設計によりまして、平成27年度の社会資本総合交付金事業にて工事を予定していきたいということで計画いたしております。

続きまして、24ページです。9款の2項小学校費、続く3項の中学校費につきましては、同じ金額、備品購入費として理科備品の購入費30万円を計上いたしております。これは特定財源の欄にそれぞれ15万円ずつ計上いたしておりますけれども、学校教育設備の整備費補助金ということで2分の1補助がございまして、これが今回決定、内定しましたので、その部分、今回それぞれ計上いたしたところでございます。

9款の4項社会教育費の図書館費につきましては、寄付金が1万円今回ございましたので、その分の財源を充当したところでございます。

25ページの10款1項の1目現年度農業施設災害復旧費でございます。6月豪雨と、それから8号台風によりまして、農地が2件、それから施設が5件、被災をいたしましたので、これらの復旧経費を今回計上したところでございます。補助金としまして農林水産施設の災害復旧費補助金と受

益者負担金の100万2,000円を計上いたしております。

それから、26ページから以降は、今回補正をしました嘱託職員の報酬に係る給与費明細の変更を行っているところでございます。

続きまして、歳入は6ページからになります。

それぞれ歳出予算の財源として説明をいたしましたものにつきましては省略をさせていただきます。

説明をいたしましたもの以外につきましては、6ページの一番上の11款の地方交付税を今回80万8,000円計上いたしました。

また、9ページ、19款の繰入金です。介護保険特別会計の平成25年度精算に係ります繰入金を719万7,000円。

続く20款繰越金は平成25年度の決算が確定しましたことによりまして、その確定額に合わせ、今回繰越金を6,815万8,000円を補正をいたすものでございます。

続く10ページの21款諸収入の3目過年度収入につきましては、平成25年度に発生しました災害に係ります県補助金が本年度入ってまいりましたので、その分を過年度収入ということで受け入れるものでございます。

それでは、表紙の次をごらんください。

平成26年度山都町一般会計補正予算。平成26年度山都町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億5,400万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年9月4日提出、山都町長です。

以上で、一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村一喜男君） 議案第38号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時0分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第38号の説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 2点ほどお願いいたします。

22ページです。道路維持費で5,500万円の補正が組まれておりまして、補助が4,000万円強ついております。補助事業であると思っておりますが、この中で、原材料費で1,150万円、道路維持用の原材料を購入するというふうになっておりますが、補助で購入されるのは何かというのが1点です。

それから18ページです。鳥獣加工施設の件でございますが、委託料、工事請負費、備品購入合

わせますと1,700万円強の数字でございますが。まず場所につきましていろいろ話がありますが、鳥獣関係につきましては町全体の対策というふうに考えます。となりますと、屠殺をしてから60分内ぐらいに搬送せんと、その品物は使えんということを今まで議会で何度も聞いてきました。場所については、本町の地図上、中心付近が一番いいのではないかというふうに思っておりますが、いかがかと。それと、今から設計、工事と進みますが、そのスケジュールはどうなっているのか。その間に販路対策はどうされるのか。

まず、その点です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ただいまの赤星議員からの前段の道路維持費関係の御質問にお答えいたします。一度私が、先ほど御説明がちょっとまずくて申しわけないと思っておりますけれども、この4,041万7,000円、それからその下に道路新設改良事業費の2,550万円、合わせて6,591万7,000円は、これはがんばる地域交付金でございます。ですので、これは使い道としましては建設地方債の対象となります地方単独事業というものに充てなさいということになっております。ただ、対象じゃなくても、ほかに地域活性化につながるものはオーケーということで、今回はこの5,050万円と、それから2,450万円、この2事業に対して振り分けたということにいたしております。

○議長（中村一喜男君） 農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問の件につきましてお答えいたしたいと思っております。

御質問の趣旨で、まず場所、それから設計、それからスケジュール、そして販売の対策についてどういうふうになっているかということでご質問をいただきました。

まず、場所でございますけれども、今回、計画で候補として上げておりますのが、菅尾の旧菅尾小学校の調理室でございます。ここの選定に当たりましては、食品衛生法などの法令に基づいた衛生管理ができておる小学校でございます。町有施設の有効利用、それから建設経費等の削減、このようなことを3点を考慮いたしまして、閉校後間もない学校ではございますが、この給食調理室が大幅な改修費を必要とせず最適であると考えまして、また、子供たちに安心安全な給食を提供しておりました調理室ということで、適正な処理、加工ができるというメリットがあるということで設定いたしました。

また、県内の被害防止を目的とした、そういう加工所がございますが、建設場所としまして学校施設跡地や学校の旧寄宿舎など、町有財産を有効活用されているということで、こちらを候補地として上げているところでございます。

また、屠殺から、県のガイドライン等もできておりますが、60分以内の搬入をなささいということで、これは肉の品質を落とさない、その時間を目安として決めてあります。町の中心からするとということでしたが、今回、菅尾の旧小学校の調理室がモデル的になるかと思っております。定着したそういう活動につながり、その後、必要とあれば、またそれぞれの地域につくっていくことも可能かというふうに捉えております。

それから2番目の設計からこれからのスケジュールということでございますが、予算を可決いただきました後、早々設計の入札を始めたいと思っております。設計入札完了後、建設、それか

ら備品等の発注を行い、3月までの竣工を目指しております。

それから、販路拡大の件で御指摘でありました。現在、町でジビエ利用協議会というものを主体といたしまして、町内物産館や飲食店を主体とした販路を拡大するよう協議を行っております。特にジビエ活用協議会につきましては、構成員の中に熊本県、それから熊本県が推奨する流通業者等も入っておりますので、こういうものを活用しながら、特に県の御尽力を仰ぎながら進めていきたいと思っております。

ペットフードとか、それからいろいろ以前から出ておりましたが、こういうところの取引ももちろんまだあってありますし、また獣肉の取り扱い専門業者としまして、三菱食品総合商社、こちら県の後押しがございますが、現在流通は非常に確立されておりますので、このようなところに流していきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） 道路維持費につきましては地方単独事業と同等の考えということではよいですかね。わかりました。

それから、鳥獣関係でございますが、今の答弁だと、モデル的な施設になってくるという話でございますが、他の地域からもそういった希望があればという結論になってくるのではないかと思います。しかし、今、ジビエとかいいましても、なかなか以前のように需要がないと、現状であると思っております。

今回このことを質問しますのはなぜかと申し上げますと、以前、矢部高校で猪鹿鳥カレーというのをつくりました。これはマスコミにも取り上げられまして、大変人気があったというふう聞いておりますし、現在の学校長と話しますと、せっかくつくっても、もったいなかったなという答えでございます。

先般からの一般質問で矢部高校の話が大分上がっておりますが、こういったものこそ、矢部高校と一緒に物をつくっていく、して、矢部高校が売るというふうにしてほしいと思っております。これは要望です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 私もわからんところがございますので質問させていただきますが。

まず、17ページ、この最終処分場の件についてでございますが、先ほどの話では、共有分の7名分ですかね。これが購入するという形で、これは終わりですかね。これで終わりなのか。また、ほかに残っている部分があるのかですかね。

それと、もう一つ、この前から話が出ております、広域的なことが今話が進められておりますね。そこを踏まえた上で、これ、よその最終処分場じゃなくなったときに、ここは町有地という格好で残りますが、この辺の活用のあたりはどういう将来的にお考えなのか。その辺もお聞かせください。

それと、18ページですけど、これも鳥獣処理加工に関してですけれども、私も今まで一般質問

でいろいろと鳥獣加工場のことをお願いしてまいりました。非常にこういうところができればいいなと思って、私も思うとるんですけども。この前、2番議員さんが一般質問の中で、地域から反対が出ておるとい話を聞きました。それで、反対の理由が、説明が遅くなったから反対されておるのか。何かほかにもいろいろ要因があるのか。もし、その辺のことがわかりましたら、ちょっと教えていただきたいというふうに思いますが。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 住民環境課長、江藤建司君。

○住民環境課長（江藤建司君） 最終処分場の問題についてお答えいたします。

今回購入する7名分でございますけれども、1筆18名持ち共有地でございます、そのうちの6筆につきましては、健在者の方のみ登記は完了しております。あと残り12名分につきましては相続登記が発生したということで調査をしてまいったところでございます。その調査の結果、7名分につきましては、そんな複雑な相続の構成になっていないということで、それからまた地元と協議しましたところ、相談ができるのではないかと見込まれますので、今回、用地費のほうを計上させていただいたところでございます。

それから、残りはあと5名分でございます。この相続、もちろん相続登記になるわけですが、これは非常に複雑な様相を呈しておりますので、しばらく時間がかかるのではないかなというふうに見込んでおります。今後、なるべく早い時期に登記まで完了するように努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、広域の関係でございますけれども、広域の協議会が設立されました。4月から入ったばかりでございます、施設のほうの統合についてまでもまだ入っていない状況で、最終処分場につきましてはまだ全然そういった話もございませんし、こちらのほうでもまだ念頭にないといった状況でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 御質問いただきました場所につきましては、前回まだ異論が出ておるといことで申し上げたところでございます。現場説明と申しますか、反対の理由といことでわかればといことでございましたが、出ておりましたのが、やはり御心配されますのが公害問題、これはにおいと、ハエが飛ばないかといことでございます。それから安全がちゃんと確保できているのかと、学校の一部といことで、地域振興につながるようにならんとできるのかと。それと運営をする部分で、それが継続的にしっかりできるのか。また、責任の所在はどこかといようなことで、主な反対といことでいただいております。

○議長（中村一喜男君） 5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 大体のあれはわかりましたけれども、先ほど6番議員さんがおっしゃったように、これはモデル地域となれば、また話は別ですけども、国道筋とか道筋のよかところととれたらいいんですけども、ほとんどが非常に谷深いとか、山とか、そんな格好でとれます。それから、運送あたりもある程度のところまでは非常に時間がかかりますし、その辺が1時

間以内というのが非常に難しいような気がしますし、モデル地区なら、それ以上のことは質問しませんが、その辺を考慮して、頭に置いた案等も一応していただきたいというふうに、これは要望ですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「平成26年度山都町一般会計補正予算（第3号）について」、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号 平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第39号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、議案第39号について説明いたします。

議案第39号、平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）。今回の補正につきましては、平成25年度決算による国県支出金の精算に伴う償還金等が主なものです。

5ページをあげてください。

歳入です。7款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金ということで、補正額613万5,000円。これは事務費繰入金等になっております。これは平成25年度介護保険事務費精算に伴う繰入金ということで613万5,000円。それから、8款繰越金1項繰越金1目繰越金の補正額1億3,238万5,000円は繰越金というふうになっております。

次のページをお願いします。

歳出です。2款保険給付費7項特定入所者介護サービス費3目特定入所者介護予防サービス費で、補正額が20万円です。これは特定入所者の介護予防サービス費の負担金になっております。

それから、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目償還金です。補正額が2,635万5,000円。これは平成25年度国県支出金精算償還金ということで2,635万5,000円というふうになっております。

6款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金、補正額が719万8,000円、28節の繰出金で、一般会計繰出金が719万8,000円となっております。

8款予備費1項予備費1目予備費ですが、こちらのほうは補正額が1億476万7,000円というふ

うになっております。

それでは、表紙をあけてください。

平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算。平成26年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,852万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,119万1,000円とする。第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成26年9月4日提出、山都町長。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号 平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第40号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道課長、甲斐良士君。

○水道課長（甲斐良士君） こんにちは。水道課長の甲斐でございます。補正予算の説明をいたします。

議案第40号、平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、御説明を申し上げます。補正予算の主なものといたしまして、簡易水道施設整備に伴います工事費並びに材料購入費が主なものとなっております。また、委託料及び公有財産購入費につきましては減額にて提案をさせていただいております。

では、今回の補正の内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の8ページをおあげください。

まず、歳出についてでございますが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。補正前の額1億1,532万4,000円、補正額311万6,000円、計の1億1,844万円でございます。財源の内訳でございますが、その他の財源、マイナスの21万9,000円、一般財源333万5,000円です。

続いて、節ごとの説明をいたします。15節工事請負費230万円。一つ訂正がございます。説明欄の2行目の給水管を配水管へ訂正方、お願いします。工事請負費でございますが、この工事につきましては、井無田地区及び下名連石の両簡易水道の配水管布設並びに布設がえでございます。もう1カ所、津留地区の小規模水道組合の導水管の布設がえでございます。16節原材料費、81万6,000円、水道施設整備に伴いまして原材料の購入費でございます。主なものといたしまして、ポリエチレン管並びにジョイント関係の附属品でございます。

続きまして、2目の簡易水道整備事業費でございます。補正前の額、2億2,240万円、補正額、148万9,000円、計の2億2,388万9,000円です。財源の内訳といたしまして、地方債50万円、一般財源98万9,000円です。

節の説明をいたします。11節需用費でございます。10万円。これは消耗品といたしまして、コピーの使用料でございます。13節委託料、31万6,000円。これにつきましては、設計監理委託料の額が決定いたしましたので、この差金を一応減額といたします。15節の工事請負費でございます。200万円。これにつきましては、山都中央地区簡易水道拡張工事に伴いまして、事業費の軽減に伴う配水管布設延長の短縮等によりまして、一部急勾配な箇所があります。この急勾配の箇所に配水管を埋設しますので、配水管の保護のために一部舗装工事を施工するものです。17節公有財産購入費、減額の29万5,000円です。山都地区簡易水道拡張工事によります、稲生野配水施設用地並びに減圧弁用地の購入費でございますが、これも一応事業が確定しまして、予算が余りましたので、減額いたします。

歳出合計ですが、補正前の額3億3,772万4,000円、補正額406万5,000円、計の3億4,232万9,000円です。

次に、歳入の説明をいたします。6ページをおあげください。

1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道負担金です。補正前の額191万円、補正額は減額の21万9,000円です。計の169万1,000円、なお、減額につきましては25年度で新規加入金として20戸の納付をいただいておりますので、この分の63万円を減額いたしております。また、矢部地区並びに清和の越ノ尾、そして山都中央の工事負担金として41万1,000円を徴収するものです。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目繰入金でございます。補正前の額1億5,267万4,000円、補正額205万2,000円、計の1億5,517万6,000円です。これは一般会計からの繰入金となります。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金でございます。補正前の額150万円、補正額182万2,000円、計の332万2,000円でございます。これにつきましては平成25年度から26年度への繰越金が332万2,000円となりますので、今回182万2,000円を補正するものでございます。

7款町債1項町債1目簡易水道事業債でございます。補正前の額1億3,790万円、補正額50万円、計の1億3,840万円でございます。

続きまして、表紙の次のページをお願いいたします。

平成26年度……。済みません、3ページの第2表、地方債の補正をお願いします。

起債の目的、簡易水道事業債。補正前限度額、1億3,790万円。補正後限度額、1億8,040万円です。

以上です。

続きまして、表紙の次のページをお開きください。

平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算。平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,400万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。平成26年9月4日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第42号 字の区域の変更について（山都町田小野）

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第42号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） それでは、議案第42号の御説明をさせていただきます。

議案第42号、字の区域の変更について（山都町田小野）。地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定により、山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成26年9月4日提出、山都町長。

山都町田小野地内でございます。変更前の字名が、辰本ノ前。区域、336の一部、337の一部、338の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに346、347に隣接する道路、水路である公有地の全部。変更後の字名、堂ノ宇土。

続きまして、変更前の字名、堂ノ宇土。408から410までの各一部、411から414まで、415の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部。変更後の字名、辰本ノ前。

変更前の字名、綿打。520、522、523の合併の一部、521の一部、524及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部。変更後の字名、辰本ノ前。

変更前の字名、井出口宇土。644、645の1、646の1。変更後の字名が、辰本ノ前。

変更前の字名、久留見尾。1220の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部。変更後の字名、中ノ切。

変更前の字名、中ノ切。1074の一部、1075の一部、1076の1の一部。変更後の字名、久留見尾。

提案理由。町の区域内の字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページにA3で区画整理の区域図を出しております。変更前の字が非常に小さくて申しわけございません。A3に縮小した関係で。黒が旧字界、それから赤が新しい字界になっております。

変更の理由でございますが、現在、県営中山間事業によりまして、中島地区において区画整備事業を行っておりますが、圃場整備により区画形状が変わり、字の区域の変更が生じたのでこれを整理するものです。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「字の区域の変更について（山都町田小野）」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第43号 字の区域の変更について（山都町金内）

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第43号「字の区域の変更について（山都町金内）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 続きまして、議案第43号の説明をさせていただきます。

議案第43号、字の区域の変更について（山都町金内）。地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。平成26年9月4日提出、山都町長。

山都町金内地内でございます。

変更前の字名、藤無田。区域が、1917の一部、1918の1の一部、1918の2の一部及びこれらの

区域に隣接介在する道路である公有地の全部。変更後の字名、萱野。

変更前の字名が萱野。区域、また1889の一部、1889の一部、1890の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部。変更後の字名、藤無田。

変更前の字名、五反切。区域が、1936の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部。変更後の字名、天神森。

提案理由。町の区域内の字の区域を変更するには地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページに区画整理の字界変更図をつけております。同じように、変更前の旧字界が黒でございまして、新しい字界が赤の線が入っております。

同じように、県営中山間事業によります中島地区においての区画整理事業を行っておりますが、区画整理によります区画形状が変わり、字の区域の変更が生じたので、これを整理するものです。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「字の区域の変更について（山都町金内）」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第44号 山都町辺地総合整備計画の変更について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第44号「山都町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画振興課長、本田潤一君。

○企画振興課長（本田潤一君） それでは、辺地計画の変更について御説明申し上げます。

議案第44号、山都町辺地総合整備計画の変更について。山都町辺地総合整備計画を別紙のとおり変更することとする。平成26年9月4日提出、山都町長。提案理由です。本計画の変更は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

1ページをお開きください。

今回の計画変更の辺地は、島木4区地区でございます。

まず右上にございますが、人口129名、面積3.3平方キロメートルの部分でございます。位置につきましては、辺地の概要ですが、ごらんとおりです。字図を上げてあります。辺地の中心につきましては島木字福良6126番地、辺地度数は155点となっております。これは次ページで説明申し上げます。

2、公共的施設の整備を必要とする事情。中段以降を読み上げたいと思います。また当該地域の主要道路は、生活道路と農産物の流通道路を兼ねているが、狭隘で曲路が多く、生産物の流通にも不便を来しているのが現状である。そこで、道路の改良・舗装を行い交通網を整備し、農林産物の生産向上を図り、地域農林業の所得向上を目指し、住民の生活と文化の水準の向上のための地域振興を図ることが整備の事情でございます。

3番につきましては整備計画でございますが、平成22年度から平成32年までの11年間の計画ということに変更になります。下に財源の変更額を書いてありますが、括弧が変更後の額でございます。またこれは後ほどのページで出てまいります。

財源内訳としましては、一番下でございますが、国庫の社会資本整備総合交付金事業65%を充てる予定でございます。

次のページをお願いいたします。

辺地におきましては、先ほども申しましたけれども、各項目の算出点数の合計が100点以上である必要がございます。一番下でございますが、これの採点を行いますと155点ということで、辺地に該当するということでございます。

次のページをごらんください。

別添4とありますが、こちらが施設別の年次別計画表でございます。平成22年度から行っております町道瀬戸福良線の改良工事並びに町道小柏原松の生線改良工事の整備計画の年度計画でございます。事業費並びに特定財源の内訳がございます。総事業費の変更額が上段の括弧書きとなっております。総額5億6,500万8,000円ということに変更になります。町道改良分2億6,080万8,000円が上乗せということになります。

次ページをごらんください。変更理由書でございます。

島木4区辺地につきましては、町道瀬戸福良線は峰集落と福良集落を結び、国道445号に接続する重要な道路です。中心市街地までのアクセス道路は本路線が唯一の道路であり、また、災害時の避難道路として使用されていながらも未整備の状況にありました。

このため、平成22年度より社会資本整備総合交付金等を活用し当該路線の整備を行ってきたところです。しかしながら当初計画していた交付金の配分がなく、事業が思うように進まない状況にあります。また当該路線の福良集落内についても、非常に狭隘で危険な状況にあるため、整備する延長を追加計画しています。

さらに、追加する町道小柏原松の生線は山都町の小柏原集落と御船町の松の生集落を結び、熊本市街地や近隣市町村へのアクセス道路として重要な路線です。

現在は道幅も狭く離合箇所もない未整備の道路であるため、今回、整備することにより安心安

全な生活環境を提供し、辺地地域と辺地地域外の地域格差の解消も見込まれます。

このような理由により、今回、島木4区辺地計画により当該2路線の事業費の変更及び計画延長を行うものです。

次ページに全体図がございますが、山都町のほぼ西側ということになります。この詳細図面がさらに最終ページでございます。今回ここにあります町道の瀬戸福良線並びに町道小柏原松の生線の改修工事の変更に伴う計画の変更でございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第44号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「山都町辺地総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号 工事請負契約の締結について（上鶴橋橋梁下部工工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第9、議案第45号「工事請負契約の締結について（上鶴橋橋梁下部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 議案第45号の御説明を申し上げます。

議案第45号、工事請負契約の締結について。次の工事について請負契約を締結することとする。平成26年9月11日提出。山都町長。

1、工事番号、民安26国第2号。工事名、上鶴橋橋梁下部工工事。3、契約金額、8,305万2,000円。4、契約の相手方、上益城郡山都町杉木465-1、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎。5、入札の方法、指名競争入札。

提案の理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

まず、予算について申し上げます。この予算につきましては、当初予算第12号で継続費として承認いただいている予算の執行でございます。

次ページをお開きください。

資料です。工事請負契約概要です。1、2については省略いたします。3から読み上げます。3、工事場所、山都町田小野地内。4、入札年月日、平成26年9月3日。工事内容、逆T式橋2基、大型ブロック積工（護岸工）134平米、橋台設置に伴う仮設工一式。指名業者、下記のとおりでございます。

次ページをお開きください。

公共工事請負仮契約書。1、2、3については省略いたします。4、工期、平成26年9月29日から平成28年2月19日まで。5、請負代金、8,305万2,000円。6、契約保証金、830万6,000円。7、解体工事に要する費用等。上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。平成26年9月9日。発注者、山都町。代表、山都町長。受注者、商号のみ、大栄企業株式会社、代表取締役、込山憲太郎です。

次ページをお開きください。入札結果一覧表でございます。大栄企業さんの落札ということでございます。

次ページをお開きください。資料の1ページですけれども、位置図でございます。先般、7月24日の臨時議会によりまして、上鶴線の道路改良工事を発注いたし、議会承認をいただいております。その一部の下部工の発注でございます。

2ページをお開きください。今回はA1橋台、A2橋台ということで、下部工を、この部分を発注するというところでございます。7月の臨時議会におきましては、ピンクの色がついているところまでを議会承認をいただいた部分でございます。

3ページをお開きください。橋梁の全体一般図を上げております。まず、上の図でございますが、側面図ということで、赤の部分が逆字T型の橋台でございます。今後下部工を設置して、その後、上部工を載せていくという段取りになります。下のほうに平面図を入れておりますが、左右、A1、A2ということで発注するものでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第45号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号「工事請負契約の締結について（上鶴橋橋梁下部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第46号 工事請負契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第46号「工事請負契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、続きまして、議案第46号の御説明を申し上げます。

議案第46号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。平成26年9月11日提出。山都町長。

1、工事番号、社道改矢第4号。2、工事名、長谷線道路改良工事（1工区）。3、契約金額、6,283万4,400円。4、契約の相手方、上益城郡山都町下市242-1、株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。5、入札の方法、指名競争入札。提案の理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。

1、2につきましては省略いたします。3、工事場所、山都町北中島地内。4、入札年月日、平成26年9月3日。5、工事内容、道路改良123メートル、ボックスカルバート工25メートル、ブロック積工52.1平米、L型擁壁工16メートル。6、指名業者、下記のとおりでございます。

次ページをお開きください。公共工事請負仮契約書。1、2、3については省略いたします。4、工期、平成26年9月29日から平成27年3月20日まで。5、請負代金、6,283万4,400円。6、契約保証金、628万3,440円。7、解体工事に要する費用等。上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社坂本建設は、各々の対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとして、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。平成26年9月9日。発注者、山都町、代表山都町長。受注者、商号のみ、株式会社坂本建設、代表取締役中崎晃紀。

次ページをお開きください。入札結果一覧表です。このようになって坂本建設落札です。

次ページをお開きください。資料1です。位置図をつけております。九州中央自動車道の長谷インターの長谷線をつかえなければならぬ工事でございます。長谷道路改良工事、1工区ということです。

2ページをお開きください。1工区123メートルです。赤で色づけしている部分を今回御承認

いただく工事の区間でございます。熊本に乗り込む部分と、熊本から本線がおりてくる部分が黒で書かれておりますが、その下に町道を、旧町道長谷線の色づけの部分につけかえるという工事でございます。

資料の3ページをお開きください。標準断面図と切土部の標準断面図をつけております。幅員4メートルでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第46号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

○6番（赤星喜十郎君） この図面ですが、町道のつけかえ部分はわかりますが、この手前の構造物は、これは何ですか。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） この部分は水路でございます。水路です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「工事請負契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区）」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）

○議長（中村一喜男君） 日程第11、議案第49号「物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第49号、物品売買契約の締結について報告いたします。

次の物品について売買契約を締結することとする。平成26年9月11日提出、山都町長。1、番号、山総新備第1号。2、品名、山都町役場（新庁舎）議場備品。3、契約金額、1,566万円。4、契約の相手方、熊本県上益城郡御船町大字御船1046、有限会社第一事務機、代表取締役増岡壽美。5、入札の方法、指名競争入札。提案理由です。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決

を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。本件につきましては、さきに入札を行いまして仮契約が調いましたので、御承認をお願いするものでございます。

ページをめくっていただきまして、物品売買契約概要でございます。入札年額日は、平成26年9月3日です。指名業者につきましてはごらんとおりの6社でございます。

その次の裏面が開札調書でございます。

その次が物品購入仮契約書でございます。この中で第1条の納入期限、平成27年1月9日、いす以外の机等は平成26年11月15日としております。納入場所は山都町役場（新庁舎）3階議場内ということにしております。

その次のページが仕様書が2枚続きます。今回、表になっておりますものがございまして。横になっているものがございまして。番号が付してございます。1番から16番まででございますけれども、今回は新規に購入します備品と、ここ清和総合支所でございます、保管をしております議場備品の一部の転用を行うものでございます。番号が1から11までが新規に購入するものでございます。12から15までが転用するものということでございます。

その次のページの平面図の中で、斜線で、網かけの部分があるかと思えます。机等に網かけがしてございます。この部分が今回転用備品、既存品を使う、転用するというものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（中村一喜男君） 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）

○議長（中村一喜男君） 日程第12、議案第50号「物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 議案第50号、物品売買契約の締結について報告いたします。

次の物品について売買契約を締結することとする。平成26年9月11日提出。山都町長。

1、番号、山消整第1号。2、品名、消防小型可搬ポンプ。3、規格・数量、4ストロークB

ー 3級 9台、4ストロークCー1級 1台。4、契約金額、1,252万8,000円。5、契約の相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役西銘生治氏でございます。6、入札の方法、指名競争入札です。提案理由。本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

ページをめくっていただきまして、物品売買契約概要でございます。入札年月日は平成26年8月27日です。指名業者につきましてはごらんとおりの4社でございます。この裏面が開札調書になっております。

その次のページが物品売買仮契約書でございます。これも第1条で納入期限を平成26年10月17日としております。納入場所は山都町役場でございます。

最後のページが仕様書になっております。今回、4ストロークエンジン搭載ポンプでございますけれども、このエンジンにつきましてはガソリンエンジンでございまして、燃費がよく、排気ガス中の有害物質が少ないというような環境に配慮されたものでございます。また排気音も小さく、起動が容易であるという特徴もあるところでございます。今回はB3級をそこに書いておりますように9台、それからC1級を1台、計10台を購入予定であり、配置につきましては、表の中ほどにあります10の分団に配置をするものでございます。なお、B3級、C1級というふうになっておりますけれども、これは放水量や放水圧力により区分をされているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合によって9月16日を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、9月16日は休会とすることに決定しました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 2 時03分

9 月 26 日（金曜日）

平成26年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成26年9月4日午前10時0分招集
2. 平成26年9月26日午前10時0分開議
3. 平成26年9月26日午後0時06分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場（清和総合支所）議場
6. 議事日程（第23日）（第5号）
 - 日程第1 議案第47号 工事請負契約の締結について（町道瀬戸福良線橋梁上部工工事）
 - 日程第2 議案第48号 工事請負契約の締結について（町道小峰目射線青葉瀬橋改築上部工工事）
 - 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
 - 日程第4 委員会報告 町道認定について
 - 日程第5 認定第1号 平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について（常任委員会報告）
 - 日程第6 認定第2号 平成25年度山都町水道事業会計決算認定について（常任委員会報告）
 - 日程第7 認定第3号 平成25年度山都町病院事業会計決算認定について（常任委員会報告）
 - 日程第8 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について
 - 日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	監査委員	森田京子
教育長	山下明美	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	佐藤珠一	蘇陽総合支所長	有働章三

会計課長	田上博之	企画振興課長	本田潤一
税務課長	甲斐重昭	商工観光課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
水道課長	甲斐良士	農業委員会事務局長	山本祐一
住民環境課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

10. 出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第47号 工事請負契約の締結について（町道瀬戸福良線橋梁上部工工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第47号「工事請負契約の締結について（町道瀬戸福良線橋梁上部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） おはようございます。では、議案第47号の御説明を申し上げます。

議案第47号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。平成26年9月26日提出、山都町長。

- 1、工事番号。社道改矢第6号。
- 2、工事名。瀬戸福良線橋梁上部工工事。
- 3、工事場所。山都町島木地内。
- 4、契約金額。1億1,267万3,160円。
- 5、契約の相手方。極東・大栄建設工事共同企業体、代表者、熊本市東区渡鹿8丁目1-46、極東興和株式会社熊本営業所、所長、緒方公一。
- 6、入札の方法。条件つき一般競争入札（事後審査型）。

提案の理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。

資料です。工事請負契約概要です。1、2、3については、省略いたします。

4、入札年月日。平成26年9月12日。

5、工事概要。施工概要。施工延長（橋長）34.15メートル。道路幅員7メートル。主な工種、P C中空床版橋34.15メートル。護岸ブロック積工158.0平方メートル。アスファルト舗装工276.0平方メートル。

6、参加者。参加者については、以下のとおりでございます。

次をお開きください。

公共工事請負仮契約書です。1、2、3については、省略いたします。

4、工期。平成26年10月1日から平成27年3月31日まで。

5、請負代金。1億1,267万3,160円。

6、契約保証金、1,126万7,316円。

7、解体工事に要する費用等。上記の工事について、発注者山都町と受注者極東・大栄建設工事共同企業体、代表取締役、極東興和株式会社熊本営業所、所長、緒方公一は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき、本契約としての効力を生ずるものとして、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者の記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月22日、発注者、山都町、山都町長。受注者、商号のみです。極東・大栄建設工事企業体。極東興和株式会社熊本営業所、所長、緒方公一です。

3ページをお開きください。

入札結果です。ここに書いてあるとおりでございます。

4ページをお開きください。

位置図を設けております。島木地内の瀬戸福良線でございます。

5ページをお願いします。

島木地内の県道稲生野甲佐線から町道福良に、引き込み線を変えて、橋梁をかけるという工事でございます。

詳細図を6ページにつけております。平面図です。カーブ橋になりますけども、こういう形で、赤の部分が今回契約、発注を行う部分でございます。

7ページをお開きください。

側面図と平面図を設けております。赤で着色した部分を今回橋梁として、そして、載せる部分でございます。あと右の部分については、標準断面図をそれぞれ載せておるところでございます。

以上が、第47号の請負契約の説明でございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第47号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「工事請負契約の締結について（町道瀬戸福良線橋梁上部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第48号 工事請負契約の締結について（町道小峰目射線青葉瀬橋改築上部工工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第2、議案第48号「工事請負契約の締結について（町道小峰目射線青葉瀬橋改築上部工工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、引き続きまして、議案第48号の御説明を申し上げます。

議案第48号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。平成26年9月26日提出、山都町長。

- 1、工事番号。道改清第3号。
- 2、工事名。小峰目射線、青葉瀬橋改築上部工工事。
- 3、工事場所。山都町緑川地内。
- 4、請負金額。8,530万9,200円。
- 5、契約の相手方。昭和コンクリート・協信建設工事共同企業体。代表者、熊本市東区尾ノ上1丁目18番地9号、昭和コンクリート工業株式会社熊本営業所、所長、茂田勝。
- 6、入札の方法。条件つき一般競争入札（事後審査型）。

提案の理由、本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。

資料でございます。工事請負契約概要。1、2、3については、省略をいたします。

4、入札年月日。平成26年9月12日。

5、工事概要。施工概要。施工延長152.9メートル（うち橋梁31.4メートル）、道路幅員5メートル、主な工種、橋梁部、PC中空床版橋31.4メートル、改良部、ブロック積工46.0平方メートル、排水構造物工87メートル、アスファルト舗装工484.0平方メートル。

6、参加業者。下記1社でございます。

次のページをお開きください。2ページになります。

公共工事請負仮契約書です。1、2、3については、省略をいたします。

4、工期。平成26年9月29日から平成27年3月31日まで。

5、工事請負代金。8,530万9,200円。

6、契約保証金。853万920円。

7、解体工事に要する費用等。上記の工事について、発注者山都町と受注者昭和コンクリート・協信建設工事共同企業体は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月22日、発注者、山都町長。受注者、商号のみ、昭和コンクリート・協信建設工事共同企業体。昭和コンクリート工業株式会社熊本営業所、所長、茂田勝。

3ページをお開きください。

入札結果の表でございます。一覧表でございます。

4ページをお開きください。

位置図を書いております。青葉瀬の入り口の橋梁になります。

5ページをお開きください。

工事場所の施行箇所の詳細図を設けております。県道清和砥用線についております町道小峰目射線の青葉瀬の橋梁の上部工でございます。

6ページをお開きください。

平面図を設けております。赤で着色している部分が、今回、契約する工事箇所でございます。

7ページをお開きください。

側面図と平面図をそれぞれ、上段が側面図、下段が平面図ということで描いております。上部工の部分のみです。

以上が、この議案の説明でございます。

以上、終わります。

○議長（中村一喜男君） 議案第48号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 一、二点教えてください。まず、さっきのやつもそうでしたけれども、かなり金額が張りますが、これは難しい設計、工事かどうか。私も素人じゃわかりませんが、橋梁は、ちょっと難しいんじゃないかなと思いつつ聞くんです。この設計は町の建設課でやったのか、どこでやったのかということが第1点です。

それから、2番目、条件つき一般競争入札と言いますから、条件はどういうことであったか。エリアを条件にしてるんだらうと思うんですね。熊本県内の業者を指名したのか。あるいは、上益城とか、あるいは中央圏とか、そういうふうなエリアの条件じゃなかったかなど、私はそう思いながら見てるんですが、具体的にこの条件というのは、どういう条件だったのかということが2番目。

それから、3番目には、この一般競争入札の事後説明というのは、どういうことをやっているのかと。

そして、最後、今の議案については、競争者がいなかったと。あと1社あったけれども、これは資格がなかったというふうに、これ書いてありますね。そういう場合は、どういう契約になるのか。競争者がいなければ、競争原理が働かないという素朴な疑問になりますけれども、そういう場合は、いわゆる随契ということになるのか。これは結果として、この予定価格に対して、何%ぐらいになったのかと。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） まず、設計の部分について、お答えを申し上げます。

概要でも御説明申し上げましたPC橋でございますけれども、これは略しまして、プレストレストコンクリート橋と申しまして、PC鋼材を使っております。通常の鉄筋コンクリート橋よりも、非常に過重に強い橋ということです。スパンを長くとれるという特徴があります、PC橋については。町のほうでの設計は無理ですので、外注をかけております。外注して、設計をしていただいて、そして、それを積算を持ち上げて、入札にかけるという部分でございます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、ただいまの中村議員から質問があった件について、御回答いたします。

まず、本工事の条件についてでございます。今回の入札に当たりましては、いわゆるゼネコンと町内業者の共同企業体ということを経営条件にいたしております。高度な技術力が、今、建設課長が申しましたとおりでございます。それと、安定した経営力ということで、そういった大手業者、いわゆるゼネコン、それと町内業者との共同企業体、いわゆるJVで、参加を条件としていただいております。

また、町内業者につきましては、土木一式工事の格付でA1またはA2業者ということを経営条件にしております。

あと、代表構成員のほうですけれども、こちらにつきましては、九州地域内に営業所を有することということが、一つ条件がっております。

それから、構成員につきましては、山都町内に主たる営業所を有することということで、そういったエリアにしておるところでございます。

続きまして、事後審査の件で御質問がございました。いわゆるこの入札参加資格の確認の件でございますけれども、これにつきましては、入札前には入札参加の資格者名簿、そういった登録

の有無ですとか、格付等と、今申しあげましたような条件に合致するかということの審査を行いますけれども、入札後については、全ての項目について一括して審査をするという方式で、事後審査ということにしております。

ですので、開札後は一旦開札を保留としまして、落札候補者ということで、入札参加資格の確認を行うという形にしております。落札候補者につきましては、落札候補者の決定通知を差し上げますので、それに基づきまして、必要書類を提出して、それを町のほうで審査を行うという形にしておるところでございます。

それから、入札者が1人であった場合の件の質問もございました。いわゆる一般競争入札というのは、先ほどもございましたけれども、入札参加資格を有していれば、入札参加意欲のある方はどなたでも参加できるということでございますけれども、入札を実施するまでは、明確な、正確な数というのはわかりません。ですが、工事概要ですとか、入札参加資格を今回のように公告をして、明らかにしておりますので、その中で入札参加意欲のある方が入札に参加をされるということが前提条件でございますので、入札意欲のある方の入札参加機会は確保されているというふうに判断いたしております。したがって、入札者が1人であっても、入札における競争性は確保されているということで、一応、有効であるという見解でございます。

一方ですね、指名競争入札の場合には、当初指名した業者の方が辞退をされて、結局お一人であったといった場合には、指名した以外の方に入札参加意欲のある方がいることも想定されますので、そういった場合には、競争性が確保されていると言いがたいという判断ですので、指名基準に基づいて再入札を行うという形をとっているところでございます。

それから、一番最後の御質問ですけれども、今回は予定価格に対しましてほぼ100%近い落札率というふうになっておるということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） いま一つ釈然としないところがありますね。一応、形式的には、競争原理が働いとる形になってる。形に。実態としては、私はそうは思わない。そういう感じでしたから、わざわざ質問したんですよ。やっぱり今後こういうことは起こり得ると思います。十分、担当はそのことも頭に入れてやってください。とにかく町民の税金を使うわけですからね。

それで、この条件つきというのはよくわかりました。ゼネコンと地元業者。地元業者はA1、A2クラスと。で、ジョイント組みなさいという、そういう条件だな。で、ゼネコンは県内一円に事業所を持っているということかな。県内在住のゼネコンだということ。

（「発言する者あり」）

ついでに、一緒に答えてください。

一応、条件つきというのは、そういうことだったということがわかりました。

それと、設計の積算は業者にさせるんですか。もちろん業者がするんですね。だから、そこがやっぱり問題なわけですね。業者が外注します。業者の守秘義務というのは当然あるはずですが、これはどういうふうな条件をつけてるんですかね。この辺のところから、不公正な問題が起きて

きます。

そういうことで、なるべく公正・公平に、そして多くの資格業者に機会を与える、なおかつ、そこには公明性がなからんとならない、公平性が働かなきゃならないと。それでないと、建前は競争原理ということだけれども、実際は競争してないことが、非常にこれまでの例としてはあり過ぎました。金額が大きいですからね。形の上の方法をとっておるという感じが、私はどうしても否めません。もっと私たちの疑問が払拭できるような発注の仕方を今後とも考えていってください。これは業者、受注者側と発注者側の知恵比べ、これは永遠のテーマなんですね。だからこそ、私はいつもこれは言うんです。

だから、なるべく受注者に有利な情報が流れないように、そして、発注者がきちんとした競争原理を働かせるような方法をとって、町民が、有権者が、納税者が納得できる、安くていい仕事をしてもらう。それが契約の大原則ですね。商行為上、大原則ですね、いいものを安くと。そういうことが大原則ですから、それに本当にならなっているかということになれば、かなり私は疑問に思うんです。

私どもは素人ですから、設計業者が、PCコンクリートでこうやったと。PCというのは、私どもが俗に理解しているのは、ピアノ線の入った構造物みたいにしか私どもは、それぐらいの理解しか持ち合わせておりませんけれども、とにかく、その程度の私どもの専門知識ですから、幾らと言えは幾らなんですよ。そして、それが外部に漏れるようなことがあってはなりません、設計業者とはどういうふうな条件をつけて発注するのか。それもついでに聞いておきます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） まず、1点目のゼネコンの件ですけれども、ゼネコンの営業所の所在地につきましては、九州地域内に営業所を有することということで、条件を付しておるところでございます。

また、一般競争入札の件につきましては、競争入札、一般競争入札自体が、非常に手続の客観性が高い、それから発注者の裁量の余地が少ないこと等を非常にこう、まあ、一般競争入札の特徴というのは公平性が高いということで、国のほうもそういったことで、一般競争入札できるだけやりなさいということで、今、要請をしているところでございますけれども、一方で、不良不適格業者の排除が非常に困難であるということも、一方で言われておりますし、施工能力に欠ける業者も落札をする可能性もございますので、そういったことで、今回のように条件つきということ、それから、総合評価をする、事後審査をするということで、二重三重に条件資格を付してやってきたところでございますけれども、御指摘のとおり、結果として1社しか応札がなくて、一応そこにつきましては、競争性の担保はどうされてるんだという話だと思っております。できるだけ私どもも、入札参加意欲のあるところにつきましては、ぜひ参加をしていただくような形をとりまして、競争性の確保については、十分考慮していきたいと考えております。

設計につきましては、建設課長にお願いします。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） お答えいたします。

設計につきましては、あくまでも専門業者から数量をいただくということでございます。数量をいただいた部分について、今度はお金を張りつけていくわけですが、それについては、町役場のほうで張りつけていきます。

鋼材につきましても、何社もありますから、1社から見積もりをとるんじゃなくて、同じ製品をお宅の会社は幾らで納入できますかという、数社見積もりを入れます。その平均をとりまして、設計書の中に張りつけていくというようなことでございます。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 私が知りたいのは、その設計業者に対してどのようなという。守秘義務が当然あると思うんですよね。その辺はどうしているのかということです。設計業者と受注者がツーツーになれば、もう手の内が見えてしまうわけですから、いかに競争原理が働いとると、形の上で言っても、実際はそうじゃないという場合がかなりあるんですよ。それをどうしているのかと聞いてるんです。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 設計につきましても、一応、入札を行いまして、落札業者がとるわけです。その中にはもちろん守秘義務もありますので、約款を遵守していただくということが第一条件でございます。そして、納品をしていただく、契約期間内にですね。ということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。私は端的に言います。

まず、この入札のことですが、この工事契約については異論はありませんが、問題は1社応札ということの適否、本当にこれでいいのか。当然、公告をして、入札参加を募ったという形で、結果的には1社ということになったと。果たして、この1社応札がずっと、また次出てくるかもしれない。これには競争原理も働いたと言われますが、この1社応札、この適否をどうするのか。こういったことが続いたときには、これについて、この入札の方法というものをひとつ考えなければならぬじゃないかということが一つ。

もう一つは、こういった金額の張る工事においては、どの工事でも同じですが、適正工期をつくって、この工期に立派な製品を受注した人に対しては、立派な製品をまた発注者におさめていただく、しかも、その工期内におさめていただくというのが原則ですが、必ず工期は終わる、いろんな条件でついに繰り越すというふうになりますので、この点はそういったことがないように、十分な配慮をしていただきたいということ。この2点、ひとつ聞いときます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 1社入札の適否の件でございますけれども、結果として、先ほど申しあげましたように、1社しか応札をしなかったということで、競争性が担保されているのかという御指摘だというふうに思っております。

昨年でしたか、県内の振興局あたりで1社応札、入札の事例が数多く出まして、そのことで、県のほうも、それに対していろいろ対応を考えてやってらっしゃるといようなことで、本町におきましても、仮にこういった1社しか応札がないような形になりますと、どうしても競争性は確保されているという前提であるものの、結果として、1社しか応札がございませんので、そういったことにつきましては、今後は県あたりと対応、歩調を合わせながら、町としても、競争性が確保されるような形を考えていきたいというふうに思っております。

2点目、適正工期は、また建設課長のほうから。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 適正工期について、御回答させていただきます。

橋につきましては、渇水期、水が少ない時期に工事を行うというのが原則でございますので、冬場に発注をかけるわけですが、一応、継続の予算をいただいておりますので、年度内予算ということで、3月31日をめどといたしております。しかし、これは3月31日までは終わりませんので、条件を入れております。財務局の裏起債、起債の承認がとれたら工期を延ばしますという、入札の段階です、入れておりますので、2月末日から財務の審査を入れますので、それがとれば、繰り越しをお願いするという段取りになろうかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 一つ抜けておりましたが、応札についての背景がどうなっているかを一つ、抜けておりました。それと、適正工期、それだけのことをやっぱり説明してもらえば、何も問題ないということですので。そういったときにはやっぱり、委員会であったり、こういった本会議では、それまでもつけて説明していただくようお願いをします。

1社応札があったわけだから。1社応札の背景。県でもこういうことが起きてたぶん出ているわけで、そういった背景を伺いたいわけです。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、県内の幾つかの振興局管内で、1社入札、応札が行われたというのが、1年以上前だったかなというふうに、ちょっと記憶をいたしております。

それにつきましては、県のほうも、やはり競争性が確保されているとはいいがたいといようなことで、そういったコメントもあったかというふうに理解はいたしております。新聞報道でありましたように、数多くそういった1社入札の事例がございましたので、県のほうとしても、それまでは、当然これが無効ということはないんですけれども、それにつきましては競争性が担保されるような方法を考えていくということでございますので、町としましても、そういった方向性で、また方法で、今後やっていくこととしたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号「工事請負契約の締結について（町道小峰目射線青葉瀬橋改築上部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） おはようございます。

諮問第2号について、説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成26年9月4日提出、山都町長。

住所、熊本県上益城郡山都町柏960番地。氏名は、菅原健二さんです。生年月日は、昭和20年9月17日です。

諮問理由です。この諮問をするのは、菅原健二氏が、平成26年12月31日をもって任期満了となるので、後任の候補者として菅原健二氏を再任し、推薦するため、議会の意見を求める必要があるからです。

菅原氏は、山都町柏の光西寺住職で、人格は温厚で識見も高く、これまで3期9年間にわたり人権擁護委員として御尽力いただき、さまざまな相談に真摯に応じていただいております。町民の方からの信望も大変厚いものがございます。人権擁護委員としてふさわしい方であり、ここに法務大臣への推薦をしたく、意見を求めるものです。よろしく申し上げます。

○議長（中村一喜男君） 諮問第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

日程第4 委員会報告 町道認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第4、議案第41号「町道認定について」を議題とします。

本件については、本定例会において、経済建設常任委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） それでは、常任委員会の報告をいたします。

経済建設常任委員会審査報告書。本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、事件の番号。議案第41号。

2、件名。町道認定について。1、妙見支線、2、面田線、3、橋詰線。

3、審査の結果。認定。

4、審査の経過。本件については、9月17日午後1時より現地調査を行った結果、原案のとおり3路線を町道に認定することとしました。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「町道認定について」は、経済建設常任委員長報告のとおり決定しました。

日程第5 認定第1号 平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、認定第1号「平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案について各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） 皆さん、おはようございます。それでは、決算審査報告、連合審査の結果を読み上げて、報告させていただきます。

1 ページを開いてください。

初めに。25年度は3月5日に工藤新町政がスタートした。この1年、懸案だった庁舎建設も基礎部分が岩盤に阻まれて若干おくれはしたが、ほぼ順調な進捗だった。

地方を取り巻く情勢は、アベノミクスによるトリクルダウン効果もなく、人口減はとまらず、格差はますます広がるばかりである。そんな中、新町政は福祉と教育と集落営農の確立を標榜して船出した。そして、数々の切実な課題を抱え、試行錯誤の1年だったと思います。

その執行状況の連合審査の結果を、次のとおりに報告します。

まず、決算の概要。大方は監査委員報告にあるので、なるべく重複を避けながらも、若干つけ加えておきます。

起債残高が103億3,647万8,000円で、前年比9億7,644万9,000円の減である。合併時には180億円もの借金残をここまで減少させた労を多としたい。とはいえ、将来負担を約束する債務負担額は9億3,625万9,000円に上っており、三セクの起債償還と合わせて財務硬直の要因の一端であることも指摘しておきたいと思います。

滞納額が過年度分を合わせて、一般会計1億1,150万円。国民健康保険税主体に、特別会計が1億7,800万円の合計2億9,000万円に深刻である。財政力指数の0.192という脆弱な我が町の体力でありますから、経常収支比率は84.3で、かなり硬直化していることは、改めてお互いに認識する必要があります。

さて、私の総務委員会関係を今から報告いたします。

計数的なことは、監査委員さんのほうで詳しく報告いただいておりますので省きました。

財産管理。分収林の再造林については、鹿除けネット設置も同時に行われているが、追跡調査も求めたい。普通財産に移管された廃校跡地はさまざまな形で利活用されているが、基準となる管理並びに貸し付け規程をつくるべきだ。

2、職員研修。職員研修は言うまでもなく、資質の向上と意識改革の機会となるべきであります。同時に、男女差のない仕事分担にも、それをつなげて行ってほしいと思います。

3、これは契約と管理が、ちょっと見出しが間違っていますが、まあ。公金支出を伴う契約は、よりよいものを安くを前提に、公正な競争原理を必須要件としている。そのため、一般的には指名競争入札の方法をとっているが、果たして納税者の利益につながっているか疑問なきにしもあらずである。契約の対象次第では一般競争入札、総合評価方式、プロポーザル方式などなど積極的に、その都度、合理的な方法を取り入れていってほしい。

4、消防団。消防団員がこの10年で200名近く減員している。団員確保と自主防災組織のさらなる整備を望む。分団配置の備品については、目録の整備を求めておきたいと思います。

会計課。巨額の出納を過誤なく行い、かつ短期的な資金の預け入れや借り入れも、より有利な方法でなされており、労を多としたいと思います。

3、税務課。先に述べたように滞納が2億9,000万円に上る。競売等の、いわゆる見せしめ効果で自主納税がふえたとはいえ、楽観はできない。徴収吏員の研修を行ったり、庁内での税等徴収連絡会議など、徴収カアップに傾注していることを評価したい。だが、課税の平等割、応能応益割の現行の比率が果たして妥当かどうか、一度、検討してみる必要もあります。

住民環境課。個人情報を中心管理しており、プライバシー保護になお一層努めてほしい。人口動態では、少子高齢化現象が加速しており、昨年度は亡くなった方が317人に対して、出生

は83人、思い切った子育て支援策などで歯どめをかける必要があります。

企画振興課。総合計画策定。コンサル頼みでは立案方法がパターン化して、結果が類型化しないか懸念するところでもあります。それでも、地域ビジョンワークショップは、地域住民自身による自画像をもとに将来像を描くものであります。地域住民自身が、それを描いているということで、これは積極的な意義があります。ですから、その考えをさらに深化させるべきだと思います。山林原野の大面积売買については、常に神経を鋭敏にして情報キャッチに努めてもらいたい。産廃埋め立て初め、乱開発の恐れもあります。四季の森づくりの助成には、持続的な管理を条件とすべきであります。たった1回植えただけで放置してあるということじゃいけません。

コミュニティバス。運賃収入を発足時は2,000万円と見込んでいたが、800万円程度で推移いたしております。このことについての総括がほとんどなされておられません。その見通しの甘さを、やっぱりどこかで総括しておく必要があると思います。また、回送便の利用も積極的にふやせるよう努力してもらいたいというふうに思います。

広報。広報は、担当者1人に任せず、各課より資料や原稿提出の協力を求めるべきだ。

移住定住策。移住定住策は各地の自治体でも行われており、競争の時代に入りました。オンリーワンの魅力づくりに傾注してほしい。

地域おこし協力隊。地域おこし協力隊の応募者が減ってきていることの要因分析にも、この定住促進のヒントがあると思います。検討してほしいと思います。

自然エネルギー。自然エネルギーは、昔の水車が一番いい例です。初期投資の要らない用水路利用など、極小エネルギーの活用を目指すべきだと思います。

清和高原市場。清和高原市場は、町が多額の負担をしており、条例の中で何らか明確に位置づけるべきではないかと思います。

6、議会事務局。議会のあり方が問われている今日である。我々も改めて衿を正して、町民負託に応えなければならない。その意味では、事務局は議員活動の裏方であると同時に、身近なチェック機関であることも忘れてはなりません。

監査。大変な作業であり、その労を多としたい。ついでに言えば、一定額以上の補助金を出している団体等については、適宜に監査してもらいたい。

教育委員会。学校教育課。職員住宅29戸のうち入居者は12戸でほとんど単身である。1所帯が家族で入っておられるそうですが、家族と落ちついて教育活動を行ってもらうには、住宅の居住性を快適にすべきだ。その第一は水回りである。トイレ、風呂、炊事場の改修が必要だ。年次計画を立ててやってもらいたい。

特別支援教育。対象の児童生徒の形態は、知的障害から肢体不自由までさまざまである。実態に応じた教員配置を求めたい。

生涯学習課。通潤橋の、いわゆる寿命調査がなされております。石質の風化度合いとか、そういうのがなされておりますが、中間報告をやってほしい。町内各地には、文化財と呼ぶにふさわしい建物や樹木があるはずだ。それらを、町民に呼びかけリストアップして、保護に努めてもらいたい。それから、スポーツ指導員の適切な人事交流を求めたい。

清和支所関係。分譲地の売れ残り区画は、住民の共用地として貸し付けてはどうか。

清和発電所の売電価格が、10月から31.68円に3倍強となったにもかかわらず、売電収入は前年並みとなっている。砂防ダムの取水のため、流木等で運転不能に陥ることがしばしばあったためである。費用対効果を考えれば、抜本対策ができないのが残念です。これは、実質的には、去年は3分の1しか運転していないということです。だから、さっきの極小エネルギーということにつながっていくわけでございます。

蘇陽総合支所。陸屋根の雨漏りがひどいようです。この修理は厄介です。修理しても、やがて染み出てくるようになります。適切な方法を専門家に講じてもらうよう、お願いしたいと思いません。さらに、総合支所はいつも言われることですが、全館ガス暖房です。大変コストがかかります。どうぞ省エネに、節減に努めてほしい。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 次に、厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） 厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

厚生常任委員会では、医療・介護予防を中心に、町民が安心して暮らせる町を目指す基本姿勢に基づき、特に出産から老いに至るまで、幅広い分野において、町の取り組みについて審査いたしました。

1番、社会福祉事業。社会福祉協議会は、介護保険事業や障害福祉サービス等、地域に密着したさまざまな事業を行っている。同協議会も合併して9年目を迎え、さらなる地域福祉の充実に向けた取り組みを期待する。民生委員、児童委員においては、地域の事柄をよく調査し、福祉活動の中心的存在として、活発な活動が行われている。今後さらに研鑽され、地域支援に取り組まれることを期待する。

2番目、児童福祉事業。現在、公立保育所9園、私立保育所4園、へき地保育所2カ所で保育事業を行っている。保育所全体の運営経費は、町立保育園約6億300万、私立保育園2億1,600万、広域保育400万円、へき地保育所3,100万円、合計8億5,500万円が支出されている。1人当たりの町の負担金は、町立保育園179万、私立保育園38万、へき地保育所127万となっている。公立保育園への国・県負担金はゼロであるが、私立保育園には1億1,200万円の助成がなされている。これを見てもわかるように、今日、私立保育園への移行が進んできていると思われる。本町でも、保健福祉総合計画策定委員会から保育園の統合に係る答申が出されている。その後、子ども・子育て会議で検討されているが、一日も早い町の決断を促したい。

3番目です。老人福祉事業。山都町老人クラブは、61単位老人クラブから成り、会員数4,482名で活動している。それぞれの地域において、清掃活動、花の苗植え等、美化活動に積極的に参加され、地域福祉に大いに貢献されている。長寿を恐れる社会でなく、長寿を楽しむ社会を目指してほしいものである。

4番、健康づくり事業。自治振興区ごとに1名の健康づくり推進員が選任され、現在も28名が行政と一緒に活動され、特定健診受診率アップに努力されている。ただ、受診率が横ばいで推移していることは気にかかる。平成25年死亡原因の内訳を見ると、ガン27%、肺炎21%と約

50%を占めている。ガン検診の受診向上にも力を入れてもらいたい。

5番目、国民年金事業。本町の国民年金被保険者は、平成26年3月末現在で2,990人となっている。意外にも少ないと感じられる本町においては、7,150人が何らかの年金を受給されており、年金の給付金額は約47.5億円と町民の生活基盤になっている。今後も年金制度の周知を図り、被保険者の受給確保とともに、納付率向上に努めてもらいたい。

6番、町立養護老人ホーム浜美荘。平成25年度末の入所者は、定員50名に対して49名で、平均年齢は83.9歳である。入所者が自立した日常生活ができるよう、一人一人に合ったきめ細やかな支援に努められている。民間でできない部分、公立でなくてはならない部分の勉強会も行われている。しかし、民間委託という話も数年前から出てきている。現在の社会情勢の中で、民間に向かうことは仕方ないと思われる。すぐには解決できなくても、ある程度の方向性、時期を含めて明示すべきである。

7番、隣保館。隣保館は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である同和問題を解決するための拠点として、昭和51年に開設された。地域住民の理解と信頼を得ながら、本日に至っている。

高齢化が進み、ひとり暮らしも多くなってきている。また、築30年を経過した住宅は、屋根と壁は改修してあるものと、いろいろと不便な所も多く、相談件数も年々ふえている。行政改革の中、独立では閉鎖的に見える。同じ方向にある社会教育の中での位置づけが望ましいと思う。

8番、住民環境。環境衛生対策。平成25年度における浄化槽の設置状況は、個別整備事業によるものは68基で、昨年度と比較すると同数である。平成21年度と比較すると、7割程度の割合で減少傾向にある。環境保全のため、今後も設置の推進に努めてもらいたい。

(2)です。火葬業務。昨年度から、2名に火葬業務を委託している。火葬実績は227日、334体だそうです。耐火材全面積みかえ、耐火物修繕及び機器更新には、高額な費用がかかっている。施設の維持管理のためにも、火葬料値上げも考える必要があるのではないか。

特別会計。1つ、国民健康保険事業。国民健康保険制度は、地域保険として根づいているが、近年、少子高齢化が進む中、医療費は増大し、保険税収入は減少し、ますます厳しい状況にある。保険税の収納率は、昨年より少し上回っているが、累計約1億8,000万円の滞納額があり、問題である。関係課と連携しながら、回収に向けて努力をしてほしい。また、国保だけでは将来が不安である。福祉全体で考える必要があるのではないか。

2番、介護保険事業。本町は、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ち、健康な生活が続けられることを目標に、地域社会全体で支えられる仕組みを推進している。しかしながら、本町の高齢化率は、平成25年10月1日において40.5%と、県下で2位に位置している。今後、2人に1人が高齢者になると予測されている。介護に携わる人も限られる。これからは、住まいを中心に、医療、介護、予防、生活支援が一体的になれる本町に合ったシステムづくりが必要である。

3番、後期高齢者医療事業。後期高齢者医療制度は、熊本県下全市町村で構成する広域連合が運営を担っている。被保険者は、平成26年3月末で4,280人と、昨年より70人減少している。入院患者の4割が後期高齢者であり、医療費も増大化にある。保険料の未納がないように力を入れ

て運営に努力をされたい。

最後に、健康福祉課の体制について、現在は職員145名、予算規模は88億円である。1人の課長の目が届く範囲ではない。各部署部署には、係長、いろいろとおられますけども、機構改革の時でもありですね、二分化することも必要ではないか。検討されたい。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 厚生常任委員長の報告が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） それでは、経済建設常任委員会の報告をいたします。

1、農業委員会。農業委員会として、農地パトロールの調査や太陽光発電施設整備・家族経営協定等の締結等、幅広い事業に成果を挙げており、今後も積極的に取り組まれることを期待する。

以下、課題として3点を指摘しておきたい。

①人・農地プランについて。人・農地プランには、新規就農者も含まれ、何より生活基盤の強化が重要である。各農業委員がそれぞれ指導者として、あるいは相談相手として、力を尽くされることを期待する。

②太陽光発電施設について。太陽光発電施設としての土地利用が進んでいる。今後は、さまざまな問題が出てくる可能性があるため、充分討議されることを望む。また、農村景観の維持も不可欠になってくることから、多方面からの議論が必要である。

③新規就農者受け入れについて。新規就農者受け入れについては、各地域との関係が密接となってくることから、各地域との情報の共有化が必要になってくるものと思われる。連携の強化を望む。また、新規就農者受け入れも本町にとって最重要課題であるため、積極的に情報の発信と受け入れ準備をしっかりと行っていただきたい。さらには、今後とも、受け入れ条件の緩和も引き続き検討されることを望む。

2、農林振興。（1）農政。農業振興については、条件不利地域でありながらも、農業基盤安定のための施策が展開されている。集落営農、人・農地プランなど、国や県の補助事業を有効に活用し、事業への取り組みがなされている。今後も、農業所得の向上と集落営農や集落維持に向けた積極的な取り組みを期待する。

また、国、県の補助施策に該当しない事業については、町の団体営補助事業が対応されているが、農家の声に対応し切れていない現状である。今後は、予算の確保により、より一層農家意欲を促すような事業展開を望む。

一方、実践活動事業として、本町が独自に取り組んできた山都町環境保全型農産物認証制度は、平成25年度認定者4名4品目となり、ついに成果を見ることなく消滅した。制度をつくるだけで、人と物、金が活用できなかつた、典型的な失敗の実例である。しかし、本町は有機農業生産の発祥の地であり、農家戸数も熱意も全国で一番である。安心・安全な農産物、日本一をPRする絶好の機会でもある。今この時こそ、過去の反省に立って、認証制度の見直しと工夫による起死回生の一手を打つ必要がある。

(2) 林政。有害鳥獣駆除対策が大きな課題となっている。特に鹿、イノシシの駆除については、猟友会との連携を密にし、駆除に当たることを望む。また、南郷絵のブランド化への組織立ち上げができたことは、長きにわたる実証の成果が評価されたものであり、今後、高品質の素材生産と林家の生産意欲の向上に期待する。

3、商工観光。(1) 商工振興。商工団体への助成金等の見直しが検討されてきた。商工会経営指導の件数は3,150回で、創業指導は21件である。商工振興対策としては、その成果が見えてこない。経営診断、強い事業体をつくり、経営の改善を図るべき支援が引き続き必要である。

一方、浜町、馬見原商店街の活性化対策においては、街並み環境整備、夜間景観の創出の基盤整備や、夢チャレンジ推進補助金を利用して、地域と行政が連携して、まちづくりに取り組んでいることは喜ばしいことである。旧浜町会館の利活用については、検討委員会の意見を踏まえ、早急に提示すべきである。

(2) 労働振興。雇用対策として、全額県の補助金を利用して、16事業39名の雇用を創出している。失業者の雇用、就業の機会の提供は果たせたものの、安定的な常時の雇用につながっていないのが残念である。

(3) 観光振興。通潤橋を初めとする農村、歴史、文化をつないだ事業が展開されている。三大祭り、トレイルラン、歴史ウォーク、神楽祭りは、美しい自然景観の観光資源を生かした事業として地域振興に寄与しているが、経済波及効果が増大しているとはいいがたい。商工会、観光協会一体となった施策に取り組んでほしい。

4、特別会計。国民宿舎事業。町の観光施設の中核であるが、施設の補修費の増大、地方経済の回復のおくれ等の外的要因により、利用率は低迷、稼働率50%程度としている。経営改善計画書をもとに、問題、課題解決に取り組んでほしい。滞在型エコツーリズム事業を活用し、新たな顧客獲得の戦略を図るべきである。

5、地籍調査事業。本町の地籍調査対象面積は429.95平方キロで、平成25年度末現在進捗率は38.79%である。矢部地区は14.01%、清和地区が50.29%、蘇陽地区が73.36%となっている。予定としては、あと22年ほど要する見込みであるが、著しく過疎化が進む中であって、一年でも早く調査が終わることを望む。

6、建設。(1) 土木管理費。① 県工事負担金。道路網で重要路線の国・県道の維持及び改良工事を県に対して要望し、用地交渉等に協力した。単県道路側溝整備工事6件、単県道路改良工事5路線6カ所、地域道路改築工事2路線2カ所が行われた。利便性の向上と安全な生活環境が確保されたことを評価するとともに、今後も積極的に取り組まれることを望む。

②砂防関係事業負担金。急傾斜地や急流河川沿いに家屋が存在することから、住民の不安解消や安全確保のため、急傾斜地崩壊対策事業2地区、総合流域防災事業3地区、単県砂防事業1地区を実施している。今後とも積極的に推進することを望む。

(2) 道路橋梁費。①道路橋梁総務費。道路台帳整備を図るため、図面等の作成が行われている。

②道路維持費。ア、委託料。1級町道を中心に、46路線188キロの町道草刈り業務が委託されている。イ、維持工事。町道における路面、側溝等の老朽化に伴う整備、維持が行われている。それから、地域の要望も多く、期待に応える努力を望む。

③道路新設改良単独事業費。繰り越し事業分4路線の改良工事、測量設計が実施されている。現年度14路線の改良工事・測量設計、新規3路線の測量設計が実施されている。

④道整備交付金事業費。継続3路線、新規6路線が実施されている。有利債を活用し、事業の推進を望む。

⑤大矢野原演習場周辺民生安定化事業費。久留見尾線においては、全体事業が完了している。上鶴線については、用地買収及び家屋並びに立木補償が行われている。

⑥特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費。鍛冶床線160メートルの改良工事が実施されている。26年度以降に舗装工事が予定されている。

⑦社会資本整備総合交付金事業費。道路整備のほか、道路ストック総点検、コミュニティバス車両購入を行い、有効活用されている。道路整備には、11路線及び効果促進5事業が実施されている。

⑧自然災害防止事業費。二瀬本井野線等について、落石防護網等の設置を行い、通行の安全が図られている。

(3) 河川費。14河川29カ所の護岸雑草処理業務を各集落に委託されている。河川の美化、災害発生の防止の効果等が期待されるので、事業の継続を望む。

(4) 住宅。①公営住宅等管理費。公営310戸、特公賃住宅40戸、単独住宅12戸、計362戸を管理しており、維持修繕費として814万9,000円を支出されている。解体が6戸行われている。耐用年数を過ぎた住宅も多く、計画的な改修、建てかえ、払い下げ等も検討されることを望む。

②小集落住宅管理費。32戸を管理し、維持修繕費として107万7,000円支出されている。

(5) 都市計画費。浦川線の舗装が行われている。今後も計画的な整備を望む。

(6) 公共土木施設災害復旧費。繰り越し15件は梅雨前までに、現年災17件は3月末日をもって全箇所復旧工事が完了している。

(7) 高速道路対策費。北中島までの早期完成と、矢部までの供用予定年度の明示と早期完成を図るため、活動展開が行われている。

7、特別会計、簡易水道事業。24年度より整備が進められてきた遠隔監視システム事業が、25年6月に完了し、簡易水道全施設の監視体制が整い、事故、故障等の早期発見、ふぐあい箇所の特定に寄与している。山都中央簡易水道事業は、25年度、御所地区南東部を対象とした給水拡張工事が実施され、26年度の西谷、稲生野、川又地区の工事へとつながっている。29年度の上水道

との統合に向け、25年度から資産調査に入っている。新たな水道整備の要望もあり、今後の課題は大きいが、住民サービスの観点から、避けて通ることのできない問題なので、引き続き、町として、前向きな取り組みを望む。

以上、報告いたします。

○議長（中村一喜男君） 各常任委員長の報告が終わりました。結びについては、各常任委員会を代表して、総務常任委員長、中村益行君の報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） それでは、結びを読ませていただきます。

終わりに。合併して9年がたった。その間、我々は、旧町村が抱えていた負の部分を克服しながら、財政の健全化と一体感の醸成に努めてきた。だが、人口減少はとまらず、三セク問題等、課題山積である。

帰農、田園回帰が言われて久しい。近ごろ、政府もふるさと創生、あるいは地方創生を唱え初めたが、実態は中核都市構想であり、山村地域とは縁遠い話のようだ。高度成長期と真逆のベクトルとならない限り、この山里の町への波及効果は期待すべくもない。

我々の責務は、主体性を持って町の未来像を描き、それに向かってどう取り組むのか、具体的な実践であり、その意味で、町長提唱の集落営農論は単なる生き残りの方法論を越えたものがある。そこには、自然と共生する共同体の価値理念を見ることができ、そのことを今度の決算に重ねながら、次年度への糧としたいと思います。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） これはお尋ね、答弁できないかもしれませんが、調べておいてください。

経済常任委員会の報告の中で、2の太陽光発電がございます。太陽光発電のことです。これで、山都町の中にある、よその地域の人たちの所有権か持ち物か、それはわかりませんが、簡単に言うならば、阿蘇のほうから入って来られている牧野の件です。この資金が大々的に太陽光発電をというような話をちょっと聞いておりますが、土地の所有権が優先するのか、町が、行政側が優先するのか。例えば山都町の中にある個人の、他の地域の人たちの所有物、所有権まで向こうのほうの人たちが持っているのかどうかもわかりませんが、こういうところで大々的にしたとき、町が黙って、それを見過ごせるのかということ。

それから、ついですが、テレビのニュースでちょっとあっておりましたが、太陽光発電も何か頭打ちになってきたような感じです。電力会社が無制限に買い入れるということではなく、施設を使用するとき、ちょっと待ってくれというようなことが言われ始めたようです。太陽光発電の場合、御承知のように、天気がよければいっぱいできます。曇ったり、雨が降ったりすれば、ゼロになる。それでは、供給と需要とのバランスにおいて困るというのが、電力会社の意見のよ

うでございます。

そういうことも含めて、今後のことについて、調べておいてくださいということをお願いいたします。

○議長（中村一喜男君） 経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） 御意見は承りましたので、調査をいたします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定するというものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について」は認定することに決定しました。

日程第6 認定第2号 平成25年度山都町水道事業会計決算認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、認定第2号「平成25年度山都町水道事業会計決算認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

○議長（中村一喜男君） 経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） それでは、経済建設常任委員会の審査報告をいたします。認定第2号、平成25年度山都町水道事業会計決算認定についてでございます。本委員会に付託された平成25年度山都町水道事業会計決算は、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

次のページです。

平成25年度水道事業会計決算審査報告書。山都町水道事業会計決算については、平成25年度山都町水道事業決算書及び事業報告書、並びに聞き取り調査を実施し、審査を行った。有収率向上のため、老朽化した水道管の更新は急務である。水道管の老朽化更新事業として、町道の改良及び維持工事3路線、並びに新庁舎周辺道路整備事業とあわせて、水道管整備工事が実施された。

会計決算については、当年度純利益から前年度繰越欠損金も処理され、黒字決算の報告がなされた。

現在、有収率について、39%のロス率の改善や、平成29年度の簡易水道との統合に向け、公営企業会計制度への移行も進められているが、料金の統一や老朽化した施設などの課題も見受けられる。今後も効率的な運営のため、適切な取り組みを願い、報告といたします。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「平成25年度山都町水道事業会計決算認定について」は認定することに決定しました。

日程第7 認定第3号 平成25年度山都町病院事業会計決算認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、認定第3号「平成25年度山都町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、藤澤和生君。

○厚生常任委員長（藤澤和生君） 認定第3号、平成25年度山都町病院事業会計決算認定について。本委員会に付託された平成25年度山都町病院事業会計決算は、審査の結果、次の意見書をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

そう病は24年に新築され、へき地医療、地域医療、救急業務の中心病院を目指し、新たにスタートした。それから2年目を経て、25年度決算に至っている。

診療面では、入院延べ患者数は減少したものの、入院収入を含め、人工透析、歯科診療において、大きな収入増になっている。また、外来患者数も増加し、地域に密着した信頼される病院になってきている。

しかし、今後の課題も見受けられる。訪問看護に関しては、広大な本町においては、移動に時間を要し、また、費用負担の面で、利用者の経済的負担も考慮せざるを得ず、短時間のサービス提供となっている。これは、採算面からすると、大きなマイナス要因となっている。公的病院であり、医療費削減についての配慮も大切な事柄ではあるが、よりよい方法はないものか、今後、検討されたい。

医師、薬剤師、看護師等の不足は経営面にも関係するので、各機関と協議を行い、万全な医療体制を確立してもらいたい。

へき地診療所については、今後、特に高齢者が多くなり、必要不可欠である。医療サービスを含む、公的病院としての役割を果たしてほしいものである。

県境の救急業務は、各行政機関と打ち合わせて、一日も早く体制を確立されることを望む。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「平成25年度山都町病院事業会計決算認定について」は認定することに決定しました。

ここで町長より発言の申し出がっております。これを許します。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） ただいま平成25年度の一般会計、特別会計、水道事業会計、及び病院事業会計の決算につきまして、認定との御決定をいただき、まことにありがとうございました。

この間、各委員会の皆さんにおかれましては、多忙な中にもかかわらず、熱心な御審議と現地に出向いての御確認をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、各部署の審査の過程で、種々の御指摘、御指導を賜り、ありがとうございました。私もといたしましては、これらの御指摘のありました事柄に十分留意しながら、今後も適切な予算執行を図り、効率的、効果的な行政運営に、なお一層努力いたす所存でございます。

委員の皆さん方におかれましては、今後とも御指導、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の言葉といたします。まことにありがとうございました。

○議長（中村一喜男君） 日程第8。

（「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり）

何ですか。

（「請願前にちょっと意見を言わせていただきたい」と呼ぶ者あり）

いや、もう入りますよ。

（「請願前に意見を言わせてください」と呼ぶ者あり）

日程第8 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について

○議長（中村一喜男君） 日程第8、「請願及び陳情等付託報告について」を議題とします。

（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

請願第1号「今年12月に実施されると発表された熊本県山都町大矢野原演習場での日米共同訓練の中止を求める意見書を政府へ提出するよう求める請願」について報告を求めます。

（「議長、議長。一言言わせてください。ちょっと一言言わせてください」と呼ぶ者あり）

もう進めよらすけん。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） 総務委員会審査報告をさせていただきます。

案件は請願です。ことし12月に実施される山都町大矢野原演習場での日米共同訓練の中止を求める意見書を政府へ提出するよう求める請願書。請願者が、熊本県平和委員会、松本泰尚。紹介議員が、吉川美加議員です。

このことにつきましては、一旦、委員会では論議不十分で、できれば本会議に戻して、お諮りしたいということを一応決定しました。全員出席じゃないことでもありましたけれども、そうしておいたら、事務局の見解として、これは委員会で結論を出してほしいということもありまして、日にちがなくて、私も二、三日不在にしておったし、そういう状況もあって、一応、私のほうで決定権はございませんので、継続審査をお願いすれば、ここで、議会のほうで、またその辺は判断いただくであろうという形で、きょう継続審査と。非常に、委員会として主体性のない報告になってしまいますけれども、そういう形で、きょうは報告させていただきます。継続審査です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長報告に対する質疑ですか。そうでありますので、委員会の中で質疑してください。

（「いや、委員じゃなくて、ちょっと。委員会の中で議論が。ちょっと手を挙げさせてください。委員長にあるんです」と呼ぶ者あり）

委員長に対する。

（「議長に言ってるんです」と呼ぶ者あり）

委員長に対する質疑ですから。だから、委員会の中で質疑を行ってください。

（「議長、おかしいって。そら、わかっとなるばってんが」と呼ぶ者あり）

じゃあ、7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） そら、議事進行ではそうかもしれませんが、だから冒頭に、私、委員長報告の前に手挙げて、言わせてくださいって言うとしたでしょう。

今、委員長から報告もありましたけれども、3日目に総務委員会で、田上議員はちょっと欠席でありましたけれども、一応3日目になると、大体予定では2日目だったんですけども、委員長が3日目にするということで、3日目に延びました。4人の中で議論を重ねまして、ここに書いてあるとおり、議論不十分じゃないです。議論はある程度尽くしました。その中で、採決上は2対1で不採決となったんです。しかし、委員長が先ほど申されてましたように、本会議のほうで諮りたいというような申し出がありましたんで、それならばということで、不採決であったけれども、本会議にということでありましたんで、きょうを迎えたわけでありましてけれども、来てみてびっくりしたのは、それが継続審査であったと。聞けば、本会議では扱えないと。委員会に付託してあるから委員会でのことであったと。そういうことであれば、戻せば、不採決であったということでもあります。その報告もなしに、委員長の独断専行によって、こういった継続審査という形です。当日来て、委員会を開くといっても、10分前になって委員会

を開いたって、それは話ができるはずがないんです。

そういう中で勝手に、来てみたら継続審査なんていう形ができとってですね。私はこれは、こういった委員会の運営は本当に好ましくないと思っています。私がちょっと怒りを覚えるのは、こういった、きちんとルールに基づいた中での委員会の運営の中で報告した審査であれば何も言いません。不採択であろうと、採択であろうが。ところが、一応、不採択であったにもかかわらず、委員長が本会議に諮りたいという申し出の中できょうを迎え、議会上は何かしらの形を出さないかんとということで継続審査ということであったでしょうけれども、そうであれば、きょうの9時にでも集合するという形で、いま一度、委員会を開く中で、田上議員も来られておられるんですから、そういった中で1時間ぐらいの時間を設けてですね、きちんとした委員会報告を出すべきであったのではなかろうかと思ってるんです。

ですから、この報告に関しては、請願1号、それから陳情9号に関してはですね、2件とも不採択で、委員会では当日は成立しております。4名、過半数以上で成立しております。そうなったにもかかわらず、こういった報告を勝手にすること自体に私は異議を覚えます。

ですから、これは無効であって、これは改めて、議長のほうから委員会にですね、委員会の招集権は委員長にあるかもしれませんが、こういった形であれば、議長のほうから、委員会にまた差し戻していただいて、きちんと結論を、報告を出してくれというふうな指導をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 委員長報告としては不採択で、議会のほうに出しておりますので。

（「継続審査」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 継続審査で出ておりますので、このまま本会議で審査していただきたいと。

○7番（江藤 強君） だから、それは委員長の独断専行ですよ。

（「事実無根なところがあります」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） いいです。これは進めます。いいですか。

（「全く事実無根だ」「本会議で、委員長の要望は一応、本会議で諮ってくれという話もあったから、本会議で諮ってもいいんじゃないですか、議長の判断で」「二人でやりとりするぐらいなら、どっか外でせい。こけ手を挙げよらすよ」と呼ぶ者あり）

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。話を聞いていますと、本来は委員会に付託された案件は、本会議に委員長の報告という形で出てくる。これはもう正当なことです。しかし、今、7番議員が、本来はそういったことじゃなかったという形を。

（自席より発言する者あり）

まあ、私が発言中はちょっと控えてください。それはそれとして、私どもが見るのは、継続審査という形の報告と、審査の結果が、そう捉えることだろうと思います。

しかし、委員会に付託した部分が、採択か不採択か。継続審査という部分も出てくる。これは決まりの中でありませけれども、今、日米共同訓練、これが目の前に来ていると、いろんな形で

新聞報道もされている。非常に住民等に対して、皆さんが不安を覚えている。これを議会もあわせて、町も不安を払拭、そして、安全な共同訓練ができるような形をせねばならないところに、継続審査と出てきた、このこと、これは、私は議会として、これは不親切であるし、避けるべきではないかと思います。

委員会の報告には委員長の見解を出すべきものではありませんので、そのところを踏まえたところで、委員長にお尋ねします。答えてください。

○議長（中村一喜男君） 委員長報告です。

12番、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） 私見ではございません。私はまず、私は委員長だから、私は意見が言えないからということで、当日、私は田上議員の欠席は知らなかったんですよ。ほかの議員は知ったようですけど。とにかく急いでしてくれと、江藤議員の要求がありましたので、委員会を開いた。そしたら4人しかいなかったんですね。だから、一人一人聞きました。吉川議員は当然、紹介議員ですから、私たちは紹介議員だと。ただ、詳しいお話はなさいませんでした。江藤議員はもう最初から反対だと。どういう理由で反対か聞きましたけれども、それはありませんでした。

（「言いましたよ、私は」と呼ぶ者あり）

まず最初、順序を話している。

そういう形で、そして赤星議員。赤星議員は中間的な話でした。もう少しこれは、こういう状態だから、反対と賛成の詳しい理由を聞きたいと。

ところが、一番反対と言った江藤議員は、具体的な反対の理由を言わないんですね。

（「私は言いました」と呼ぶ者あり）

いや、言いません。

それでね、2人に、そうすると、私も委員として当然、2対2になるねと。そしたら、江藤議員のほうから、委員長は採決にはかたられんと、そういうふうな言い方ですね。形式的にはそうだろうけれども、それは赤星議員のほうも継続がいいだろうと、継続しましょうかということ。

（「赤星議員は継続とはちがう不採択って言ったろう」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 静かにしてください。

○総務常任委員長（中村益行君） そういう形になりましたので、それじゃあ、本会議にこれは。私の頭の中には、田上議員も出席でないもんだから、本会議で決めてもらおうと。このまま、本会議にお返しする、そういう報告をしようということでやっておいたら、2日前、3日前だったかな、ちょうど私がよそに行かねばならない要件がありまして、出るときに、赤星議員から、これは結論を出さんといかんようですよということでした。どうしようかな、これは招集のいとまもないと。

（自席より発言する者あり）

黙って聞きなさい。

○議長（中村一喜男君） 委員長、まとめてください。

○総務常任委員長（中村益行君） だから、それでは、継続という形、何らかの報告をしなきゃいけませんから、継続になったら、結論を出してるわけじゃないわけですね。賛成、反対の結論じゃないわけですね。あと、継続する形で、一応出しとって、けさは皆さんにそれを諮ったわけです。

全体としては、けさの話では、江藤君以外は、もう報告したなら、それでもええということでもあります。ただ、私は、最終的には議会が決定権を持っていますから。

（自席より発言する者あり）

黙って聞け。

議会が決定権を持っていますから、そういう気持ちで、きょうは報告したところであります。

ただ、委員会に付託することは、これは委員会の見識を大変尊重して付託するわけですから、委員会の結論を軽々しく本会議でひっくり返すということは、これまであんまりありませんでした。しかし、これは法的には当然、私がさっき言ったように、大前提は議会が決めることですから、委員会がどういう結論を持ってこようと、議会がノーと言えぱノー、あるいは、賛成と言えぱ賛成なんです。

そういうことになってますから、江藤君がかなりねじ曲げて、個人的な感情論で言っていますけれども、そういうことだということを申し上げておきます。

（「委員長。議長、ちょっとあぎゃしこ言われて」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） 議事を進めます。

ほかに委員長に対する質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 委員会の報告ですので、今、委員長が内容について論議された部分、その本旨については、どうにもできない、反対ということですので。それだけのことで、論議されたということは承知しました。しかし、私は議会のあり方が、こういった前に計画されている、予定をされている中で、継続審議ということになったという議会の判断の仕方ということはどうだろうか。

それでは、日米共同訓練、つまり日米安全保障条約の中で、こういった日米共同訓練が行われていると。これは何かというと、日本の安全ではなくして、周辺の全ての諸国に対する安全と平和を守るために、この日米共同訓練は非常に重要であるということが一つであるし、今まで私たちは、この日米安全保障条約のもとで、日米共同訓練があると、あらゆる部分について、自衛隊も議会も協力してきたところでもあります。簡単に賛成ということにはならないと思いますけれども、それはこれからの内容、町として、また議会としてどうするかということに論議になるだろうと思いますが、私は継続審査ということになったことについても、私はこれはいただけないということで反対をするわけです。それを表明しときます。以上。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長、ちょっとさっきのことも言わせて」と呼ぶ者あり）

いや、委員長報告ですから。

(「議長、要望しときますが、採決されるときは、やっぱり紹介議員の意見を聞いてください」)

ほかに、委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 質疑なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は、委員長の報告のとおり決することにより御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(中村一喜男君) 異議がありますので、起立によって採決します。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。継続審査に賛成の方。

[賛成者起立]

○議長(中村一喜男君) 起立少数です。継続審査とすることは否決されました。

改めて、請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

原案について採決します。請願第1号「今年12月に実施されると発表された熊本県山都町大矢野原演習場での日米共同訓練の中止を求める意見書を政府へ提出することを求める請願」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(中村一喜男君) 起立少数です。

したがって、請願第1号「今年12月に実施されると発表された熊本県山都町大矢野原演習場での日米共同訓練の中止を求める意見書を政府へ提出することを求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

陳情第7号「下市商店街の旧浜町会館の道路向かいにある火災跡廃墟の解体について」報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長(中村益行君) 陳情書の報告をいたします。

元チポリーノの跡の問題です。下市商店街の旧浜町会館の道路向かいにある火災跡廃墟の解体についての陳情が、下市第二区の区長、田中勲さんから出ております。

審査の結果。採択。建物が半焼のまま放置しており、町の景観を損ねている上、事故の心配もある。民事上の問題もあるので、本陳情を採択し、執行部差し回しとする。

これは、ほかの空き家の問題あたり等含めて、随分この問題は、各自治体を悩ませている問題でもあります。条例をつくって、解体費用を町が一部負担するとか、いろいろなことがあります。これはもう財政の限度もあります。なかなかそこまで踏み切れないというのが、各自治体の実態です。こういう火災でなくても、普通の空き家でもですね。特にここは、現地を見まして、あの

ままでは、本当に単なる物理的な事故だけじゃなくて、社会的な犯罪の巣窟になりかねないという感じもしないでもありませんでした。何とか持ち主と交渉しながらですね。地主と建物の持ち主はどうも違うようですので、執行部のほうで、その辺は十分御調査なさって、善処いただくように、執行部に差し回しいたします。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第7号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号「下市商店街の旧浜町会館の道路向かいにある火災跡廃墟の解体について」は、採択することに決定しました。

陳情第9号「『特定秘密保護法』廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書」について報告を求めます。

総務常任委員長、中村益行君。

○総務常任委員長（中村益行君） 報告いたします。これも、先ほどの共同演習の問題と同じです。そういう経過をたどって継続といたしました。

これには、署名がどれだけだったかな、署名もついておりました。若い人たちが、非常に危機感を持って取り組んだことでもあります。本当に我々の人権がこれで守られるのかということなんです。そういう意味で、全国では、違憲立法審査権の対象になるということで、訴訟も起きている、そういうことでもあります。委員会としては、先ほどのような経過をたどって、継続審査ということ報告するわけでございます。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。継続審査とすることは、否決されました。

改めて、陳情第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

原案について採決します。陳情第9号「『特定秘密保護法』廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書」を採択することに賛成する方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、陳情第9号「『特定秘密保護法』廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書」は、不採択とすることに決定しました。

陳情第10号「消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情」について報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） 経済建設常任委員会審査報告書。本常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

1、事件の番号。陳情第10号。

2、付託年月日。平成26年9月4日。

3、件名。消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情。

4、陳情者。消費税廃止宇城各界連絡会、代表、緒方幸一。

5、審査結果。不採択。

6、審査意見。消費税の増税については、既に国会で議論され、決定されたものであり、社会福祉の財源としても使われるものであります。よって、本陳情を不採択とします。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

(自席より発言する者あり)

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 消費税増税については、正直言って判断しかねるところが実はあるんですね。これをやめるとなったらば、マーケットがどういう反応を示すかということが、一番恐れられております。1,000兆円にも上るこの財政赤字を、借金の利払い、この金利がぼんと上がってしまやしないとか、いろいろあるんです。かといって、これを上げれば、経済の腰折れが起きて、大変な不況が来る。かつての橋本不況というのは、そういうものがありましたけれども。そういう論議がどれくらいなされたのか。もちろん専門家でないから、専門的なことを私は聞いているわけではありません。素朴な、そういうことを論議されたかどうかをお尋ねしておきます。

これは、どちらを選択するにしても非常に難しい問題です、みんな。先が見えない。経済学者だって、先が見えない問題を持っています。しかし、今、二つの論理が真っ二つに割れて、対立している。その中で、私どもに、どちらを選択しろといっても、なかなか難しいわけですから、そういう中身の事について、ちょっと聞いておきたいなということです。

○議長（中村一喜男君） 経済建設常任委員長、工藤文範君。

○経済建設常任委員長（工藤文範君） お答えします。

経済建設常任委員会でも、そのことについては、十分協議をいたしました。そういった協議もしました結果でございますけれども、今現在、安倍総理が景気浮揚対策ということで、まず景気を上げようということで、今、消費税アップのための景気浮揚対策というのを今打ち出しつつあります。そのことも踏まえまして、この消費税につきましては、時期についても、今、総理検討中でございますので、そういったことも加味したところで、この消費税はやむなしということで、不採択というふうなことになりました。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） そういうことでしょうかね。だから、この前の3%アップしたのが、ちょっと腰折れ現象を起こしてきている。だから、一生懸命、地方創生とか消費税アップの財政出動とか、いろんな手を打ち始めたというのは、この劇薬が効き過ぎてきてるんじゃないかなと、私は思うんですよ。だから、さらにそれで、腰折れがもたらされるようなことがあってはという気持ちもあります。だから、そういう意味からは、この問題こそ我々の論議になじまない、非常に荷が重い課題だと、私自身はここで第3の方法がとられるならば退席したいぐらいです。

以上です。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから陳情第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

陳情第10号「消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情」を採択することに賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立少数です。

したがって、陳情第10号「消費税増税の撤回を求める意見書提出を求める陳情」は、不採択とすることに決定しました。

日程第9 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（中村一喜男君） 日程第9、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続審査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長、及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

本日の会議を閉じます。これで平成26年第3回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時06分

平成26年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第36号	山都町役場課設置条例の一部改正について	9月11日	原案否決
議案第37号	山都町総合計画条例の制定について	9月11日	原案可決
議案第38号	平成26年度山都町一般会計補正予算（第3号）について	9月11日	原案可決
議案第39号	平成26年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	9月11日	原案可決
議案第40号	平成26年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	9月11日	原案可決
議案第41号	町道認定について	9月26日	原案可決
議案第42号	字の区域の変更について（山都町田小野）	9月11日	原案可決
議案第43号	字の区域の変更について（山都町金内）	9月11日	原案可決
議案第44号	山都町辺地総合整備計画の変更について	9月11日	原案可決
議案第45号	工事請負契約の締結について（上鶴橋橋梁下部工工事）	9月11日	原案可決
議案第46号	工事請負契約の締結について（町道長谷線道路改良工事（1工区））	9月11日	原案可決
議案第47号	工事請負契約の締結について（町道瀬戸福良線橋梁上部工工事）	9月26日	原案可決
議案第48号	工事請負契約の締結について（町道小峰目射線青葉瀬橋改築上部工工事）	9月26日	原案可決
議案第49号	物品売買契約の締結について（役場新庁舎備品）	9月11日	原案可決
議案第50号	物品売買契約の締結について（消防小型可搬ポンプ）	9月11日	原案可決
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		

	て	9月26日	原案答申
認定第1号	平成25年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	9月26日	原案認定
認定第2号	平成25年度山都町水道事業会計決算認定について	9月26日	原案認定
認定第3号	平成25年度山都町病院事業会計決算認定について	9月26日	原案認定
報告第9号	平成25年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	9月4日	報告済
報告第10号	平成24年度山都町一般会計継続費精算報告書について	9月4日	報告済
議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	9月26日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議員

山都町議員
